

第5次三郷市総合計画後期基本計画（案）

パブリック・コメント時点から修正ありません。

目次

序論	P6
施策体系	P30
重点テーマ	P32
まちづくり方針1	
「安全でいつも安心して住めるまちづくり」	
扉（目指す姿）	P33
1-1-1 強靱な防災基盤の構築	P34
1-1-2 風水害対策の強化	P36
1-1-3 消防体制の充実	P38
1-2-1 防犯活動の強化	P40
1-2-2 交通安全対策の推進	P42
1-2-3 市民相談体制の充実	P44
まちづくり方針2	
「こどもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり」	
扉（目指す姿）	P47
2-1-1 妊娠・出産に対する社会的支援の強化	P48
2-1-2 子育てと仕事の両立支援	P50
2-1-3 こどもや子育て家庭への支援	P52
2-2-1 質の高い教育及び環境の充実	P54
2-2-2 青少年健全育成の推進	P56

まちづくり方針3

「水と緑を生かした環境にやさしいまちづくり」

扉（目指す姿）	P 59
3-1-1 生活環境の保全	P 60
3-1-2 緑と水辺による快適環境の創出	P 62
3-2-1 環境対策の推進	P 64
3-2-2 ごみの減量と廃棄物の適正処理	P 66
3-2-3 公共下水道の整備	P 68

まちづくり方針4

「都市基盤の充実した住みやすいまちづくり」

扉（目指す姿）	P 71
4-1-1 計画的な土地利用の推進	P 72
4-1-2 地域特性を生かした魅力ある拠点の形成	P 74
4-1-3 快適な住環境の創造	P 76
4-2-1 憩いとなる公園づくりの推進	P 78
4-2-2 誰もが円滑に移動できる道づくりの推進	P 80
4-2-3 公共交通アクセスの充実	P 82
4-2-4 良質な水の安定供給	P 84

まちづくり方針5

「魅力的で活力のあるまちづくり」

扉（目指す姿）	P 87
5-1-1 にぎわいのある商業の振興	P 88
5-1-2 活力ある工業の振興	P 90
5-1-3 都市型農業の振興	P 92
5-2-1 産業と雇用の創出	P 94
5-2-2 魅力ある観光の振興	P 96
5-2-3 グローバルな視点に基づくまちづくりの推進	P 98

まちづくり方針6

「誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり」

扉（目指す姿）	P101
6-1-1 読書を通じた交流の推進	P102
6-1-2 読書環境の整備	P104
6-2-1 生涯学習の推進	P106
6-2-2 スポーツ・ウェルネスの推進	P108
6-2-3 文化・芸術の振興	P110
6-2-4 文化財・伝統文化の保存・継承	P112
6-3-1 平和と人権を大切にする社会づくり	P114
6-3-2 ジェンダー平等社会の形成	P116

まちづくり方針7

「健やかで自立した生活を支え合うまちづくり」

扉（目指す姿）	P119
7-1-1 健康づくりの推進	P120
7-1-2 安定した社会保障制度の確立	P122
7-2-1 地域福祉の推進	P124
7-2-2 地域包括ケアシステムの推進	P126
7-2-3 障がい者福祉の充実	P128
7-2-4 高齢者福祉の充実	P130

経営方針

扉（目指す姿）	P133
---------	------

（1）経営方針1「地域力の醸成」

1-1 コミュニティ活動の推進	P134
1-2 世代を超えた人々がつながる機会の創出	P136
1-3 市民のまちづくりへの参加	P138

(2) 経営方針2「まちの魅力向上」

- 2-1 シティブランディングの強化 P140
- 2-2 広域行政の推進 P142
- 2-3 多様な主体とのパートナーシップの構築 P144

(3) 経営方針3「行財政基盤の強化」

- 3-1 持続可能な行政経営の確立 P146
- 3-2 公共施設マネジメントの推進 P150
- 3-3 スマートで人にやさしい自治体の構築 P152

序論

▶計画策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨と目的

本市では、まちづくりの基本となる考え方を示した「三郷市自治基本条例」を平成21年6月に制定しました。第5次三郷市総合計画は、この三郷市自治基本条例第16条に定められた「市長は、議会の議決を経て、市政運営の指針となる基本構想を定めるとともに、基本構想、基本計画及び実施計画で構成される総合計画に基づき、総合的かつ計画的に市政を運営するものとする。」に基づいて策定され、実施されます。

第5次三郷市総合計画は、本市の将来都市像を描き、まちづくりの方針と経営の方針を明確にする令和12年度までの羅針盤となるもので、総合的かつ計画的な行政運営を行うための最上位計画です。市民と行政が「参加と協働のまちづくり」を進めるための「手引書」でもあります。

(2) 計画策定の視点

1) 市民の信託と参加に基づく市政

多様化する行政ニーズに対応し、市民の理解度と地域力を高めていくには、市民、団体、企業、議会、執行機関等が自ら責務を自覚するとともに、参加と協働のまちづくりを積極的に進めていくことが重要です。計画策定にあたっては、多くの職員が関わり、市民ワークショップ、パブリック・コメント手続などの様々な参加を経て計画づくりに取り組みました。

2) 健全な財政運営

社会情勢や行財政状況の変化を踏まえ、「選択と集中」による効果の高い施策・事業を優先的に実施するとともに、総合計画においては将来都市像実現に向け、実効性のある中長期的な視点を持った計画の策定に努めました。

3) 危機事象に対するリスクマネジメント

近年、予測困難な局地的豪雨や竜巻災害等の発生が懸念されるほか、感染症などの新たな脅威への対策の必要性が高まる中、本市においては、基本構想におけるまちの将来都市像を目指す上で、国が示すレジリエンスの考え方を踏まえ、強くなやかくて持続可能なまちづくりを進めていくことが必要と考え、計画の策定に努めました。

4) 国際的な視点を踏まえた取組み (SDGs)

国においては、平成27年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された国際目標について、実施指針と8つの優先課題を掲げ、SDGsと地方創生を結びつけて取組みを始めています。今後の市の取組みについては、様々な交流により地域の活性化を図るとともに、国際貢献に係る取組みを進めることが求められており、国際社会の一員である認識のもと、国際的な視点を踏まえながら、まちづくりに対する取組みを図っていく必要があります。

5) 行政改革の推進

少子高齢化の進行や市民ニーズの多様化など、様々な社会環境の変化を踏まえ、新たな制度や仕組みの構築、既存の制度や仕組みの変更、業務改善などの取り組みが地方自治体に求められています。

したがって、本市においても、コスト意識を持って市民サービスを最大限に向上させる取り組みを推進する必要があります。

¹ レジリエンスの考え方：国は、災害に対する事前の備えとして、最悪の事態を念頭に置いて、人命を守り、経済社会が致命的な被害を受けず、被害を最小化して迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた安全・安心な国土・地域・経済社会をつくっていくことを目指して、国土強靱化の取組を進めています。

(3) 計画の期間と構成

1) 期間

総合計画の期間は令和3年度から令和12年度までの10年間とします。ただし、社会経済の大きな変化に対して柔軟に対応するため、計画の見直しを行うこともあります。

2) 構成

総合計画は三郷市自治基本条例第16条に基づき「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」をもって構成します。

基本構想

まちづくりの理念や本市の将来都市像を明らかにし、それを実現するための基本的な施策を示すものです。各種行政計画はこの基本構想に基づき、策定・実施されます。令和3年度を初年度として、期間を10年間とします。

基本計画

基本構想に掲げる施策に基づき、根幹となる施策を具体的に示すものです。前期と後期に分け、前期基本計画は令和3年度を初年度とし、令和7年度を目標年度とする5ヶ年計画とします。後期基本計画は令和8年度を初年度とし、令和12年度を目標年度とする5ヶ年計画とします。また、将来像を実現するため基本計画において、重点的かつ優先的に取り組む施策を重点テーマとして位置付けます。

実施計画

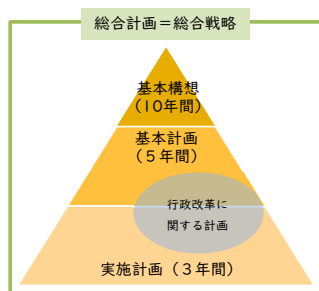
基本計画に示された、施策の具体的な実施内容を明らかにするもので、事業計画や予算編成の指針になるものです。計画期間は3年間とし、毎年見直しを行うローリング方式をとります。

3) 三郷市版総合戦略との一体化

地方創生の実現を目指して、国は地方自治体に「地方版総合戦略」の策定を求めています。

三郷市総合計画と「三郷市版総合戦略」の方向性を一致させ、よりわかりやすい計画体系とするため、総合計画と総合戦略を一体とすることとします。

※総合戦略は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年法律第136号）」に基づき策定されるもので、本市の将来的な人口問題に向けた対策を重点的に取り続けるため、地方版総合戦略として策定するものです。



4) 行政改革に関する計画との一体的な策定（基本計画・実施計画）

社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、経営方針3「行財政基盤の強化」を「行政改革に関する計画」として位置付け、「行財政基盤の強化」が実現している状態を目指します。

(4) 総合計画の進行管理

総合計画の基本構想の実現のため、後期基本計画の施策に位置づけた指標の進捗を毎年測るとともに、行政評価に基づいて、施策の達成度や効果を検証します。実施にあたっては、老若男女幅広い市民をはじめとして、団体や企業、学識者などから構成する進行管理の体制を構築し、第5次三郷市総合計画後期基本計画策定後の管理に努めます。

▶社会動向

(1) 人口減少・少子高齢化の進行

わが国の総人口は、平成20年をピークに減少が続いています。国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計（令和5年推計）によると、その減少の速度は前回推計（平成29年）と比べて多少緩むものの、今後も減少は続き、令和38年には1億人を下回り、令和52年には8700万人まで減少すると推計されています。

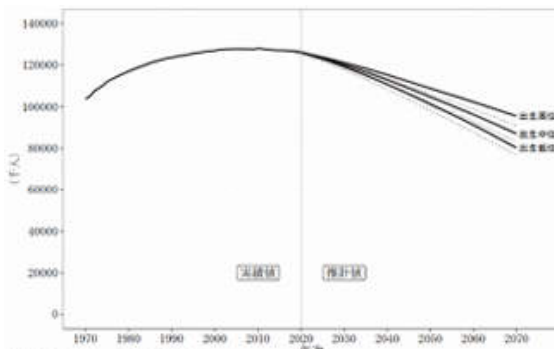
また、合計特殊出生率は8年連続で低下し続けており、令和5年には1.20と、昭和22年に統計を取り始めて以来の最低水準となりました。少子化は今後も続く予想され、将来人口推計によると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15歳～64歳）は減少を続け、令和52年には令和2年と比べ、年少人口は約5割減、生産年齢人口は約6割減と見込まれます。

高齢者（65歳以上）人口は、令和25年をピークに、その後は減少に転じると推計されています。

一方、総人口に占める高齢者の割合（高齢化率）は今後も増加傾向が続き、令和2年現在の28.6%（3.5人に1人が高齢者）から、令和52年には38.7%（2.6人に1人が高齢者）になると予測されています。

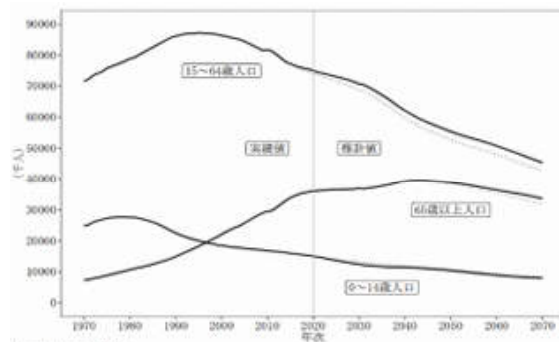
図表 総人口・年齢3区分人口・年齢3区分人口割合の推移

総人口の推移 一出生中位・高位・低位（死亡中位）推計一

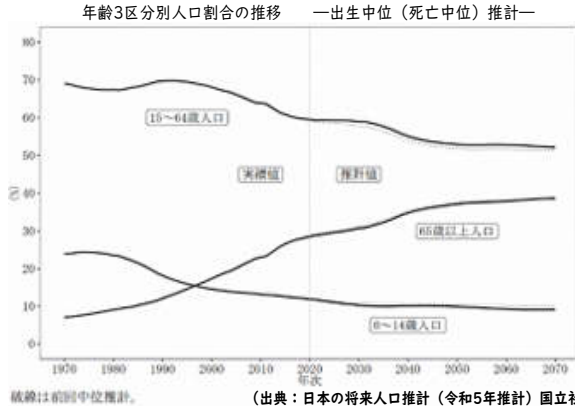


実績は今回推計。破線は前回推計。

年齢3区分別人口の推移 一出生中位（死亡中位）推計一



破線は前回中位推計。



このような人口減少や少子高齢化の進行は、労働力不足や労働生産性の低迷による経済成長の鈍化といった経済面から、社会保障費の増大による国民負担の増大、地方の担い手の不足による地域社会の弱体化等、様々な影響を与えると考えられています。

これらの課題に対応するため、まち・ひと・しごと創生法に基づき、埼玉県では令和7年に「第3期埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、生産年齢人口減少や高齢化への対応などを進めています。

(2) 子育て環境の多様化とこどもに関する諸課題への対応

核家族化の進展や、共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、子育て家庭を取り巻く環境は多様化しており、かつて家族や地域が担っていた子育てを支える機能を、社会全体でバックアップすることの必要性が、これまでに高まっています。また、児童虐待や貧困といった、こどもの健やかな成長を阻む問題への対策も引き続き求められます。近年では、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者である「ヤングケアラー」といった新たな社会問題が浮き彫りとなっています。

そのような中、多岐に渡るこどもに関わる課題に一元的に取り組む司令塔として、令和5年に「こども家庭庁」が創設されました。国は、全てのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会の実現を目指し、幅広いこども施策の総合的な推進を図っています。

(3) 持続的な開発目標 (SDGs) の実現に向けた取組み

持続可能な開発目標 (SDGs) は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標として、平成27年の国連サミットで採択されました。令和12年を達成年限とし、世界が直面する課題を網羅的に示す17のゴールで構成されています。

日本においては、人口減少や少子高齢化が加速する中、多様性と包摂性のある社会を築き、また、イノベーションを活かした社会課題の解決を通じて国の持続可能な発展・繁栄及び国際競争力の強化を実現するため、SDGs達成に向けた取組を強化することとしています。

地方においても、持続可能なまちづくりや地域活性化を推進するにあたっては、SDGsの理念を取り込むことで、政策の全体最適化、地域課題解決の加速化という相乗効果が期待できるため、SDGsを原動力とした取組が推進されています。

(4) 安心・安全確保のための取組み

日本は災害が起きやすい国土であり、常に災害リスクに直面していますが、これに加え、近年は豪雨災害が激甚化・頻発化するとともに、東京湾北部地震や茨城県南部地震といった巨大地震の切迫性も高まっています。突然発生する災害でも被害を最小限にするため、平時からの体制づくりや関係づくりが求められています。

他方、広域的な大規模災害が発生した場合、行政による救助・援助である「公助」に限界が生じることが懸念されるため、一人ひとりが、「自分の身は自分で守る（自助）」、「自分たちの地域は自分たちで守る（共助）」という考えを持つよう意識を醸成し、備蓄や近隣住民との関係性の構築等、事前に災害に備えておくことも重要です。

また、防犯の面からも、自助・共助は重要となっています。全国的な傾向として、刑法犯の認知件数は、平成15年以降減少を続けてきましたが、令和4年からは増加に転じています。また、子どもや女性が被害者となる犯罪は後を絶たず、高齢者を狙った特殊詐欺の被害も深刻な情勢が続いています。安心・安全の確保のためには、そこに暮らす人たちが一体となり、相互に見守り合う地域の形成が求められています。

(5) 「生きる力」を育むことへの取組み

新型コロナウイルス感染症の感染拡大やDXの進展、少子化、環境問題や戦争のような地球規模の課題等、教育を取り巻く社会の状況は変動性、不確実性、複雑性、曖昧性を増しています。このような中、不登校やいじめの増加といった、緊急の対応強化が求められている全国的な課題もあります。

このような背景を踏まえた国の「第4期教育振興基本計画」では、将来の予測が困難な時代においても未来を見据えた「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」や、多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じると同時に地域や社会が幸せや豊かさを感じられるよう「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が期待されています。

(6) デジタル化と生活・社会の変化

インターネットを通じての買い物や災害時等の情報収集、キャッシュレス決済、テレワークに見られるように、デジタル化により暮らしや生活が変化しています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を経て、このような変化は急速に進みました。他方、デジタルテクノロジーの発展の一方で、偽・誤情報の流通の加速や機密情報の流出のようなリスクも懸念されています。

国は「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指し、「デジタル田園都市国家構想」を掲げています。これは、デジタルの力を活用して、地方における社会課題の解決に向けた取組みの加速化・深化を図るもので、デジタル実装を通じて地方が抱える課題を解決し、誰一人取り残されずすべての人がデジタル化の恩恵を享受できる心豊かな暮らしの実現が求められています。

(7) 誰もが暮らしやすい社会の実現

ポストコロナの新しい生活様式として、テレワークが普及しました。通勤時間を短縮したり、働く場所を自由に選択したりできることは、ワークライフバランスの向上に寄与するとされています。

また、出入国管理及び難民認定法の改正に伴う外国人労働者の増加等により、多国籍な人々が一緒に暮らすという地域が増えてきています。差別や偏見がなく、だれもが安心安全に、また能力を発揮しながら生きることのできる共生社会の実現が望まれています。

一方、大きな災害が繰り返される中で、人々の社会貢献活動への参加意欲はますます高まり、さまざまなボランティア活動が活発化しています。市民一人ひとりが、行政、関連団体とともに自分たちの地域を暮らしやすいものとしていくために活動しやすい環境整備が求められています。

(8) 将来を見据えた行財政基盤づくり

国の歳出の社会保障費は今後さらに増加することが予想されます。現在、歳出が税収を上回っており、不足分を赤字国債に依存する状況ですが、これは将来世代への負担の先送りでもあるため、財政健全化への取組みが必要とされています。

国では、令和7年度において国・地方を合わせたプライマリーバランス（PB）²を黒字化すると同時に、債務残高対GDP比³の安定的な引き下げを財政健全化目標として掲げています。

² プライマリーバランス（PB）：国債の償還・利払を除く社会保障や公共事業などの行政サービスを提供するための経費（政策的経費）を、税収等でまかなえているかを示す指標のこと。

³ 債務残高対GDP比：税収を生み出す元となる、国の経済規模（GDP）に対して、総額でどのくらい借金をしているかを示す指標のこと。

三郷市の特性

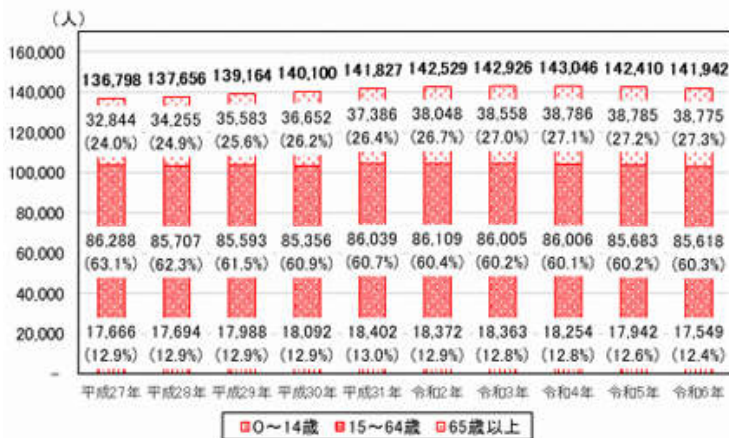
(1) 人口

① 総人口及び年齢3区分人口

住民基本台帳に基づく本市の総人口は、平成27年の136,798人以降、令和4年の143,046人まで一貫して増加していました。ただし、令和5年からは前年を下回る人口となり、令和6年の人口は141,942人でした。

年齢3区分人口については、「年少人口（0～14歳）」の区分が平成31年まで一貫して増加していましたが、令和2年からは減少に転じています。

また、「生産年齢人口（15～64歳）」の区分は平成31年と令和2年に一時増加がみられたものの、その後は減少に転じました。「老年人口（65歳以上）」の区分は、令和4年以降、横ばいの状況が続いています。



(出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」を基に作成)

② 人口動態

出生数と死亡数により求められる自然動態（自然増減数）は、本市においては平成31年以降、死亡数が出生数を上回る状態となっています。転入数と転出数により求められる社会動態（転入超過数）は、常に転入数が転出数を上回る転入超過ではあるものの、近年その傾向が小さくなっています。

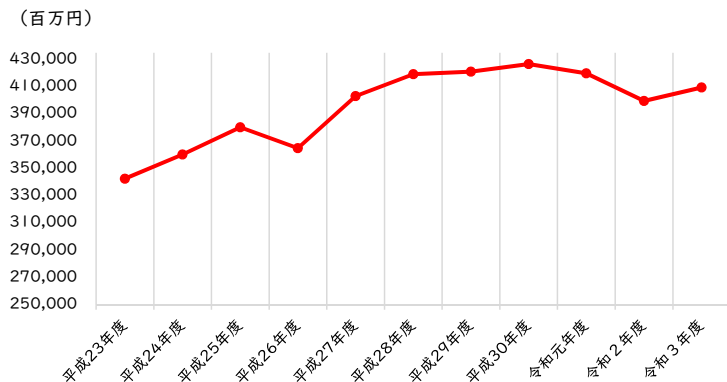


(出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」を基に作成)

(2) 産業・経済

①実質市町村内総生産⁴

埼玉県市町村民経済計算に基づく本市の実質市町村内総生産の推移は平成27年度以降、県内総生産の推移と類似する傾向が見られます。令和2年に新型コロナウイルス感染症流行による大きな影響があり、令和3年に回復傾向に転じましたが、感染症流行以前の値には戻っていない状況です。



(出典：埼玉県「埼玉県市町村民経済計算」を基に作成)

⁴ 実質市町村内総生産：市町村内で1年間に生み出された付加価値の総額のこと。

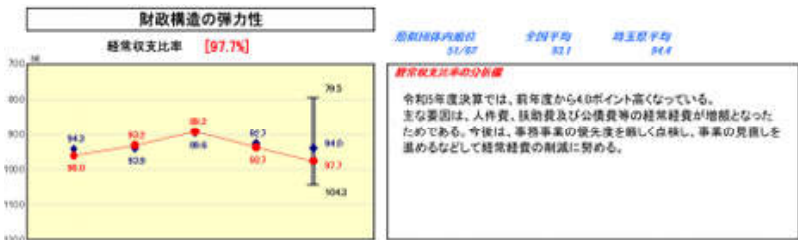
(3) 行財政

① 経常収支比率

「経常収支比率」は、地方税、地方交付税、譲与税・交付金などの経常的な一般財源が、どの程度経常的な経費に充てられているかを示す指数であり、数値が低いほど財政の弾力性が高く、数値が高いほど財政が硬直化しているとされています。

本市のこの10年間の平均は94.0%ですが、令和5年は97.7%となり、財政の硬直化の状況にあるといえます。エネルギー価格の上昇、円安、賃金の上昇などによる物価高騰の影響を受け、令和3年度以降はポイントが高くなっています。

類似団体※をみると、本市は類似団体の平均よりも高い傾向が続いており、相対的にみても財政の弾力性が低い状態が続いています。



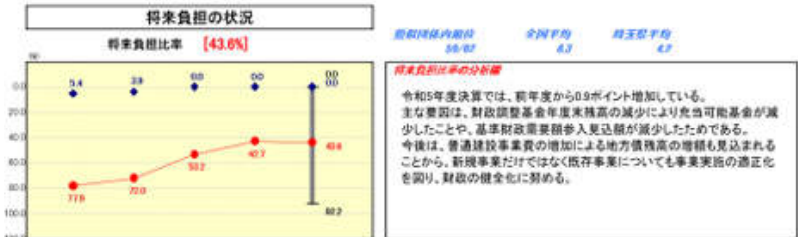
(出典：総務省「令和5年度 財政状況資料集」)

② 将来負担比率

「将来負担比率」は、地方公共団体の借入金（地方債）など将来負うことになる負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。数値が大きいほど、財政が将来的に圧迫される可能性が高いとされています。

本市は、令和元年や令和2年の70%超から令和5年は43.6%まで減少傾向にあるものの、令和4年と比較すると微増しており、今後の公共施設の長寿命化修繕の必要性や地方債残高を踏まえると将来的な財政負担が大きいことから、中長期的な視点での債務管理と財政健全化の取り組みが求められます。

類似団体をみると、類似団体平均が0%に近いのに対し本市は40%超と、類似団体の平均よりも高い傾向が続いており、相対的にみても将来的な財政負担の圧迫が懸念されます。



(出典：総務省「令和5年度 財政状況資料集」)

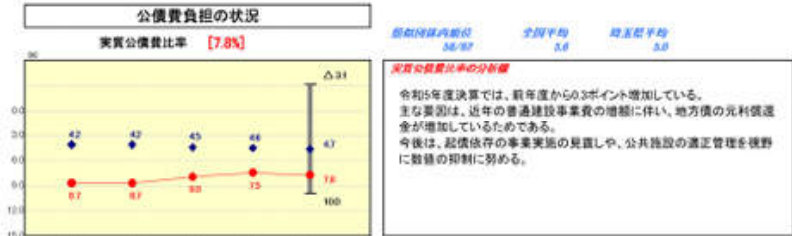
※類似団体：総務省が作成した「財政状況資料集」における類似団体のことで、人口および産業構造等により全国の市町村を35のグループに分類し、三郷市と同じグループに属する団体

③実質公債費比率

「実質公債費比率」は、地方公共団体の借入金（地方債）による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、地方債に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合を示しています。数値が大きいほど、一般財源に占める地方債の比率が高く、財政構造の硬直化が進んでいるとされています。

本市は、令和5年は7.8%であり、直近5年においても7.5～8.7%の間で推移しており、建設事業の増加に伴う公債費負担が大きく残っています。

類似団体を見ると、本市は類似団体の平均よりも高い傾向が続いており、相対的にみても、事業の余地や財政の弾力性に影響を及ぼす可能性があります。



(出典：総務省「令和5年度 財政状況資料集」)

④本市の収支状況（財政フレーム）

過去の収支状況を踏まえ、今後5年間の歳入・歳出の見込み額を算出しました。これは、中長期的な行財政運営方針の指針となる数値です。

近年の物価高騰や人件費の上昇、少子高齢化の進行による扶助費の増加により、歳出額は今後も増加する見込みです。一方で、歳入をみると人口減少等を理由として地方税を始めとする自主財源の伸び悩みが見られ、今後より一層厳しい収支状況になると見込まれています。

		実績					
		R1	R2	R3	R4	R5	R6
歳入	地方税	22,633,387	23,212,141	22,356,093	23,527,503	23,608,183	23,247,362
	地方交付税	1,078,366	1,200,958	2,145,584	2,256,909	2,530,584	2,604,502
	地方債	4,072,887	4,051,705	4,915,459	4,841,722	3,713,133	5,486,827
	その他	23,452,182	40,548,655	33,859,674	33,423,763	33,864,486	35,413,727
	歳入合計	51,236,822	69,013,459	63,276,810	64,049,897	63,716,386	66,752,418
歳出	人件費	6,772,283	7,627,665	7,942,307	7,798,180	8,074,791	8,594,889
	扶助費	14,211,129	15,072,789	17,772,764	16,546,017	17,473,130	18,982,902
	公債費	4,572,466	4,460,240	4,345,333	4,595,849	4,612,953	4,764,348
	その他	18,666,069	33,931,767	23,930,697	24,683,898	23,913,415	22,726,243
	投資的経費	4,735,771	4,428,435	4,228,939	6,160,900	4,819,759	6,313,237
	合計	48,957,718	65,520,896	58,220,040	59,784,844	58,894,048	61,381,619

		将来予測					
		R7	R8	R9	R10	R11	R12
歳入	地方税	24,446,150	24,662,119	24,783,963	24,906,400	25,005,049	25,068,145
	地方交付税	2,609,561	2,630,843	2,644,110	2,657,441	2,668,183	2,675,053
	地方債	4,708,430	4,981,088	5,218,282	5,218,282	5,218,282	5,218,282
	その他	34,066,811	34,171,778	34,277,068	34,382,682	34,488,622	34,594,889
	歳入合計	65,878,642	66,445,827	66,923,424	67,164,806	67,380,136	67,556,369
歳出	人件費	8,598,886	8,750,006	8,831,719	8,914,188	8,997,419	9,068,157
	扶助費	19,714,376	21,084,316	22,220,682	23,418,273	24,680,385	25,972,512
	公債費	4,868,342	4,929,399	4,935,033	4,965,907	4,993,416	5,017,926
	その他	22,602,955	22,103,183	21,614,461	21,136,545	20,669,197	20,212,182
	投資的経費	6,114,245	6,468,945	6,776,990	6,776,990	6,776,990	6,776,990
	合計	62,107,475	63,335,848	64,378,885	65,211,903	66,117,407	67,047,767

(単位：千円)

⑤将来人口推計

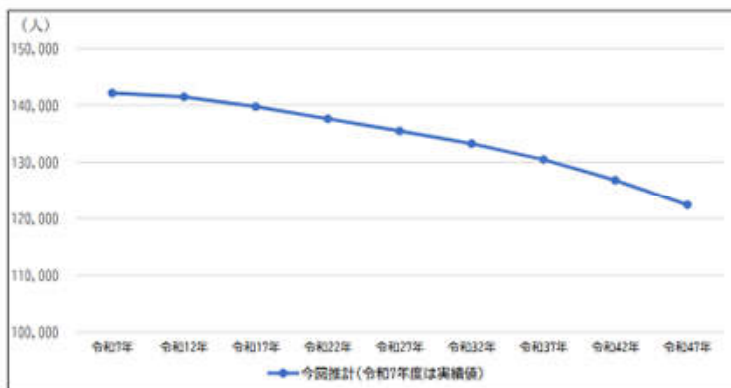
令和4年度を境に減少に転じた本市の人口は、今後も減少傾向が続くと考えられ、令和7年1月1日時点の約142,200人（高齢化率27.2%、年少人口率12.1%）から、5年後（令和12年）には約141,500人（高齢化率27.2%、年少人口率11.1%）、40年後（令和47年）には約122,300人（高齢化率35.9%、年少人口率9.3%）となる見込みです。

推計結果から、本市において今後も少子高齢化が進み、人口減少の加速化が見込まれます。このような変化は、税収減による行政サービスの縮小や、利用者減による公共交通や生活関連サービスの縮小による「生活利便性の低下」や、空き家・空き店舗の増加による地域の景観悪化や経済・産業活動の縮小、人口減や担い手高齢化による地域コミュニティの機能低下による「地域の魅力の喪失」を引き起こし、更なる人口減少を招く悪循環に陥ることも考えられます。

	令和7年(実績)	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
今回推計	142,152	142,017	141,882	141,747	141,612	141,477

	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年	令和37年	令和42年	令和47年
今回推計	139,770	137,606	135,456	133,274	130,455	126,802	122,389

(単位：人)



(4) 地域幸福度 (Well-Being) 指標

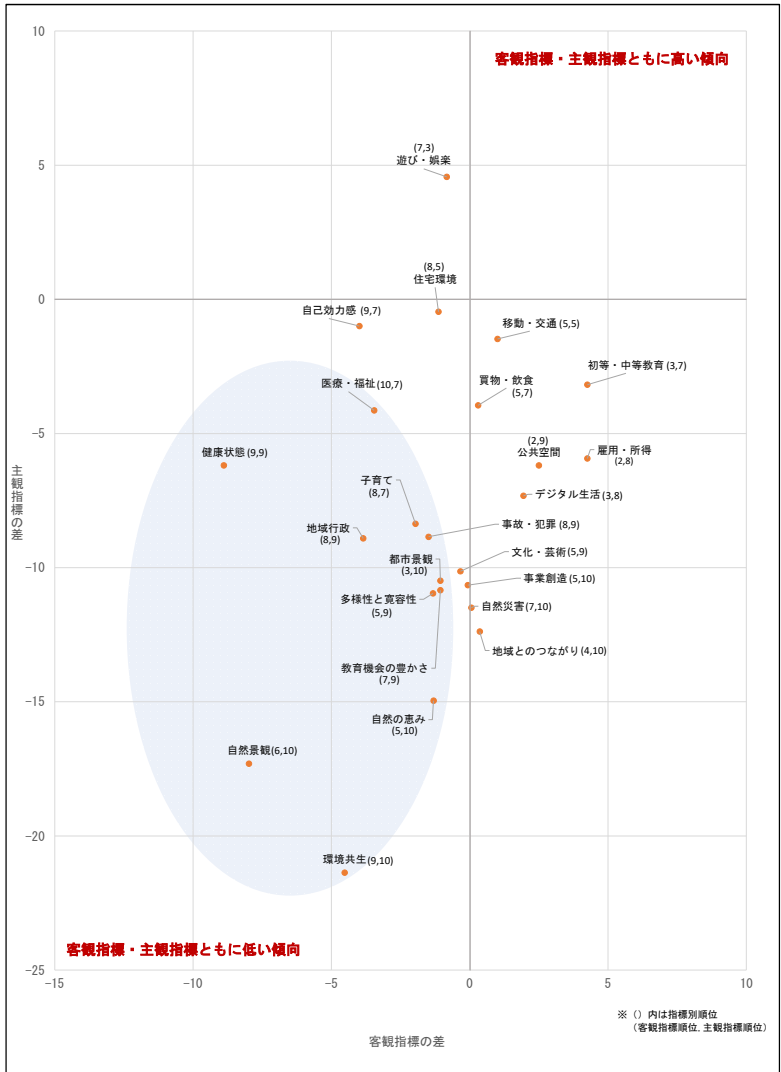
国は「デジタル田園都市国家構想」により、地域で暮らす人々の「心ゆたかな暮らし」(Well-being)と「持続可能な環境・社会・経済」(Sustainability)の実現を目指しており、地域のWell-beingの向上のため、地域ごとに地域幸福度 (Well-Being) 指標を定期的に測定し、KPI (目標の達成度を測る指標) を設けて改善を図るとしています。

国は主観指標を測定するアンケート調査をインターネットにて18歳～89歳の男女を対象に実施しています。

三郷市の特徴を把握するため、三郷市の指標と比較対象団体(三郷市含む)10団体*の指標の平均値にて比較を行いました。

客観指標・主観指標について比較対象団体平均との差の分布により、客観指標・主観指標ともに高い分野と、両指標がともに低い分野が明らかとなりました。両指標ともに低いカテゴリーの場合は「弱み」と仮定すると、弱みとしては特に環境に関する分野(環境共生、自然環境、自然の恵み)、子育てに関する分野(教育機会の豊かさ、子育て)、健康や福祉に関する分野(健康状態、医療・福祉)が挙げられます。

* 比較対象団体：三郷市に類似した人口規模・産業構造・特色等を持つ9つの自治体を選定(茨城県土浦市、狭山市、戸田市、入間市、朝霞市、千葉県木更津市、東京都青梅市、神奈川県海老名市、大阪府箕面市)



(出典：デジタル庁「2024年度版(令和6年度版) Well-Being 全国調査」を基に作成)

市民意向

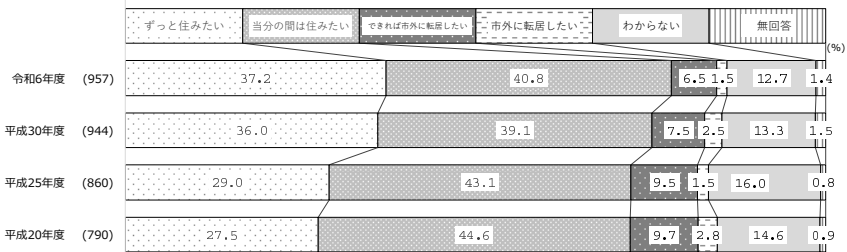
市民等の意識や行動、行政に対する要望・評価を把握するために、主な結果を抜粋してまとめています。

(1) 市民意識調査

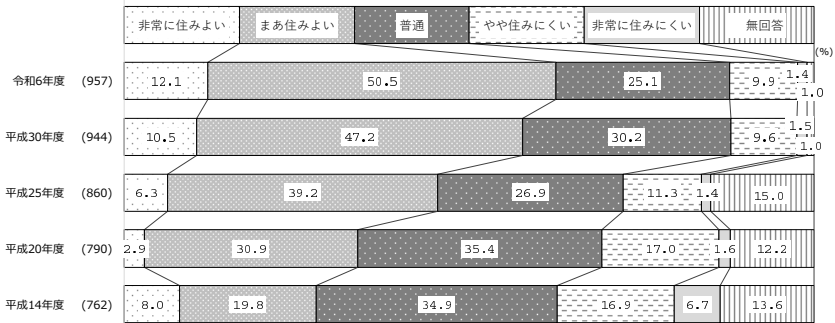
調査地域	三郷市全域
調査対象	三郷市在住の満18歳以上の男女2,000名
対象者抽出方法	住民基本台帳により無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収方式（インターネットからの回答も可能）
調査期間	令和6年9月12日（木）～10月3日（木）
有効回収数	957（郵送761、インターネット196）
有効回答率	47.9%

① 定住意向

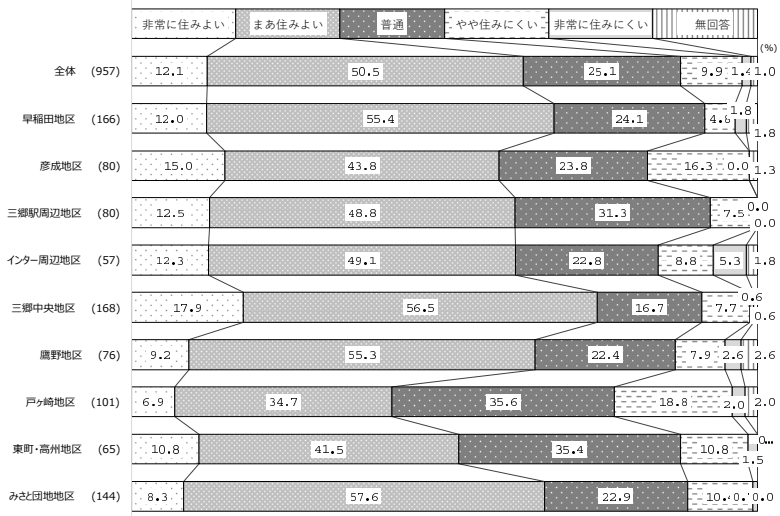
市民意識調査では、「当分の間は住みたい」が40.8%で最も高く、「ずっと住みたい」の37.2%と合わせた＜住みたい＞は78.0%と7割を超えています。経年比較でみると、＜住みたい＞は、平成20年度が72.1%、平成25年度が72.1%、平成30年度が75.1%、令和6年度が78.0%と調査のたびに徐々に増加しており、＜住みたい＞が＜転居したい＞を大きく上回る傾向が続いています。



定住意向に関連する、現在の三郷市の住みごころは、「非常に住みよい」と「まあ住みよい」を合わせた＜住みよい＞は62.6%で6割を超えており、平成14年度と比較して34.8ポイント増加しています。

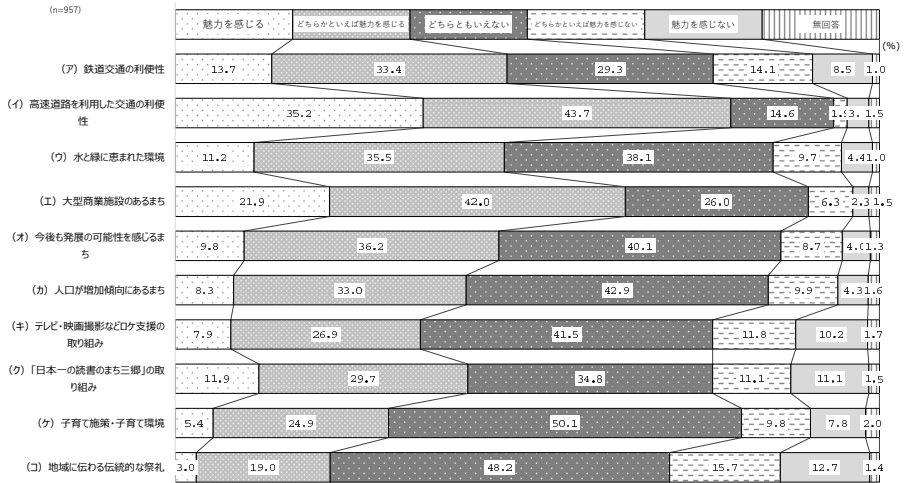


居住地区別でみると、<住みよい>は三郷中央地区が74.4%と最も高く、7割を超えています。次いで早稲田地区が67.4%、みさと団地地区が65.9%となっています。全ての地区で、<住みよい>は<住みにくい>を上回っています。



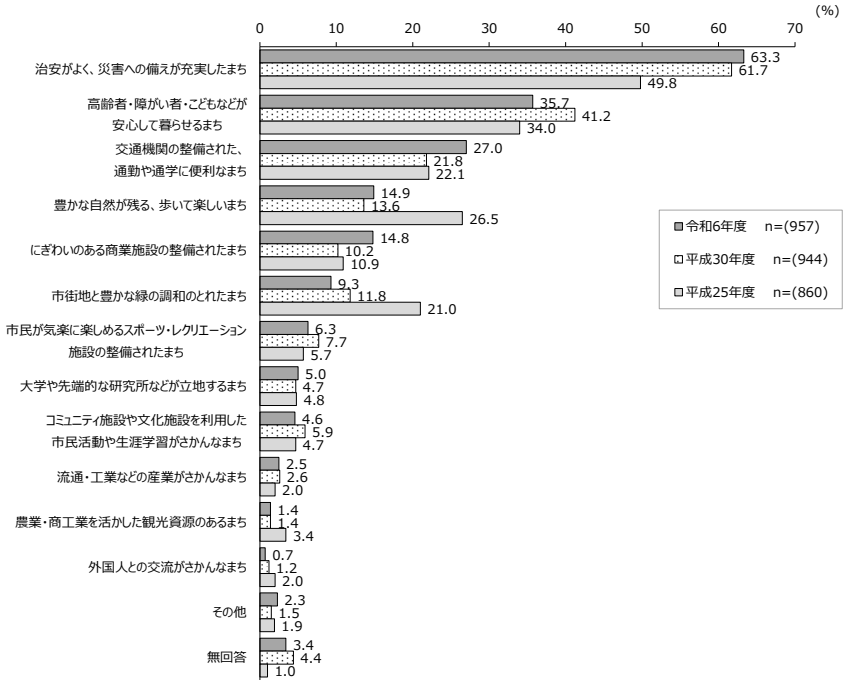
③本市の特徴

三郷のまちの特徴については、「魅力を感じる」と「どちらかといえば魅力を感じる」を合わせた「魅力を感じる」>では、『高速道路を利用した交通の利便性』が78.9%と最も高く、次いで『大型商業施設のあるまち』が63.9%となっています。一方、「魅力を感じない」と「どちらかといえば魅力を感じない」を合わせた「魅力を感じない」>では『地域に伝わる伝統的な祭礼』が最も高く、次いで『鉄道交通の利便性』となっています。



④まちの将来像

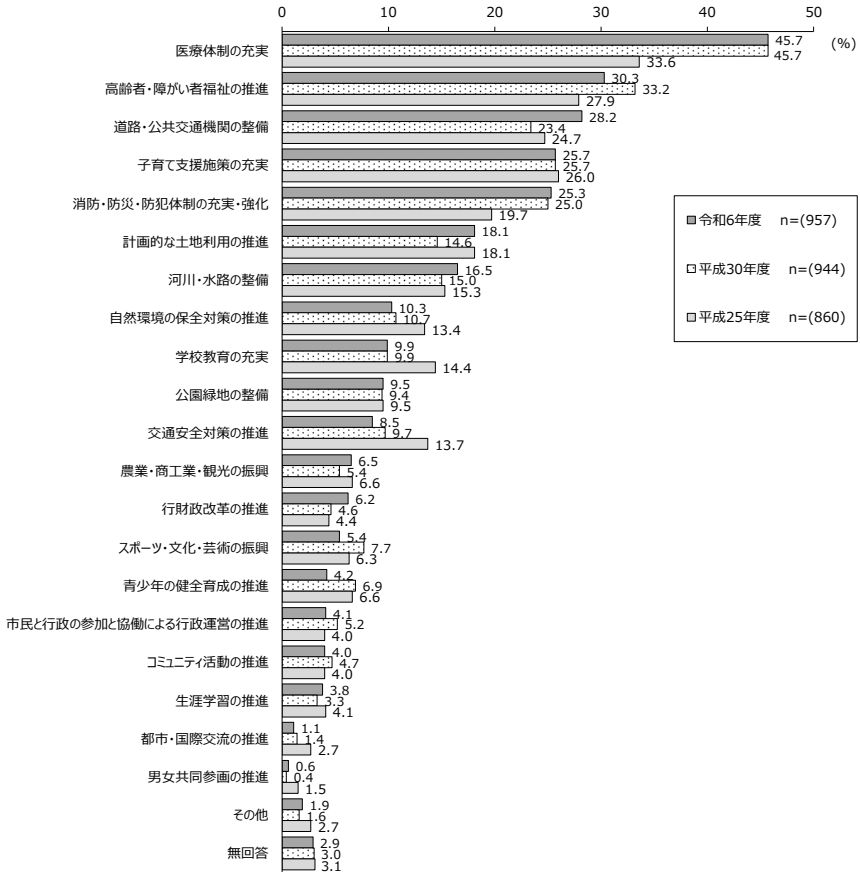
本市の将来像は、「治安がよく、災害への備えが充実したまち」が63.3%と最も高く、前回調査と同様です。次いで「高齢者・障がい者・子どもなどが安心して暮らせるまち」が35.7%、「交通機関の整備された、通勤や通学に便利なまち」が27.0%と続きます。平成30年度と比較すると、上位4項目の順位は同じではありますが、2位の「高齢者・障がい者・子どもなどが安心して暮らせるまち」は5.5ポイント減少している一方で、3位の「交通機関の整備された、通勤や通学に便利なまち」は5.2ポイントの増加がみられます。



⑤本市において力を入れるべき分野

今後、市として力を入れてほしい分野は、「医療体制の充実」が45.7%が前回と同様に最も高くなっています。その他、「高齢者・障がい者福祉の推進」、「道路・公共交通機関の整備」、「子育て支援施策の充実」、「消防・防災・防犯体制の充実・強化」など、福祉施策や交通施策、防災・防犯に対して関心が高い傾向にあります。

経年比較をみると、「道路・公共交通機関の整備」は平成30年度と比較し4.8ポイント増加し、近年特に市民の関心が高くなった分野と言えます。



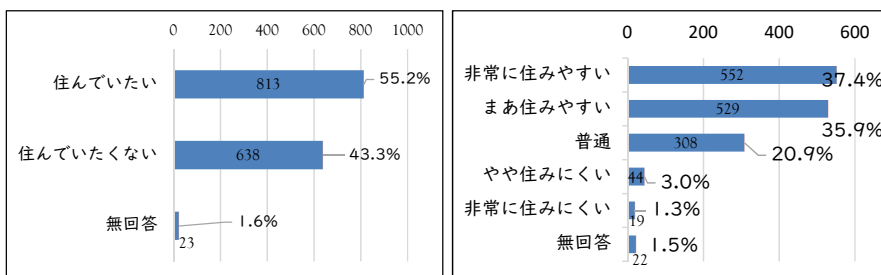
(2) 小学生・中学生アンケート

調査対象	市内小学5年生・市内中学2年生全員の2,335人
調査方法	三郷市 電子申請・届出サービスによるインターネット回収
調査期間	令和6年10月4日(金)～10月25日(金)
有効回収数	1,474件
有効回答率	63.1%

① 定住意向

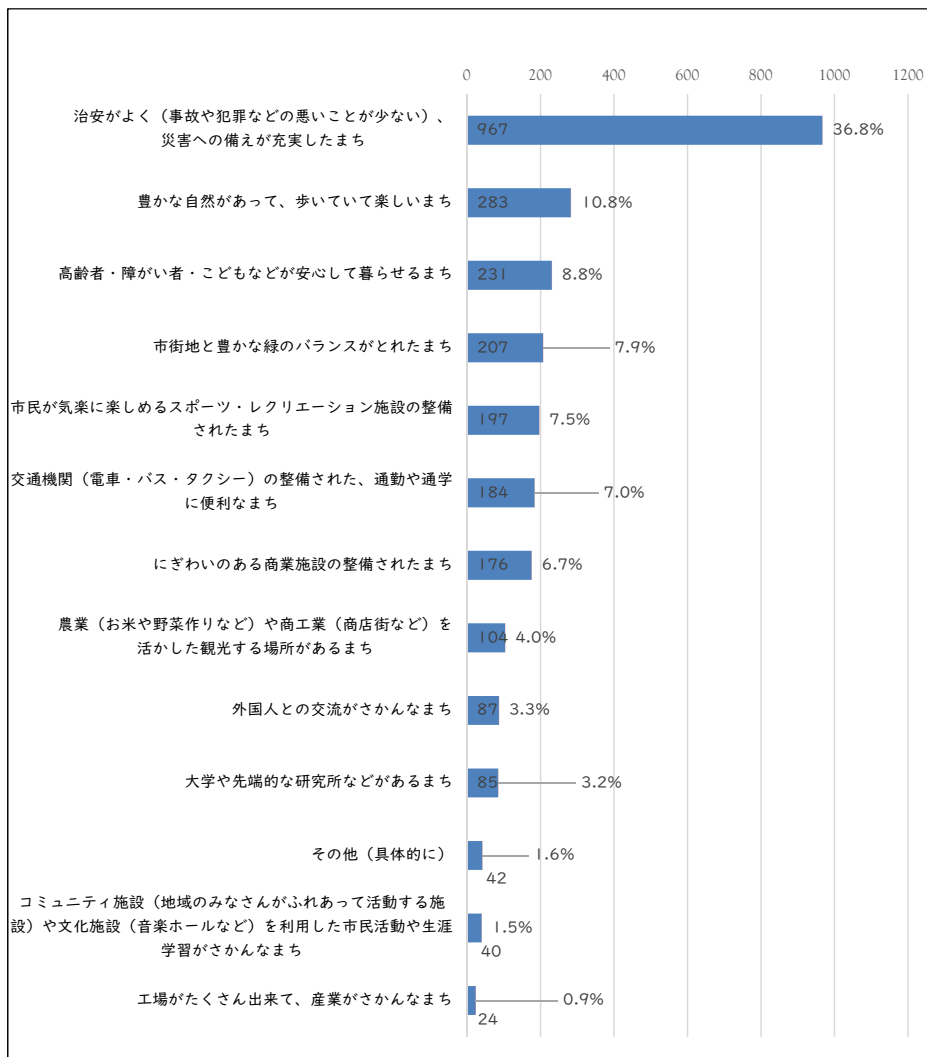
大人になっても住んでいきたいかは、「住んでいたい」が55.2%と「住んでたくない」が43.3%を上回っています。

また、現在の三郷市の住み心地は、「非常に住みやすい」と「まあ住みやすい」を合わせた住みやすいは73.3%と7割を超えています。



②まちの将来像

本市の将来像は、「治安がよく（事故や犯罪など悪いことが少ない）、災害への備えが充実したまち」が36.8%と最も高く、次いで「豊かな自然があって、歩いていて楽しいまち」が10.8%、「高齢者・障がい者・子どもなどが安心して暮らせるまち」が8.8%と続きます。



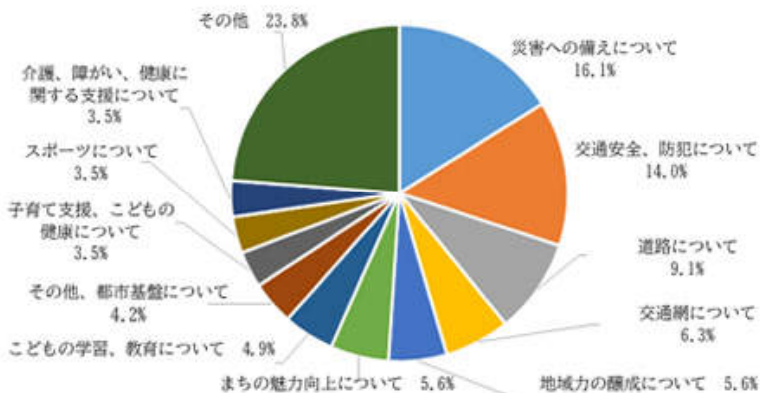
(3) 団体アンケート

調査対象	212団体 【内訳】町会・自治会 126団体 市内又は三郷市に関わりの深い団体・企業等 86団体
調査方法	三郷市 電子申請・届出サービスによるインターネット及び紙アンケート回収
調査期間	令和6年12月13日(金)～令和7年1月10日(金)
有効回収数	69団体 (うち町会・自治会39団体、団体・企業等30団体)
有効回答率	32.5%

・「災害への備えについて」が16.1%と最も高く、次いで「交通安全、防犯について」が14%と多い結果となりました。

・次いで「道路について」が9.1%、「交通網について」が6.3%と多い結果となりました。

市政への意見（無回答を除く意見総数 143 件に対する割合）



(4) ワークショップ

開催日時	令和7年2月2日(日) 第1部(一般)：10時00分～12時00分 第2部(中学生)：14時00分～17時00分
場所	三郷中央におどりプラザ3階会議室A
参加者	27名 内訳：第1部(一般)・・・14名(市内在住、在勤、在学の18歳以上) 第2部(中学生)・・・13名(市内在住または在学の中学生)

代表的な意見としては、都市基盤に関することが最も多く、次いで道路に関する事、交通網に関する事、まちの魅力向上に関する事の順で多い結果となりました。

三郷市に求められているもの

■ 災害に対する備え

■背景

地震や豪雨など、これまでの予想を上回る大規模な災害が続いている状況であり、今後も東京湾北部地震や茨城県南部地震などが予測されている中、災害に対する意識は高まっています。



■必要なもの・求められるもの

ハード・ソフト両面における行政による公助としての災害対策のほか、平時より地域での自助・共助の体制構築が求められます。

■ こどもから高齢者まで安心して暮らせる地域社会

■背景

こどもから高齢者まで、それぞれの生活課題やライフステージで様々な問題が起きている状況であり、誰もが安心して暮らせる生活を望んでいます。



■必要なもの・求められるもの

市民が安心して生活を送る上では、広く様々な支援や取組みをしていくことが求められます。

■ 人生100年時代を支える健やかで心豊かな暮らしづくり

■背景

誰もが、より長く元気に暮らしていくため、健康への意識や関心はより高まっています。



■必要なもの・求められるもの

健康寿命の延伸や健康格差の縮小を推進するため、健康づくりの取組を更に強化していくことが求められます。

■ 活気ある地域の拠点形成とそれを結ぶネットワークの強化

■背景

住みやすさや市内の産業の活性化を求める声がある中、拠点の形成が進んでいます。こうした各拠点を含めた交通網の充実も望まれています。



■必要なもの・求められるもの

市民等が「住み、働き、学び、楽しみやすい仕組みやその核となりうる拠点の形成や交通網の充実を図る取組みが求められます。

■ 自然と調和のとれた住環境の実現と自然共生意識の向上

■背景

都市の利便性を求める一方で、水や緑などの自然のある住環境が望まれます。また、社会的には環境に配慮する活動も増え、自然に対する意識の向上が見られます。



■必要なもの・求められるもの

市内には自然が残されている一方で、都心からも近い位置にあり、利便性も備えるまちであるため、その良さを活かす取組みが求められます。

■ 人と人とのつながりのある交流や笑顔を作る触れ合い

■背景

全国的な外国人観光客の増加や様々な国籍の人が住むようになり、市内外の人々との関係性や交流が生まれていることから、持続可能な地域の在り方などに影響を与えています。



■必要なもの・求められるもの

地域における人々のコミュニティはもちろんのこと、市内外の人々との交流を育み、まちの発展に活かしていくことが求められます。

■ こどもの生きる力を育む

■背景

将来の予測が困難な時代においても持続可能な社会の創り手となる人材の育成や、日本社会に根差したウェルビーイングの向上が期待されています。

また、将来の地域を支えるこどもの数は減少していますが、教育に対する関心は、常に高い状況があります。



■必要なもの・求められるもの

こどもが将来にわたって持続可能な幸福を得るため、こどもの自己肯定感を育む取組みが求められます。

また、こどもたちが安全に、安心して学べる場の提供とともに、学ぶ意欲に対する支援などをしていく取組みが求められます。

■ 効果的、効率的な地域経営の推進

■背景

財政状況の厳しさが続く中、自治体運営においては、経営感覚をもった運営が求められており、取捨選択をした政策主導の予算編成のほか、人員や組織、公共施設など、効率的な体制やマネジメントの必要性に迫られています。



■必要なもの・求められるもの

自治体運営においては、市民感覚と経営感覚を持って、最少の経費で最大の効果を挙げることを求められます。

■ 人口減少を見据えた施策展開

■背景

全国的な傾向と同じく、三郷市においても令和5年以降人口増から人口減へ転じました。

また、合計特殊出生率も低く推移しており、今後は一層の人口減少が見込まれます。



■必要なもの・求められるもの

生産年齢人口の維持の取組みに加え、人口規模が縮小しても社会を機能させる適応策を講じていくことが求められます。

▶ 施策体系

	まちづくり方針	施策の柱	施策
将来都市像 きらりとひかる田園都市みさと ～人にも企業にも選ばれる魅力的なまち～	1 安全でいつも安心して 住めるまちづくり	1-1 災害から市民の 生命と財産を守る 1-2 安心して暮らせる 地域社会をつくる	1-1-1 強靱な防災基盤の構築
			1-1-2 風水害対策の強化
			1-1-3 消防体制の充実
	2 こどもが健やかに、 のびのびと成長できる まちづくり	2-1 こどもを育てやすい 環境をつくる 2-2 こどもや若者が 学び、健やかに 育つ環境をつくる	1-2-1 防犯活動の強化
			1-2-2 交通安全対策の推進
			1-2-3 市民相談体制の充実
			2-1-1 妊娠・出産に対する 社会的支援の強化
			2-1-2 子育てと仕事の両立支援
			2-1-3 こどもや子育て家庭への支援
	3 水と緑を生かした 環境にやさしい まちづくり	3-1 自然を身近に 感じられる まちをつくる 3-2 地球にやさしい 暮らしを実現する	2-2-1 質の高い教育及び環境の充実
2-2-2 青少年健全育成の推進			
3-1-1 生活環境の保全			
3-1-2 緑と水辺による 快適環境の創出			
3-2-1 環境対策の推進			
4 都市基盤の充実した 住みやすいまちづくり	4-1 地域の特性を 生かした快適な 都市をつくる 4-2 市民生活が 豊かになる 快適な都市を 実現する	3-2-2 ごみの減量と 廃棄物の適正処理	
		3-2-3 公共下水道の整備	
		4-1-1 計画的な土地利用の推進	
		4-1-2 地域特性を生かした 魅力ある拠点の形成	
		4-1-3 快適な住環境の創出	
		4-2-1 憩いとなる公園づくりの推進	
		4-2-2 誰もが円滑に移動できる 道づくりの推進	
4-2-3 公共交通アクセスの充実			
4-2-4 良質な水の安定供給			

まちづくり方針	施策の柱	施策
5 魅力的で 活力のある まちづくり	5-1 元気で活力ある 都市を実現する	5-1-1 にぎわいのある商業の振興
		5-1-2 活力ある工業の振興
		5-1-3 都市型農業の振興
	5-2 まちに入りがち、 にぎわいを 生み出す	5-2-1 産業と雇用の創出
		5-2-2 魅力ある観光の振興
		5-2-3 グローバルな視点に基づく まちづくりの推進
6 誰もが 生きがいをもち 輝くまちづくり	6-1 誰もがいつでも 読書に親しむ 環境をつくる	6-1-1 読書を通じた交流の推進
		6-1-2 読書環境の整備
	6-2 誰もが学び、健康で 生きがいの持てる 文化の息づく まちをつくる	6-2-1 生涯学習の推進
		6-2-2 スポーツ・ウェルネスの推進
		6-2-3 文化・芸術の振興
		6-2-4 文化財・伝統文化の保存・継承
	6-3 誰もが平等に暮らせ る社会を実現する	6-3-1 平和と人権を大切にする 社会づくり
		6-3-2 ジェンダー平等社会の形成
		6-3-3 ジェンダー平等社会の形成
7 健やかで 自立した生活を 支え合う まちづくり	7-1 誰もが健康で いきいきと暮らせる まちをつくる	7-1-1 健康づくりの推進
		7-1-2 安定した社会保障制度の確立
	7-2 互いに支え合い、 誰もが活躍できる 地域福祉のまちを 実現する	7-2-1 地域福祉の推進
		7-2-2 地域包括ケアシステムの推進
		7-2-3 障がい者福祉の充実
		7-2-4 高齢者福祉の充実

まちづくりの理念

自立都市みさと

活力都市みさと

交流都市みさと

経営方針 ～7つのまちづくり方針を実現するために～

1 地域力の醸成	2 まちの魅力向上	3 行財政基盤の強化
経 1-1 コミュニティ活動の促進	経 2-1 シティブランディングの 強化	経 3-1 持続可能な 行政経営の確立
経 1-2 世代を超えた人々が つながる機会の創出	経 2-2 広域行政の推進	経 3-2 公共施設マネジメント の推進
経 1-3 市民のまちづくりへの 参加	経 2-3 多様な主体との パートナーシップの構築	経 3-3 スマートで人にやさしい 自治体の構築

第5次三郷市総合計画 後期基本計画 重点テーマ

まちづくり方針、経営方針の中で重点的に取り組むものを重点テーマとして位置づけました。

ふるさと三郷 みんながほほえむまちづくり

■ 持続可能な拠点の形成

～まちづくりは道づくり～

- ・ 市民等が住み、働き、学び、楽しみやすい仕組みや、その核となりうる拠点の形成や道路ネットワーク軸の構築に取り組みます。
- ・ ハード・ソフト両面から、行政による公助としての災害対策に取り組みます。
- ・ 持続可能な公共交通の確立など、人口減少時代においても住みやすいまちづくりに取り組みます。
- ・ 市民感覚と経営感覚を持って、最少の経費で最大の効果を挙げるよう施策を展開します。
- ・ インフラを含めた公共施設等の適切な維持管理・マネジメントに取り組みます。
- ・ 生産年齢人口の維持の取組みに加え、人口規模が縮小しても社会を機能させる適応策を講じるよう取り組みます。

■ 多様性のある地域の確立

～地域コミュニティの充実～

- ・ 災害対策等、地域での自助・共助の体制構築に取り組みます。
- ・ 三郷市の地域特性を活かして、自然と調和のとれた住環境を守るよう取り組みます。
- ・ 地域における人々のコミュニティを育むよう取り組みます。
- ・ 市内外の人々との交流を通じて、まちの発展に取り組みます。
- ・ こどもから高齢者まで、誰もが安心して暮らせる生活を守るよう取り組みます。
- ・ 健康寿命の延伸や健康格差の縮小を推進するため、健康づくりに取り組みます。
- ・ 読書やスポーツ等を通じて、誰もがいきいきと学び暮らせるよう取り組みます。

■ 質の高い教育と切れ目ない子育て支援の強化

～こどもたちの成長を見守る・夢を育む～

- ・ こどもたちが将来にわたって持続可能な幸福を得られるよう、こどもの自己肯定感等を育むよう取り組みます。
- ・ こどもたちが安全に、安心して学べる場を提供します。
- ・ こどもたちが望む未来を選び取ることのできるよう、こどもたちの学ぶ意欲を支援します。
- ・ 安心してこどもを生み育てられるよう支援するとともに、幅広い視点から包括的に、すべてのこどもの健やかな成長に向けて取り組みます。

まちづくり方針

1

安全でいつも安心して
住めるまちづくり

目指す姿

1-1 災害から市民の 生命と財産を守る	災害に強いまちになる
	▶ 1-1-1 強靱な防災基盤の構築
	減災への対策が進むことで、最小限の被害に抑えられる
1-2 安心して暮らせる 地域社会をつくる	▶ 1-1-2 風水害対策の強化
	消防力の強化が図られることで、災害への対応力が向上する 適切で高度な救急処置を受けることができる
	▶ 1-1-3 消防体制の充実
	安心して暮らせるまちになる
	▶ 1-2-1 防犯活動の強化
安心して道路を利用することができる	
▶ 1-2-2 交通安全対策の推進	
市民の抱える問題の早期解決が促進される 安全・安心な消費生活をおくることができる	
▶ 1-2-3 市民相談体制の充実	

1-1-1 強靱な防災基盤の構築

現状

- 三郷市の地形は平坦で山などにより遮るものもないため、竜巻・突風などの局地的・短時間に甚大な被害をもたらす災害も昼夜を問わず発生する可能性があります。
- 東京湾北部地震や茨城県南部地震といった巨大地震が発生した場合、ライフライン施設への深刻な影響や、木造住宅が密集している地区を中心に、大規模な延焼火災に至ることが想定されます。
- 避難所の開設及び運営が混乱なく円滑に行われることが求められています。
- 三郷市自主防災組織¹連絡協議会において地域住民が自主的に活動しています。
- 様々な自然災害に対する備えが市民から重要視されています。
- 全国的に橋りょうや上下水道管など、市民生活を支える社会基盤施設の老朽化が深刻な課題となっており、これらの対策や適切な維持管理の重要性が再認識されています。
- 昭和56年以前に旧耐震基準に基づき建築された建築物や、適切に維持管理されていない空家等や分譲マンションなどが存在し、災害時の被害拡大に繋がる恐れがあります。

課題

- 起こり得る災害の特性を考慮して適切に対処できる応急体制を整える必要があります。
- 平常時から避難所となる施設管理者、地域住民と顔の見える関係を築き、ルール作りなどを話し合う議論の場を通じて、地域の実情に応じた体制の整備が必要です。
- 災害を軽減するためには、「自助」と「共助」の意識をもつことが必要です。
- 老朽化した橋りょうの補修などによる長寿命化対策や緊急輸送道路²の安全点検、危険な構造物の改修、橋りょうや上下水道管などの耐震化や維持修繕、昭和56年以前に旧耐震基準に基づき建築された建築物や、適切に維持管理されていない空家等や分譲マンションなどに対して安全性の確保が必要です。

¹ 自主防災組織:地域住民が自主的に結成する防災組織のこと。平常時の活動は防災知識の普及、防災訓練の実施、防災用資機材の整備などを行い、災害時の活動は情報の収集伝達、初期消火、負傷者の救出保護、避難誘導などの活動を行う。

² 緊急輸送道路:災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路のこと。

SDGsに向けた方向性



普段から災害を想定した行政運営を行うとともに、市民の「自助」の意識を向上することで、災害による死者や被災者数を大幅に減らします。

施策実現のための取組み

災害に対する 応急体制の迅速な整備	予測しがたい災害の危険性と適切な対処方法を市民にわかりやすく示すことができるよう取組みます。また、防災関係機関との連絡体制の整備、災害時応援協定の締結先との協力関係を強固なものとしていきます。
避難所の円滑な運営のための委員会の設置	平常時から避難所運営に関わる手順などのルールを取り決め、その手順の実効性について、訓練を通じて確認します。
物資等供給体制の整備	災害時の電力・ガス等のエネルギーや上下水道の使用停止に備え、食料・飲料水等の計画的な備蓄、避難所設営に必要な備品の充実に努めます。
災害に対する地域の活動支援	三郷市自主防災組織連絡協議会において地域住民が自主的に活動できるよう、各種企画事業を支援し、市民の防災意識の向上を図ります。
地域の防災リーダーの育成	自主防災活動の活発化のため、自主防災組織の設立、防災訓練の実施、資機材等の充実に支援し、地域の防災リーダーとなる人材を育てます。
災害に対する「自助」や「共助」の強化を図る施設の整備	地域コミュニティの醸成や防災学習の場としての機能を持ち、かつ、災害時には避難スペースとしての防災機能を発揮できる施設の整備を図ります。
建築物の安全性の確保	昭和56年5月以前に建築された建築物の耐震化に必要な支援や、空家等の所有者、マンション管理組合などへの適切な管理の働きかけ等を通じて、災害時の被害軽減に努めます。
住環境の防災性向上の推進	火災による延焼被害の軽減を図るため、防火地域又は準防火地域 ³ の指定拡大などを検討します。

関連する個別計画

三郷市国土強靱化地域計画

三郷市地域防災計画

三郷市空家等対策計画

三郷市マンション管理適正化推進計画

三郷市建築物耐震改修促進計画

関連する取組み	関連施策
公共下水道施設の耐震化及び維持管理	3-2-3
橋りょうの適正管理	4-2-2
地震に強い強靱な管路の構築	4-2-4
自治体間連携による行政サービスの向上	経 2-2
民間企業等との連携の推進	経 2-3
民間事業者との災害時応援協定の締結	

³ 防火地域又は準防火地域:市街地から火災の危険性を防ぐために、建物を構造の面から規制する地域のこと。

1-1-2 風水害対策の強化

現状

- 三郷市は河川に囲まれた低地帯であるため、利根川、江戸川、荒川、中川等の大河川の堤防から水が溢れると、市内の大半が浸水すると想定されています。
- 近年頻発する集中豪雨により、排水路等の処理能力が一時的に不足し、これまで以上に浸水被害の発生が想定されます。また、満潮時等には、主な排水先である大場川の水位が高くなり、少し強い雨でも浸水被害が発生する危険性があるため、埼玉県と連携して令和3年度に大場川下流排水機場を増強し、大場川から江戸川への排水量を増やして大場川の水位低下を図っています。
- 江戸川水防事務組合¹において、江戸川河川流域に面した自治体が協力連携して洪水や水害等についての対策や対応に取り組んでいます。

課題

- 近年頻発している集中豪雨等の大雨への対策として、排水施設の計画的な整備・改修や排水能力の保持のほか、大場川上流排水機場の増強、また、市内各所に設置している排水機場の多くは建設から長期間経過しており、老朽化対策が必要です。
- 雨水の流出による河川への負担を軽減させるため、調整池など雨水貯留施設の整備や、また市民及び事業者にも雨水貯留浸透施設の設置を促すことが必要です。
- ハザードマップ²の普及を図ることで、「公助」のほか、「自助」「共助」の意識を高めることが必要です。
- 災害が想定される場合の正確な気象、防災情報の入手方法、避難行動を開始する判断の目安について、住民への確実な伝達が求められています。
- 河川の氾濫などの大規模被害を最小限に食い止めるには、河川流域に面した自治体が協力・連携して水防対策を強化し、訓練等を通じて実効性を高めていくことが重要となっています。
- 要配慮者利用施設³の管理者等は、洪水時の避難確保計画⁴の策定と計画に基づく避難訓練の実施が義務付けられており、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があります。

¹ 江戸川水防事務組合:昭和39年に江戸川右岸の水防に関する事務を共同処理するために設置された一部事務組合。現在は、三郷市・吉川市・松伏町・春日部市の三市一町で構成する埼玉県知事指定の指定水防管理団体である。上流から春日部市～松伏町～吉川市～三郷市までの32キロメートルの河川区域における洪水等の水災被害の軽減を目的としている。

² ハザードマップ:災害による地域の危険度予測を地図上に示し、市民の災害への備えや避難行動に役立てるために作られた防災地図のこと。

³ 要配慮者利用施設:主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設のこと。(社会福祉施設、学校、医療施設等)

⁴ 避難確保計画:水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制、避難誘導、施設の整備、防災教育及び訓練の実施などの事項を定めた計画のこと。

SDGsに向けた方向性



河川や水路の排水能力の向上を図るとともに、市民の自助や共助による水防災への意識向上を目指します。

施策実現のための取組み

河川や水路の整備・改修	河川の整備・改修の推進を国や県の関係機関に働きかけるとともに、引き続き、市管理の河川や水路の整備・改修に努めます。
河川や水路、排水機場の維持管理	河川や水路、排水機場については、引き続き適正な維持管理に努めます。
雨水貯留浸透施設設置促進	公共施設等を活用した貯留施設などの整備、また市民及び事業者へ雨水貯留浸透施設の設置を推進します。
排水機場ポンプ増強及び治水対策の検討と整備	大場川上流排水機場の排水能力向上のため、国や埼玉県と連携してポンプの増強に向けた検討に努めます。また、治水対策として排水施設の計画的な整備や、老朽化対策などに努めます。
水害ハザードマップの普及	事前に危険箇所を把握し、洪水の危険性が迫っているときに安全かつスムーズな避難行動がとれるよう自助の意識を高めます。
的確で迅速な災害発生情報の提供	様々なメディアを通じて発信される各種災害情報を紹介し、住民自身が避難の必要性を判断できるように啓発に努めます。
江戸川水防事務組合の活動の充実	水防演習の実施や水防資機材の整備等、協力関係を一層強化し、連携のとれた水防活動が実施されるよう、体制整備に努めます。
要配慮者利用施設の避難確保計画の作成と避難訓練の実施の促進	洪水時の避難確保計画の作成と避難訓練の実施を指導・支援し、逃げ遅れが発生するのを防ぎます。

関連する個別計画

三郷市国土強靱化地域計画

江戸川水防事務組合水防計画

三郷市地域防災計画

関連する取組み	関連施策
浄水場施設の適切な維持管理・計画的な更新	4-2-4
避難行動要支援者支援制度の推進	7-2-1
自治体間連携による行政サービスの向上	経 2-2

まちづくり方針1 安全でいつも安心して住めるまちづくり
災害から市民の生命と財産を守る

1-1-3 消防体制の充実

現状

- 高速道路など交通網の整備が進み、産業拠点を中心とする企業立地に伴う雇用創出などにより、流入人口¹の増加も見込まれます。まちの発展と災害発生率は比例する傾向があります。
- 救急需要が増大することにより、救急活動時間の延伸や、これに伴う救命率の低下が懸念されます。
- これまでも消防施設や消防資機材等の整備を行っていますが、社会環境の複雑化から発生する災害は、今までに経験したことのない困難な災害となる恐れがあります。
- 消防団員の減少による地域防災力の低下を防ぐため、消防団協力事業所制度²や消防団協力サポーター事業³を行い消防団員の確保に努めていますが、雇用形態の変化により人員確保ができず高齢化が進んでいます。

課題

- 災害発生率の高まりや救急事案の増加が見込まれるため、市民の生命に直結している消防及び救急体制の維持・強化が必要です。
- 応急手当普及員を育成し、市民が相互に助け合える環境づくりが重要です。また、24時間使用可能なAEDの設置を促進することが必要です。あわせて将来の地域防災の担い手となる人材育成も必要とされています。

¹ 流入人口:三郷市以外に常住し三郷市に通勤・通学する人口のこと。

² 消防団協力事業所制度:三郷市消防団活動に積極的に協力している事業所等に対して、消防団協力事業所表示証を交付し、地域の消防防災力の充実強化を図るための取組みのこと。

³ 消防団協力サポーター事業:消防団応援店において、「消防団員サポートカード・消防団員家族サポートカード」を提示した際そのお店の特典などが受けられ、消防団員の確保や地域消費の促進を目的とした取組みのこと。

SDGsに向けた方向性



計画的な消防力の整備・更新等により、消防活動や救急活動の質の向上を図ります。あわせて、自分のまちは自分で守るという意識の醸成を図ります。

施策実現のための取組み

消防施設等の充実	消防体制等の充実や消防職員の教育を図ることにより、市民の安全安心な暮らしの達成に取り組めます。
消防車両等の計画的な更新整備	まちの発展に伴い消防力の増強を実践することで、市民の安全と安心を守ります。
精強な部隊の育成	複雑多様化する災害に対して、専門的知識と技術を持った機動力のある部隊の育成を図ります。
救急業務の高度化	救命率の向上を目的とした、資器材の整備及び職員の教育に取り組めます。
消防団の充実強化	地域防災における消防団の重要性を市民に認識してもらうとともに消防団員の処遇改善を図り、充足率の向上を目指します。
地域防災力の強化	消防団機械器具置場に、水害用舟艇及び大規模災害用消防ホースの整備に取り組めます。
AEDを含む応急手当の普及推進	市民相互に助け合えるまちになることを目的に、三郷市消防本部応急手当普及推進モデルを実践するとともに、AEDの設置箇所について広報紙や市ホームページ等で周知を図ります。
次世代リーダーの育成	少年消防クラブ員に対し、規律や消防・防災について学習する機会を提供することにより、将来の地域防災の担い手となる人材育成を図ります。

関連する個別計画

三郷市消防本部消防車両等更新計画

消防資器材整備計画

救急救命士就業前研修・再教育計画

消防力の整備指針

消防団充実強化計画

関連する取組み

自治体間連携による行政サービスの向上

関連施策

経 2-2

まちづくり方針1 安全でいつも安心して住めるまちづくり
安心して暮らせる地域社会をつくる

1-2-1 防犯活動の強化

現状

- 市内における犯罪の件数増加傾向にあり、特に自転車盗や車上ねらい、侵入盗などの被害が多発しています。
- 犯罪が巧妙・悪質化してきており、振り込め詐欺による被害の増加やこどもや高齢者など弱い立場の人を狙った犯罪なども目立つようになってきています。
- 多様化する犯罪に対し、市民一人ひとりが防犯意識を高め、犯罪に遭わない心構えを持った行動が求められています。

課題

- 犯罪の抑止を図るため、防犯の啓発や自主防犯パトロール、こどもの見守りなどの防犯活動を強化するなど、地域住民と一体となって安心して暮らせるまちづくりのための取組みを行うことが必要です。
- 安全なまちづくりに寄与する環境の整備などを推進するため、関係機関と連携した取組みを強化していく必要があります。
- 犯罪等の被害に遭った市民をはじめその家族や遺族が安心して暮らすことのできる地域社会の実現が求められています。

SDGsに向けた方向性



防犯活動を市民とともに積極的に行い、犯罪の抑制に努めることで、誰もが安心して暮らすことができるまちの実現を図ります。

施策実現のための取組み

犯罪被害に遭いにくいまちづくりの推進	警察及び関係団体との連携の上、犯罪情報の発信、警察ホームページなどの防犯情報の効果的な活用により、安全なまちづくりに関する啓発・広報活動を推進します。
防犯意識の高揚	多様化・巧妙化する犯罪に対応するため、警察や関係団体、地域と連携しながら、市民の防犯意識を高める取組みを実施します。
地域防犯環境の整備	地域の犯罪を防止するため、町会等が設置する防犯灯の新設経費や電灯料を補助します。
地域と連携した防犯活動の充実及び地域における防犯力の向上	防犯ステーション ¹ を活用し、町会・自治会、学校等と連携を図るとともに、防犯パトロールの実施や防犯対策の普及啓発に努めます。
犯罪被害者への支援	犯罪被害者等傷害見舞金の支給をはじめ、犯罪被害者に対する相談及び支援を推進します。

¹ 防犯ステーション:地域防犯の活動拠点のこと。

まちづくり方針1 安全でいつも安心して住めるまちづくり
安心して暮らせる地域社会をつくる

1-2-2 交通安全対策の推進

現状

- 平成 16 年以降、交通事故死傷者数は減少傾向となっていますが、交通事故死傷者数全体に占める自転車や高齢者の死傷者数の割合は増加傾向にあります。
- 国の関係機関、埼玉県の統計では、歩行中における交通事故死傷者数について「7 歳の割合が多い」とされています。

課題

- 特に「小学生」「高齢者」「自転車」をキーワードに交通安全啓発に力を入れ、交通事故防止に努めていく必要があります。
- 子どもが交通安全教育の学びを身に着けるためには「継続的な教育」と「問いかけ」が重要です。
- 交通事故が起きにくい交通環境を整備するため、交通安全施設のさらなる充実や老朽化対策が必要です。
- 公共の場所における自転車の放置を防止し、良好な生活環境を保持することが求められています。

SDGsに向けた方向性



すべての人にとって、安全で快適な道路環境が提供されるとともに、市民の交通安全への意識が向上することで、交通事故が少ないまちの実現に努めます。

施策実現のための取組み

交通マナー向上に向けた啓発の推進	交通安全運動や幼児・児童生徒及び高齢者に対する交通安全教室の実施など、交通安全啓発を行い、交通安全意識の高揚と交通ルールの普及啓発を図ります。また、保護者・教育者に対して「こどもへの継続的な教育」ができるように環境づくりを行います。
高齢運転者の交通事故の防止	運転免許証を自主返納した高齢者に対して移動に係る費用を助成することにより、運転免許証の自主返納を推進し、もって高齢運転者の交通事故の防止を図ります。
交通安全施設の整備	交通事故の防止、交通の安全及び円滑化を図るため、交通事故が多発している道路、その他緊急に市民の交通安全を確保する必要がある道路等について、交通安全施設を設置するとともに、計画的かつ定期的な点検・修繕を行います。
放置自転車の対策	自転車駐車場及び放置自転車保管所の整備・維持管理及び放置自転車の整理・撤去・保管・返還を行います。

関連する個別計画

三郷市交通安全計画

関連する取組み	関連施策
安全で良好な住環境の整備	4-1-3
安全・安心な道づくりの推進	4-2-2
自転車利用の推進	4-2-3

まちづくり方針1 安全でいつも安心して住めるまちづくり
安心して暮らせる地域社会をつくる

1-2-3 市民相談体制の充実

現状

- 市民にとって身近に利用できる市民相談(法律相談等)を実施していますが、相談の内容が複雑・多様化しています。
- 社会の高齢化に伴い、高齢者を狙った悪質商法に関する相談が増加しています。
- 消費生活相談員は、専門資格を必要とするため、人員の確保が難しい状況となっています。

課題

- 受付の際は、相談内容をよく聞き取り、適切に各種の相談へつなげる必要があります。
- 悪徳商法の手口の周知や、被害を未然に防止するための啓発活動に力を入れていく必要があります。
- 消費者被害から高齢者等を地域全体で守る仕組みをつくる必要があります。
- 消費生活相談員の確保を図るとともに、複雑・多様化していく消費者問題に対応する必要があります。

SDGsに向けた方向性



誰もが地域社会の中で、気軽に相談することができる相談体制の充実を図ります。また、消費生活に関して必要な情報を提供します。

施策実現のための取組み

市民相談の充実	市民が抱える問題を解決するため、専門家による相談体制の充実を図ります。
消費者の自立のための支援	広報みさと、市ホームページ、パンフレット等を通じた情報提供や出前講座等により啓発を行います。
消費者被害の未然防止	消費、福祉、防犯等の行政や地域の関係者が連携し、地域全体で守る仕組みづくりを推進します。
消費生活センターの相談機能の向上	複雑・多様化している消費者取引と消費者トラブルに対応するため、研修等により消費生活相談員等のレベルアップを図ります。

まちづくり方針

2

こどもが健やかに、
のびのびと成長できる
まちづくり

目指す姿

2-1 こどもを育てやすい 環境をつくる	安心して妊娠、出産ができる
	▶ 2-1-1 妊娠・出産に対する社会的支援の強化
	ライフスタイルに合わせて、安心して子育てができる
2-2 こどもや若者が 学び、健やかに 育つ環境をつくる	▶ 2-1-2 子育てと仕事の両立支援
	すべてのこどもにあらゆる機会が開かれている
	▶ 2-1-3 こどもや子育て家庭への支援
2-2 こどもや若者が 学び、健やかに 育つ環境をつくる	生きる力をすべてのこどもが身につけている
	▶ 2-2-1 質の高い教育及び環境の充実
	▶ 2-2-2 青少年健全育成の推進

まちづくり方針2 こどもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり
こどもを育てやすい環境をつくる

2-1-1 妊娠・出産に対する社会的支援の強化

現状

- 若年妊婦や望まない妊娠、経済的困窮、外国ルーツの家庭の増加など、妊娠・出産に対するニーズが多様化しています。
- 自発的に相談を求めない家庭には、健康的な生活のために必要な支援が届きにくい状況があります。
- 物価高騰により、出産に対する経済的な相談が多くなっています。
- 母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営による機能強化を図るため、令和6年4月にこども家庭センター¹を設置し、妊産婦や子育て家庭への包括的・継続的な支援を推進しています。

課題

- 市民が安心・安全に妊娠・出産ができるよう、様々な機会を捉えて対象者を把握し、誰ひとり取り残さない支援の充実が求められています。
- 産前産後の母親の育児不安や子育ての孤立感を軽減するため、母親のメンタルヘルスケアや児童虐待の予防のための妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が課題となっています。

¹ こども家庭センター：児童福祉法第10条の2第2項及び母子保健法第22条に規定する業務を行う施設

SDGsに向けた方向性



すべての人が安心して妊娠、出産をできるようにするため、経済的な支援を含め妊娠期からの支援体制の充実を図ります。

施策実現のための取組み

不妊に関する支援の実施	不妊検査、不育症検査を受けたかたに、検査に要する費用の一部を助成します。
母子保健と児童福祉の機能の連携	こども家庭センターにおいて妊娠・出産・子育てに関する情報提供や相談・支援を行います。また、支援が必要な妊婦等に対し母子保健と児童福祉の機能を連携し適切な支援につなげます。
妊娠期から産後までの支援の充実	妊婦に対し、助産師等との面談や妊婦健康診査の実施等、安心して出産が出来るよう支援します。また、必要に応じて産後ケア事業による心身のケアや育児支援を行います。
経済的な支援の充実	経済的な理由により入院助産を受けることが困難な妊婦には、出産に係る費用を助成します。
安心な子育ての推進	実践を含めた健康教育を通じて、保護者の不安解消と健康や育児に関する理解を深めます。乳児のいる家庭への訪問など、親子の健康状態の確認や子育て支援に関する情報提供を行います。

関連する個別計画

第3次みさとこどもにこにこプラン（三郷市子ども計画）

すこやかみさと～第3期三郷市健康増進・食育推進・自殺対策計画～

関連する取組み	関連施策
健康づくり体制の整備	7-1-1
健康情報の提供	
福祉総合相談体制の推進	7-2-1

まちづくり方針2 こどもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり
こどもを育てやすい環境をつくる

2-1-2 子育てと仕事の両立支援

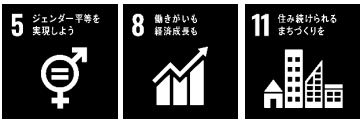
現状

- 子育て世代の転入、共働き家庭・ひとり親家庭の増加により、幼児教育・保育需要は増大傾向にあります。
- 安心してこどもを預けることのできる環境の整備が求められています。

課題

- 多様化するニーズに対応する子育てサービスの充実と、活用を促すためのわかりやすい情報発信が必要です。
- 家庭、幼稚園や保育施設、学校、児童クラブ、地域、行政等が連携して、こどもたちを心豊かに育む環境づくりが求められています。
- 家庭環境や個人特性等が多様化する中で、幼稚園や保育施設、児童クラブ等の職員不足や各施設における提供体制の確保、預かり時間や柔軟な施設運営へのニーズ対応が課題となっています。

SDGsに向けた方向性



誰もが質の高い乳幼児向けのサービスを受けることができるように、その保護者が安心・安全に働くことができる環境の整備に努めます。

施策実現のための取組み

子育て家庭への 子育て支援の充実	幼児教育・保育の無償化に係る給付事業を行います。また、市内私立幼稚園等に対して、補助金を支給します。
地域における 子育て支援	子育ての援助を受けたい方と子育ての援助を行いたい方との相互援助活動（ファミリー・サポート・センター）等により充実を図ります。
安心して子どもを 預けられる環境整備	保育事業者や私立幼稚園への事業及び人材確保についての補助金交付等により、必要な施設数の確保と適切な施設運営を支援します。
子どもたちを心豊かに 育む環境づくり	子どもたちが放課後に安心・安全に活動できる環境を整備し、保護者と地域住民とともに子どもの健全育成活動を行うことで、保護者の子育てを支援します。
児童クラブの充実	放課後ケアワーカーの確保や学校施設の有効活用による定員拡大などにより、公営児童クラブの充実を図ります。また、民営児童クラブの運営に対して、補助金などの支援を行います。
子育て家庭への 情報発信	市ホームページ、SNS、冊子などの様々なツールを活用し、市民等に分かりやすく制度やサービス内容の情報発信に努めます。

関連する個別計画

第3次みさとこどもにこにこプラン（三郷市こども計画）

関連する取組み	関連施策
労働環境の充実	5-2-1
家庭教育の充実	6-2-1
男女共同参画社会づくりの推進	6-3-2
「子どもの居場所」づくりの相談体制の整備	経 1-1
「子どもの居場所」を通じた多世代交流の推進	経 1-2

まちづくり方針2 こどもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり
こどもを育てやすい環境をつくる

2-1-3 こどもや子育て家庭への支援

現状

- 核家族が増え、地域で子育てについて気軽に相談できる人が少なくなっている中、インターネットで手軽に検索できるようになった反面、誤った情報もあふれ、保護者が混乱することがあります。
- 子育て家庭では、養育費用、教育費用など経済負担が大きくなっています。特にひとり親家庭は経済的な悩みに直面している場合が多く、家庭の経済状況の格差がこどもの教育格差につながる恐れがあります。
- こどもの発達の状態により、適切な養育の場(機会)が求められています。

課題

- 子育てに関する各種相談に対応し、不安の解消や必要な支援につなげることが重要です。
- 親から子への貧困の連鎖を断ち切るために、経済的な支援が求められています。
- 健康診査等を行うとともに、医療・教育・福祉等、関係各課と連携を図りながら、疾病・発育・発達等に関する支援を行うことが求められています。また、専門職等による家庭訪問などの適切な養育支援が必要です。

SDGsに向けた方向性

3 すべての人に健康と福祉を



4 質の高い教育をみんなに



16 平和と公正をすべての人に



子どもや子育て家庭に対して支援し、誰もが取り残されないこと
ない社会づくりに努めます。

施策実現のための取組み

子育て支援拠点等における支援の充実	子どもの健やかな育ちを促進するため、地域子育て支援拠点において、子育ての孤独感や不安感等を緩和します。妊娠・出産・子育てに関する相談、地域の子育て支援施設や保育所等の利用に関する情報提供、相談対応等、妊娠から子育てに関して包括的に支援を行います。
子育ての経済支援	子育て家庭が、安定して、自立した生活を営めるよう、手当や医療費の助成による経済的支援を行います。また、ひとり親家庭の父母等が、就職を目指して資格取得する場合の講座の費用や生活費を支給します。
子育ての不安解消及び養育の支援	乳幼児の養育について支援が必要な家庭に対し、過重な負担がかかる前の段階で専門職等による訪問を実施することで、家庭における安定した養育を可能にします。
心身の健やかな成長の支援	保護者が乳幼児の心身の成長を理解し、安心して関わられるよう相談支援を行います。また乳幼児を対象に疾病の有無や発育・発達、社会背景に着目した総合的な健康診査や乳児家庭への訪問等に取組みます。
虐待防止対策の強化	家庭における適正な児童の養育及び養育に関連して発生する種々の児童問題の解決を図ることを目的として、家庭児童相談室において専門的な相談・指導を行います。
「こどもの居場所」づくりの推進	開設や運営に関する相談体制の整備、情報提供等を推進し、民間における「こどもの居場所」の安定的な運営を支援します。
ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭に対する医療費の一部助成や児童扶養手当を支給し経済的な自立を支援します。また、親の就職やキャリアアップを目的とした、母子家庭等自立支援教育訓練給付金などを支給します。

関連する個別計画

第3次みさとこどもにこにこプラン（三郷市子ども計画）

関連する取組み	関連施策
家庭教育の充実	6-2-1
生活困窮者への自立支援	7-1-2
生活保護決定事務の適正実施による被保護者へのサービス向上	7-1-2
福祉総合相談体制の推進	7-2-1

「こどもの居場所」：子どもが過ごす物理的な場所のほか、時間や人との関係性を含め、本人が「居場所」と感じる場の総称。

まちづくり方針2 こどもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり
こどもや若者が学び、健やかに育つ環境をつくる

2-2-1 質の高い教育及び環境の充実

現状

- 国際化や情報化等、新しい時代に生きるこどもたちが未来を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することが求められています。
- 三郷中央地区などでは、年少人口が増加傾向にある一方、市の北部や南部では年少人口が減少傾向にあります。また、学校教育施設は、昭和40年代から50年代にかけて多く整備され、それらの施設では経年劣化が進んでいます。

課題

- 新しい時代に必要となる資質・能力を身につけるため、「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善が求められる中、児童生徒の主体的な学びを育むための、指導力・意欲ある教師の育成などが必要です。
- 国において令和5年6月に閣議決定された「教育振興基本計画」で「日本社会に根差したウェルビーイング¹の向上」が掲げられるなど、児童生徒に豊かな人間性や社会性を育むことが求められています。
- 経済的な支援が必要な世帯のこどもについても、必要な教育を受け、社会的・経済的に自立し生活を送るようになるための支援が求められています。
- 地域ごとの将来的な年少人口の増加・減少を見極め、学校の適正規模・適正配置を進めていく必要があります。また現在ある学校教育施設を今後どのように維持管理していくかについても検討する必要があります。
- 学校給食を通じて、児童生徒が正しい食生活を身につけることができるよう、食育²により力を入れていくことも求められています。
- 新たな教育行政施策の構築が求められると共に、学校、家庭、地域、企業が連携した教育など、学校教育の一層の充実が求められています。

¹ ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

² 食育：生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てること。

SDGsに向けた方向性



すべての人が性別や経済的な状況に関係なく、社会情勢の変化に対応した質の高い教育を受けることができる機会を確保します。

施策実現のための取組み

児童生徒の学力向上	学校経営方針や重点目標を明確にし、日々の教育活動を展開するとともに教育活動の改善に取組みます。また、経済的な支援が必要な世帯の児童生徒に対し、学習支援を行います。
心の教育の推進	学校の全ての教育活動の中で、あたたかな人間関係を基盤とし、自己肯定感や利他性、協調性、協働性など豊かな人間性や社会性を育む心の教育を推進します。
教職員の資質向上	特色ある学校づくりを推進するとともに、教職員の資質向上に取組みます。
教育環境の整備促進	小・中学校の適正規模・適正配置に向けた取組みを行うとともに、学校教育施設の長寿命化へ向けた改修等を計画的に進めます。
安全・安心な学校給食の提供及び食育の推進	安全・安心な学校給食を提供するため、衛生管理や施設整備の対策を行います。あわせて、発達段階に即した食習慣を身につけることに努めます。
社会に開かれた学校教育の推進	児童生徒の健やかな成長を目指し、学校・家庭・地域・企業が連携協力して取組みます。

関連する個別計画

三郷市第4期学力向上推進3ヵ年計画

三郷市立小・中学校教育環境整備計画

三郷市立学校教育施設個別計画

関連する取組み	関連施策
こどもたちの読書環境の整備 学校図書館の充実	6-1-2
人権啓発・教育の充実	6-3-1
健康づくり体制の整備 健康情報の提供	7-1-1
地域力を醸成するための機会の創出	経 2-1
民間企業等との連携の推進	経 2-3
市有財産の適正管理と有効活用	経 3-1

まちづくり方針2 こどもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり
こどもや若者が学び、健やかに育つ環境をつくる

2-2-2 青少年健全育成の推進

現状

- 青少年期は、学校や家庭、地域社会などにおける交流の中で、豊かな人間性や社会性を養う重要な時期です。
- 核家族化や少子高齢社会の到来、地域力の低下、価値観・ライフスタイルの多様化、情報機器類の急速な発達など、青少年を取り巻く環境は著しく変化しています。
- 携帯電話等の利用の低年齢化が進む中、SNS(ソーシャルネットワークサービス)でのトラブルや、長時間に及ぶ機器使用など、新たな問題が生じています。
- 三郷市では、コロナ禍による青少年団体の活動休止等により、青少年の地域活動や交流は一時的に減少しました。現在では、その状況を乗り越え、活動は増加に転じています。

課題

- 青少年が、自尊心、自主性、協調性や豊かな人間性を育み自覚と責任を持ち、積極的に社会生活が送れるよう、家庭、学校、地域とともに青少年の健全育成に取り組む必要があります。
- こどもが将来にわたって持続可能な幸福を得るため、こどもの自己肯定感等を育む取組みが求められます。

SDGsに向けた方向性



すべての人が、性別や経済的な状況に関係なく、豊かな人間性や社会性を身につけ、円滑に社会生活を送ることのできる社会づくりに努めます。

施策実現のための取組み

次世代リーダーの育成	地域の将来を担う若者の養成・人材確保のため、様々な体験事業や青少年リーダー ¹ 養成事業を積極的に行います。また、青少年リーダーの活動支援として、青少年ホームを活動拠点として、様々な支援を行います。
地域活動・地域交流の促進	家庭・学校・地域が互いに役割を果たしながら連携できるよう事業や団体支援を行うことで、青少年や地域活動に必要なネットワークの構築・活動環境の整備に努めます。
青少年をとりまく環境の整備	仲間づくり、つどいの場、安らぎの場を提供するとともに自主的に活動できるよう必要に応じた支援や、関係団体・機関と連携し、個々の実態に合わせた指導・相談を行う体制づくりに努めます。

関連する個別計画

第3次みさとこどもにこにこプラン（三郷市こども計画）

関連する取組み	関連施策
地域と連携した防犯活動の充実及び地域における防犯力の向上	1-2-1
家庭教育の充実	6-2-1
「こどもの居場所」づくりの相談体制の整備	経 1-1
「こどもの居場所」を通じた多世代交流の推進	経 1-2
有権者の政治意識向上	経 1-3

¹ 青少年リーダー：主に中学生・高校生・18歳以上の青少年で、ミサトジュニアリーダーズクラブ（中・高校生）、（R&L読書の会（こども司書卒業生））、三郷市青少年相談員協議会（18歳以上）が青少年団体として活動しています。

まちづくり方針

3

水と緑を生かした
環境にやさしい
まちづくり

目指す姿

3-1
自然を身近に
感じられる
まちをつくる

質の高い生活環境が整い、快適な生活を送ることができる

▶ 3-1-1 生活環境の保全

豊かな緑や水辺環境を身近に感じることができる

▶ 3-1-2 緑と水辺による快適環境の創出

3-2
地球にやさしい
暮らしを実現する

一人ひとりが環境について意識した生活を送ることができる

▶ 3-2-1 環境対策の推進

ごみや廃棄物の処理が環境に配慮した形で適正に行われている

▶ 3-2-2 ごみの減量と廃棄物の適正処理

汚水処理が適切に行われることで、市民生活を快適に送ることができる

▶ 3-2-3 公共下水道の整備

まちづくり方針3 水と緑を生かした環境にやさしいまちづくり
自然を身近に感じられるまちをつくる

3-1-1 生活環境の保全

現状

- 都市化の進展に伴い、周辺に環境負荷を及ぼす施設と近隣住民との生活環境トラブルが増加傾向にあります。
- 管理不全となっている空き地が市内全域で見られます。
- 生態系の変化や外来種の繁殖により、野生鳥獣による生活環境への被害が増加しています。
- ペットを飼養する市民が増加傾向にあり、飼養マナーについてのトラブルも増加しています。
- 公共下水道の未整備などにより、排水路等から害虫が発生することがあります。

課題

- 地域の良好な環境を維持するため、引き続き公害防止策や放射線対策の推進と市民に対して必要な情報の開示など、安心安全な環境づくりが求められています。
- 管理不全となっている空き地の周辺住民から、空き地の管理者による適正管理が求められています。
- 野生鳥獣による生活環境への被害の抑制が求められています。
- ペットの適正飼養が求められています。
- 公共下水道事業の適正な運営と整備の推進を図ることが求められています。

SDGsに向けた方向性



公害防止対策を行い、誰もが住みよい環境を目指します。

施策実現のための取組み

公害の防止	公害防止のため、大気、悪臭、水質及び騒音等の監視や測定等を行います。
生活環境の衛生保全	草木が繁茂している空き地の管理者へ適正管理を促します。水路等に発生する衛生害虫等の発生抑制を行います。野鳥による騒音や衛生被害抑制のため、地域住民と連携した追い払い等を実施します。
放射線対策	放射線の測定を継続し、正しい情報を公表することにより、風評被害を防止しながら市民の安心・安全を図ります。
ペットの適正飼養	飼い主の飼養マナー向上のため、愛犬との暮らし方教室等啓発事業を行います。また、犬の狂犬病予防注射の接種率向上のため、集合狂犬病予防注射や啓発を行います。
生活排水処理の推進	公共下水道の未整備地区について、下水道事業を適正に運営するため、事業計画の検討を行います。

関連する個別計画

第2次三郷市環境基本計画

三郷市除染実施計画

関連する取組み	関連施策
放置自転車の対策	1-2-2
市街化調整区域における景観の維持・保全	4-1-1
良好な道路環境の維持 放置車両の撤去 不法投棄物への監視の徹底及び適正な処分	4-1-3

まちづくり方針3 水と緑を生かした環境にやさしいまちづくり
自然を身近に感じられるまちをつくる

3-1-2 緑と水辺による快適環境の創出

現状

- 三郷市は、東西を江戸川と中川の大きな河川に挟まれ、市内には大場川と第二大場川などが流れています。また、これらの河川・水路周辺には、一部に農地と屋敷林などが見られます。
- 水や緑は、人々が安全で快適な暮らしを営むうえで欠くことのできないものとして、次世代へと引き継いでいくべき財産といえます。

課題

- 都市化の進む三郷市においては、快適に暮らすための環境資源としての緑と水辺が求められています。
- 緑と水辺を身近に感じられるまちをつくるためには、市民と行政がともに守り、育て、魅力を高めていく必要があります。
- 河川環境の向上を図るため、河川浄化に対する市民意識の高揚が求められます。
- 生産緑地¹地区については、市街化区域²の都市環境の保全に役立つ緑の空間として維持しながら、災害発生時など農地の多面的な機能の活用方策についても検討し、有効に活用していくことが求められています。

¹ 生産緑地:市街化区域内の農地のうち、生産緑地法に基づき、保全すべき農地として指定されたもの。

² 市街化区域:都市計画法に基づき指定された、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。

SDGsに向けた方向性



誰もが安心して利用できる公共緑地や民間の緑地の整備を行うため、自然環境に配慮しながら、市及び市民が連携して、豊かな緑や水辺環境を創出します。

施策実現のための取組み

快適な水辺空間の創出	水に親しみ、快適に歩ける緑道の整備や、花などによる緑化を推進し、「水と緑の骨格軸」「水と緑のシンボル軸」として親水環境の整備を図ります。
快適な歩行空間の創出	都市計画道路を中心とした街路樹は、維持管理や生育環境に配慮し、路線ごとの統一性を持たせた樹種の植栽を図り、彩りのある表情づくりに努め、快適に歩ける緑の道としてのネットワーク形成を図ります。
市民参加による緑化活動の支援	春及び秋の花いっぱい運動、緑化推進団体 ³ による緑化活動、また不用樹木・生垣等の緑化に対する支援制度の充実を図ります。
緑のまちづくりに対する意識啓発	市民が緑のまちづくりに関心が高まるよう、緑にふれあう機会の提供や緑の重要性・魅力についての啓発に努めます。
「緑の基本計画」の推進	「緑の基本計画」を推進するために、関係部署と連携の強化を図り、適切な進行管理を行うとともに、必要に応じて計画の見直し等を行います。
河川浄化意識の向上	市民と行政が一体となった河川敷や水面のごみ回収の実施やイベントなどを通して水辺再生の意識付けや快適な河川環境の実現を図ります。
都市農地の保全	貴重な緑の空間として、農業施策との連携を図りながら、計画的に生産緑地地区の追加指定や特定生産緑地 ⁴ の指定を実施することにより、市街区区域内農地の保全に努めます。

関連する個別計画

三郷市緑の基本計画

第2次三郷市環境基本計画

関連する取組み	関連施策
河川や水路の整備・改修	1-1-2
農地の適切な保全	5-1-3
ボランティア活動への支援	経 1-1

³ 緑化推進団体:公園や道路などの公共空間における花壇づくりにおいて、市民・団体・事業者によるボランティア団体のこと。

⁴ 特定生産緑地:指定後30年を迎える生産緑地のうち、指定期間をさらに10年間延長する生産緑地のこと。

まちづくり方針3 水と緑を生かした環境にやさしいまちづくり
地球にやさしい暮らしを実現する

3-2-1 環境対策の推進

現状

- 三郷市環境基本条例に基づき、三郷市環境基本計画を策定し、環境施策の基本的な考え方や長期的な目標を定め、行政、市民、事業者がそれぞれの立場から取組みを進めています。

課題

- 地球温暖化が深刻な環境問題となっており、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく三郷市地球温暖化対策実行計画を策定し、三郷市が一事業者として温室効果ガス削減に取り組んでいますが、今後市民、事業者に取り組みを広めていくことが課題となります。

SDGsに向けた方向性



持続可能な社会を実現するため、市民一人ひとりが市や事業者等と連携しながら、地球温暖化対策として、環境負荷低減に取組みます。

施策実現のための取組み

三郷市環境基本計画の 推進	三郷市環境基本計画で示される環境目標に向けて、環境負荷 ¹ の低減や、地球温暖化防止に向けた地域の取組みなどを市民、事業者、行政が一体となり推進します。
地球温暖化防止対策 推進のための意識 啓発・活動支援	環境フェスタの開催や緑のカーテン事業を通じて、市民の環境意識の高揚を図り、太陽光発電システムや省エネルギー設備などの設置に対して補助金の交付を行うことで、市民の省エネに対する行動を促します。
環境負荷低減に向けた 自転車利用の促進	自転車通行空間の整備など利用環境の改善に努め、環境負荷の少ない自転車利用の促進を図ります。

関連する個別計画

第2次三郷市環境基本計画

第4次三郷市地球温暖化対策実行計画

関連する取組み	関連施策
安全で良好な住環境の整備	4-1-3
自転車通行空間の整備推進	4-2-2
自転車利用の促進	4-2-3
農業経営・生産の充実	5-1-3

¹ 環境負荷:人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障の原因となるおそれのあるもの。

まちづくり方針3 水と緑を生かした環境にやさしいまちづくり
地球にやさしい暮らしを実現する

3-2-2 ごみの減量と廃棄物の適正処理

現状

- 資源の過剰消費・大量廃棄による環境負荷を低減させるため、地域における循環型社会の構築が進められています。
- ごみの減量やりサイクルの推進などのごみ問題について、市民により深く知ってもらうため普及啓発に取り組んでいます。

課題

- 環境負荷の低減が求められており、ごみの減量やりサイクルの推進が課題となっています。
- 清潔で快適な住環境を維持するためには、市民や地域と協力連携し、身近なところから環境美化活動を進めていくことが求められています。
- ごみを適正に処理するため、より適正な分別を推進するとともに、新たな分別については、社会情勢や市民要望を踏まえて検討していく必要があります。あわせて老朽化が進む三郷市一般廃棄物不燃物処理場の更新が必要です。
- 河川的环境を守るため、トイレの排水のみを処理する単独浄化槽から、生活全般の排水を処理する合併処理浄化槽への移行を進める必要があります。

SDGsに向けた方向性



地域において循環型社会¹を構築できるよう、ごみの分別と適正な処理を進めます。

施策実現のための取組み

ごみの削減	ごみ分別出前講座、環境美化推進員連絡会、ごみ処理施設見学会、集団資源回収の推進などにより、市民と一緒にごみを減らす工夫を考えて実行します。
美しいまち並みの維持	市民や事業者とともに市内の美化活動を行い、ごみの適正処理について意識啓発を行います。
ごみの適正処理	一般廃棄物処理基本計画に基づき、効率的で適正な一般廃棄物の処理を行います。また、毎年度、一般廃棄物処理実施計画や環境事業報告書を作成することで、ごみの発生抑制や資源化の状況等について進捗管理を行います。
ごみ処理の効率化	老朽化の進む三郷市一般廃棄物不燃物処理場については、施設の強靱化と処理の効率化を図るため、更新します。
生活排水処理の向上	河川の水質に負荷を加えていると考えられる生活排水の処理のため、引き続き単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換補助金を助成するとともに浄化槽の適正管理を推進します。

関連する個別計画

三郷市一般廃棄物処理基本計画
第2次三郷市環境基本計画

関連する取組み	関連施策
地域コミュニティの活性化	経 1-1

¹ 循環型社会:自然環境と共生し、限りある資源を有効に活用するため、省資源や省エネルギーへの対策を行うなど、可能な限り環境資源のリサイクルを実践している社会のこと。

まちづくり方針3 水と緑を生かした環境にやさしいまちづくり
地球にやさしい暮らしを実現する

3-2-3 公共下水道¹の整備

現状

- 下水道事業は、生活環境の改善や水質保全など環境に対する役割が大きい事業となっています。
- 他自治体で下水道管の破損に起因すると思われる道路陥没事故が発生するなど、全国的に下水道管等の老朽化対策や維持管理の重要性が再認識されています。
- 上下水道一体での耐震化を推進するため、令和7年1月に「上下水道耐震化計画」を策定しました。

課題

- 公共下水道(汚水)の接続を促進させるため、処理区域内の家庭を対象に、公共下水道(汚水)への接続を周知することで、水洗化率²を向上させることが課題となっています。
- 計画的かつ効果的な施設維持管理を行うことが課題となっています。
- 令和6年1月に発生した能登半島地震では、上水道と下水道施設の耐震化が未実施であった基幹施設等³で被害が生じたことにより復旧が長期化したことから、災害対策として上下水道一体で管路施設の耐震化を行うなど、計画的な更新を図ることが必要です。

¹ 公共下水道:市街地における汚水や雨水を排除・処理するために地方公共団体が管理する下水道のこと。

² 水洗化率:公共下水道を利用可能な人に対し、実際に利用している人の割合。

³ 基幹施設等:浄水場や下水処理場及びそれらの施設に直結した管路等、被災すると広範囲かつ長期的に影響を及ぼす上下水道システムの急所施設や避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等のこと。

SDGsに向けた方向性



誰もが衛生的で安全なトイレを利用できるよう、下水道事業を進めるとともに、下水道への接続を促進することで、より適切に汚水処理ができるようにします。

施策実現のための取組み

公共下水道施設の耐震化及び維持管理	老朽化が進む公共下水道施設の計画的かつ効果的な維持管理を行います。また、上下水道一体での耐震化や布設替えなどの改築を計画的に行います。
公共下水道の普及促進	公共下水道事業の内容を広報し、普及を促進します。また、普及促進により公共下水道(汚水)への接続(水洗化)を図ります。
公共下水道(汚水)の整備	公共下水道(汚水)の事業認可区域 ⁴ において、整備推進を図ります。
最終処理施設の管理	汚水処理を適切に行うために、最終処理施設の機能維持・増強などにかかる費用を負担します。

関連する個別計画

下水道ストックマネジメント計画

三郷市公共下水道事業経営戦略

三郷市公共下水道基本計画・三郷市公共下水道事業計画

三郷市上下水道耐震化計画

関連する取組み

地震に強い強靱な管路の構築

関連施策

4-2-4

⁴ 事業認可区域:都市計画事業として、公共下水道の整備が都市計画法上の認可を受けた区域のこと。

まちづくり方針

4

都市基盤の充実した 住みやすいまちづくり

目指す姿

4-1 地域の特性を 生かした快適な 都市をつくる	計画的な土地利用により、都市環境と自然環境の調和がとれている ▶ 4-1-1 計画的な土地利用の推進
	地域ごとの特色が生かされた拠点が形成され、人々が集まり、にぎわいが生まれている ▶ 4-1-2 地域特性を生かした魅力ある拠点の形成
	安全で良好な住環境が整っている ▶ 4-1-3 快適な住環境の創造
4-2 市民生活が 豊かになる 快適な都市を 実現する	誰もが快適に公園を利用できる 公園が市民の憩いの場となる ▶ 4-2-1 憩いとなる公園づくりの推進
	快適に移動できる道路ネットワーク環境が整備されている ▶ 4-2-2 誰もが円滑に移動できる道づくりの推進
	誰もが安心して市内を移動できる環境ができています ▶ 4-2-3 公共交通アクセスの充実
	健全な水道事業の運営のもと、安全で安定した水道水がすべての市民に供給される ▶ 4-2-4 良質な水の安定供給

まちづくり方針4 都市基盤の充実した住みやすいまちづくり
地域の特性を生かした快適な都市をつくる

4-1-1 計画的な土地利用の推進

現状

- 都市計画マスタープラン¹に基づき、定住性の高いゆとりある住宅地の形成、市内産業の発展に寄与する土地利用の実現を目指すため、土地区画整理事業等の導入や地区計画の指定、都市計画制度や開発許可制度の運用などにより、地区の特性を踏まえたいきめ細やかなまちづくりを進めてきました。
- 土地区画整理事業等による計画的なまちづくりが進められた事業区域においては、それぞれに適した土地利用が実現しています。

課題

- 市街化調整区域においては、都市計画法や建築基準法による規制を受けない資材置き場や残土置き場などが、農地や住宅地に近接して立地するなど、環境に好ましくない影響を与えている地区も見られることから、土地利用や農業環境等の向上について検討が必要です。

¹ 都市計画マスタープラン:市の総合的な構想である「第5次三郷市総合計画」や国・埼玉県の計画・構想に即し、都市計画の視点から施策の方針を示すもの。計画期間は20年とし、中間年次においては、三郷市総合計画との整合等に関する見直しを行う。

SDGsに向けた方向性



誰もが安心して居住でき、持続可能な都市をつくるため、土地
区画整理事業等の基盤整備や景観形成を推進するとともに、良
好な市街地の形成を図ります。

施策実現のための取組み

都市計画マスタープランの運用	まちづくりに関わる各種計画や公共事業の進捗状況、土地利用・開発事業の動向、市民ニーズを把握・整理し、「都市計画マスタープラン」の目標や方針に沿ったまちづくりを推進し、将来都市像の実現を目指します。
都市計画における情報開示の推進	都市計画に関する知識の普及と啓発のため情報提供を行います。
まちの発展に寄与する土地利用の実現	土地利用の現況や市街地の形成過程などを踏まえ、自然環境との調和や地域経済の活性化、防災性の向上、多世代の生活環境の向上等を視野におき、適切な土地利用の実現を目指します。
良質な開発への誘導及び意識啓発	都市計画法等の関係法令に基づく適切な指導と監視に努め、スプロール化 ² や住環境の悪化を防止するとともに、良質な開発への誘導や意識啓発を図ります。
市街化調整区域 ³ における景観の維持・保全	景観計画事前協議等による助言や指導、景観審議会の運営及び屋外広告物条例の運用を行います。

関連する個別計画

三郷市都市計画マスタープラン

三郷市景観計画

関連する取組み	関連施策
土地利用の誘導	5-1-2
農地の適切な保全	5-1-3

² スプロール化:都市において、市街地が不規則に、虫食い状態で郊外に拡大していくこと。

³ 市街化調整区域:市街化を抑制する区域のこと。

4-1-2 地域特性を生かした魅力ある拠点の形成

現状

- 拠点の形成については、三郷中央地区及び三郷インターチェンジ(三郷 IC)周辺におけるインターA 地区や南部地区、南部南地区の土地区画整理事業や新三郷駅周辺の開発により基盤整備が行われ、近年三郷北部地区において進められてきた土地区画整理事業による基盤整備は、終盤を迎えています。
- 三郷中央駅周辺は、駅前の「におどり公園」に隣接して「三郷中央におどりプラザ」や宿泊施設が整備され、におどり公園を活用した様々なイベント等が開催されています。
- 三郷 IC 周辺北側のピアラシティと新三郷駅周辺西側の新三郷ららシティについては、商業・業務・レジャー等の複合機能が集積した地域拠点として発展しています。また、三郷 IC 周辺南側については、流通・工業等の産業機能が集積する産業拠点として発展しています。
- 三郷北部地区では、企業立地による大規模物流施設の建設が進むなど、産業拠点としての機能集積が図られつつあります。
- 三郷料金所スマートインターチェンジ(スマート IC)¹は令和7年3月にフルインター化され、都市計画道路三郷流山線は、引き続き整備が進められています。

課題

- 三郷中央駅周辺は、今後も、都市交流拠点やレクリエーション核としての更なる魅力向上が期待されています。
- 三郷駅周辺は、近隣型の商業・業務機能等が集積した地域拠点としての活性化が求められています。
- 新三郷駅東口周辺やみさと団地については、地域拠点として駅を中心とするまちづくりが期待されています。
- スマート IC 周辺地区については、スマート IC フルインター化及び三郷流山橋有料道路開通による交通ネットワーク拡充により産業拠点形成が期待されています。
- 市南部地域においては、三郷南インターチェンジ(三郷南 IC)を中心とする広域道路ネットワーク²の活用による生活利便性の向上が期待されるとともに、首都直下地震や風水害等に備えた防災機能の向上や、少子高齢社会に対応した地域コミュニティの維持が必要とされています。

¹ スマートインターチェンジ(スマート IC):高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両(料金の支払い方法)を、ETC を搭載した車両に限定しているインターチェンジのこと。

² 広域道路ネットワーク:周辺都市と結ばれる東京外かく環状道路や都市計画道路等の広域的な道路ネットワークのこと。

SDGsに向けた方向性



地域固有の価値を理解し、地域ごとの特性を生かし、個性豊かで魅力ある地域づくりに取り組みます。

施策実現のための取組み

まちのシンボルとなる都市交流拠点の形成	三郷中央駅周辺では、駅を中心に公共空間を活用した、歩きたくなるまちなか形成を図ります。また、地域住民等との交流やにぎわいを創出します。
人に選ばれる地域拠点の形成	三郷駅、新三郷駅、三郷 IC 及び三郷南 IC の周辺では、「商業・業務機能」「生活サービス機能」「交流機能」の都市機能を持った、市民生活や都市活動の中心となるバランスのとれた都市構造の構築を図ります。
土地区画整理事業等による市街地整備の推進	各拠点において、目指す将来像や地域の実情などを踏まえながら、良好な市街地の形成を図るため、土地区画整理事業等による市街地整備について検討します。
地域の個性を生かしたまちづくりの推進	スマート IC のフルインター化による交通利便性を活用した産業集積と住みやすいまちづくりを進め、産業拠点の形成を目指します。市南部では、広域道路ネットワークを活用した交通の拠点整備や防災機能の強化などを推進し、防災減災核を含む拠点形成を目指します。

関連する個別計画

三郷市南部地域拠点整備基本計画

三郷市都市計画マスタープラン

関連する取組み	関連施策
美しいまち並みの維持	3-2-2
農地の適切な保全	5-1-3
最適な施設配置の検討	経 3-2

4-1-3 快適な住環境の創造

現状

- 近年、駅及び三郷インターチェンジ周辺において新たなまちの表情が創出される中で、三郷市景観計画や三郷市景観条例の適切な運用により、良好な景観形成に向けた誘導を図っています。
- 市内一斉清掃への町会・自治会の参加率は高く、生活環境美化に対する市民の意識は高くなっています。
- 高齢者、障がい者、低額所得者など、住宅の確保に配慮を必要とする方が存在します。
- 適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に影響を及ぼすおそれがあります。

課題

- 快適な住環境の創造のためには、敷地の細分化を防止し、住宅の耐震性、劣化対策、省エネルギー性、景観等に配慮した、持続可能な住環境の形成・保全が求められています。
- 市民・事業者・市の協働による景観づくりを行うとともに、市民のなかに市への誇りと愛着が育まれるような取組みを推進し、より良好な景観形成の実現を図ることが求められています。
- 土地区画整理事業の進捗等に伴い町名変更が生じる際には、わかりやすい町名及び地番の表示が求められます。
- 老朽化した市営住宅の適正管理を図り、質的向上に努めるとともに、今後の市営住宅のあり方を含め再編方針を策定する必要があります。
- 既存の賃貸住宅や空家等の活用による住宅セーフティネット³の強化が求められています。
- 快適な住環境を維持するために、市民や地域と協力・連携し、身近なところからの環境美化活動を進めるとともに、空き缶等の投げ捨て防止を促す啓発活動や、空き地の適正管理等の監視体制を充実させていくことが求められています。

³ 住宅セーフティネット:高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要な方に対し、住まいを確保できるようにする社会的な仕組みのこと。

SDGsに向けた方向性



誰もが安全で、かつ質の高い住宅を利用することができ、安全で良好な住環境で生活できるまちづくりに努めます。

施策実現のための取組み

良好な景観形成の推進	景観賞などの景観啓発活動の実施、景観計画事前協議等による助言や指導、景観審議会の運営、及び屋外広告物条例の運用を行います。
安全で良好な住環境の整備	建築物の安全性向上や質の高い住宅の普及促進、良好な宅地水準の確保に努めます。
良好な道路環境の維持	道水路に生えた雑草の刈取り、運搬及び回収、処分等を適切に実施し、安全で良好な道路環境の維持に取組みます。
わかりやすい町名表示の実施	土地区画整理事業実施地区等において、わかりやすい町名及び地番表示の整備に努めます。
市営住宅の適切な管理	既存住宅の計画的な維持修繕を実施し、適正な保全・管理を進めるとともに、高齢者への対応など質的向上に努めます。
住宅施策の推進	空家等の適正管理・利活用の推進や、多様化・高度化する住宅ニーズへの対応等、誰もが安心して暮らせる魅力的な住環境の整備に努めます。
放置車両の撤去	道水路に長期間にわたって放置された車両を撤去し、安全な道水路の維持に努めます。
不法投棄物への監視の徹底及び適正な処分	道水路の不法投棄物に対して、定期的な巡回による監視を徹底し、速やかに発見・撤去します。また、撤去した不法投棄物の処分を適正に行います。

関連する個別計画

三郷市公営住宅等長寿命化計画

三郷市空家等対策計画

三郷市景観計画

関連する取組み	関連施策
建築物の安全性の確保 住環境の防災性向上の推進	1-1-1
放置自転車の対策	1-2-2
公害の防止 生活環境の衛生保全 ペットの適正飼養 生活排水処理の推進	3-1-1

まちづくり方針4 都市基盤の充実した住みやすいまちづくり
市民生活が豊かになる快適な都市を実現する

4-2-1 憩いとなる公園づくりの推進

現状

- 新たな拠点整備や、土地区画整理事業等に伴う整備が進められ、公園数は増加しています。
- 公園等は、都市公園¹をはじめ、都市公園を補足する重要なオープンスペースとして、ちびっ子広場、わんぱく運動場などがあります。

課題

- 人とふれあう場を創出するため、市民の誰もが、いつでも気軽に利用できる公園の整備が求められています。借地方式や生産緑地地区の活用などにより、都市公園、ちびっ子広場等の整備について検討していく必要があります。
- 市街化区域を中心として、公園不足地域の解消を図るため、計画的な公園配置を進める必要があります。
- 遊具や樹木など都市公園等における公園施設の老朽化、熱対策及び暴風等の災害への対応が求められています。引き続き計画的な公園施設の維持更新を行う必要があります。
- 公園整備や維持管理について、引き続き、市民と行政がともに協働することで、よりよい公園づくりと適正な管理が求められています。
- におどり公園と三郷中央におどりプラザなど、公園と周辺の公共施設等が連携して、にぎわいの創出を図っていくことが求められています。

¹ 都市公園:都市公園法に規定され、国や地方公共団体が都市計画施設として設置する公園、緑地。

SDGsに向けた方向性



誰もが快適に公園を利用できるよう、地域の特性やニーズを踏まえた整備に努め、計画的な公園の維持、更新を図ります。

施策実現のための取組み

魅力ある公園づくり	都市公園等の整備にあたり、市民のニーズを把握した上で、市民参加によるワークショップなどを通じて、誰もが利用しやすい特色ある公園づくりを行います。
地域的なバランスに配慮した公園等の整備	地域別の公園整備の状況を勘案し、歩いて行ける身近な範囲で、借地方式などによる公園等の整備を推進します。
既存公園施設の長寿命化の実施	遊具や樹木など公園施設について、点検、修繕及び計画的な更新を実施し、誰もが安全かつ安心して利用することができるように適正に維持管理します。
市民と行政の協働による公園管理の推進	公園施設の維持管理について、公園整備の計画段階からワークショップなどを通じて事前に管理分担を検討し、開園後は市民との協働の中で適正に維持管理するための仕組みの構築を図ります。
スポーツ・レクリエーションを通じたレクリエーション核の形成	におどり公園をはじめとする都市公園等と、周辺の公共施設等が連携してイベントを実施するなど、レクリエーション核として利活用の推進を図ります。

関連する個別計画

三郷市緑の基本計画

関連する取組み	関連施策
「こどもの居場所」づくりの推進	2-1-3
市民参加の機会の確保	経 1-3

まちづくり方針4 都市基盤の充実した住みやすいまちづくり
市民生活が豊かになる快適な都市を実現する

4-2-2 誰もが円滑に移動できる道づくりの推進

現状

- 三郷流山橋有料道路が令和5年11月に開通し、また三郷料金所スマートインターチェンジ(スマートIC)が機能拡充され、令和7年3月にはフルインター化により、上下線全ての出入り口が通行可能となり、交通の利便性がさらに向上しました。
- 埼玉県東部地域の一体的な発展を担う軸として、都市計画道路三郷流山線の東埼玉道路までの延伸が期待されています。
- 土地区画整理事業や都市計画道路の整備などにより、安全な道路が整備されている一方で、今後老朽化する橋りょうや道路は急速に増えていく見込みであり、大規模災害による被害が懸念されています。
- 環境負荷への配慮や新しい生活様式により、自転車の利用が増加しています。

課題

- 円滑で快適に利用できる国道・県道・市道の一体感のある道路網の充実が必要であり、都市計画道路の計画的な整備を推進するとともに、歩行者・自転車のネットワークを含めた一体性のある道路交通体系の確立を図ることが求められています。
- 安全で円滑な交通を実現するため、信号機、歩道の設置、道路標識、交通規制の適正化等が求められています。
- 通学路や生活道路は狭い道路が多く、安全な歩行空間の確保が課題となっています。
- 老朽化した橋りょうの架替えや長寿命化対策、緊急輸送道路の安全点検など、道路利用者に対する安全性の確保が必要です。
- 自転車利用者のニーズを把握し、自転車が安全・安心に通行できる環境の整備が必要です。
- 東京外かく環状道路の通過交通量の増大に伴う安全対策については国等と連携していく必要があります。

SDGsに向けた方向性



基本的な生活インフラである道路の整備と安全の確保に努めます。

施策実現のための取組み

計画的・効率的な道路ネットワーク軸の構築	国・県等と連携し、橋りょうや都市計画道路の整備推進や高速道路による周辺地域へのアクセス向上により、地域間の円滑な交流促進及び、市内の拠点間を結ぶ道路ネットワーク軸 ¹ の構築を図ります。
広域道路ネットワークの整備推進	県と連携を図り、都市計画道路三郷流山線の整備促進と併せ、延伸計画の推進を図ります。
安全・安心な道づくりの推進	道路及び道路施設の破損箇所の早期発見と適切な維持修繕、道路施設の改良工事などを進めることで、市民が安全・安心に利用できる道づくりに取組みます。
橋りょうの適正管理	老朽化した橋りょうの補修等を計画的に進め、市民が安全・安心に利用できる道づくりに取組みます。
自転車通行空間の整備推進	自転車道の整備、車道における自転車専用レーンの設置、既存の広い歩道への通行位置表示の設置による視覚的分離など、様々な手法を用いて自転車通行空間の整備を推進します。

関連する個別計画

三郷市都市計画マスタープラン

三郷市橋梁長寿命化修繕計画

関連する取組み	関連施策
地域防犯環境の整備	1-2-1
交通安全施設の整備	1-2-2
放置自転車の対策	
快適な歩行空間の創出	3-1-2
環境負荷低減に向けた自転車利用の促進	3-2-1
地域の個性を生かしたまちづくりの推進	4-1-2

¹道路ネットワーク軸:拠点間及び拠点と周辺都市を結ぶ三郷市の骨格となる道路とその沿道について、都市に魅力と活力を与え、市内外の活発な交流を促進する連続的な空間のこと。

まちづくり方針4 都市基盤の充実した住みやすいまちづくり
市民生活が豊かになる快適な都市を実現する

4-2-3 公共交通アクセスの充実

現状

- 将来にわたって持続的かつ安定的に公共交通を維持・発展させるため、まちづくりなどの地域戦略と一体となった公共交通の活性化、利用促進を図るための取組みを進めています。
- 三郷市における地域公共交通は、鉄道、路線バス、タクシーがそれぞれの役割に応じた運行サービスが提供されています。路線バス、タクシーに関しては、運転手不足や労働力の低下に伴い、減便や運休を余儀なくされるケースが増加しています。
- 自転車は、身近な交通手段として多くの人に幅広い目的や用途で利用されており、環境志向(環境負荷の低減)や健康志向の高まりを背景に、更なる利用拡大が見込まれています。
- 外出できる環境整備手段のひとつとして、シェアサイクル(コミュニティサイクル)¹、カーシェア、将来的にはオンデマンド交通や自動運転等の「新たなモビリティサービス」の活用や導入が考えられます。現在、既存の地域公共交通と、新たなモビリティサービスや徒歩等、あらゆる移動手段やサービスを統合して提供する「MaaS²」について、全国で実証実験等が始められています。

課題

- 超高齢社会への対応や利用者目線に立った分かりやすい・使いやすい情報提供と快適な利用環境の展開、そして地域との協働による持続可能な仕組みづくりが求められています。
- 路線バス、タクシー維持の厳しい状況に対して、有効な解決策が見いだせていないことが全国的な課題となっております。市民、事業者、行政が連携し、地域が守り、支え育てる公共交通の実現に向けた検討が必要となっております。
- 鉄道、路線バス、タクシーの連携強化による移動の利便性や、さらなる安全性の向上が求められています。
- 自転車利用を促すサービスの提供が求められています。
- 三郷市における、MaaSの概念の導入や、段階的な具現化が期待されています。

¹ シェアサイクル(コミュニティサイクル):相互利用可能な複数のサイクルポートからなる、自転車による面的な都市交通システムのこと。

² MaaS[マース]:Mobility as a Service の略称。出発地から目的地まで、利用者にとって最適な移動経路を提示するとともに、複数の交通手段やその他のサービスを含め、一括して提供するサービスのこと。

SDGsに向けた方向性



誰もが、その人の身体状況にかかわらず安心して利用できる公共交通機関の整備・充実を行います。

施策実現のための取組み

公共交通ネットワークの充実	公共交通機関が相互に連携した「使いやすい」「分かりやすい」公共交通サービスと、拠点間を結ぶ公共交通ネットワークの構築等により、「地域が守り、支え、育てる」持続可能な公共交通の確立を目指します。
鉄道輸送の強化	利便性及び安全性の向上のため、つくばエクスプレスの8両編成化の早期実現や東京駅延伸、JR武蔵野線のホームドア設置を鉄道事業者に働きかけます。
路線バス利用の促進	三郷市地域公共交通活性化協議会との連携により、利用環境の維持・改善など、路線バスが利便性の高い公共交通となるよう、検討を図ります。
自転車利用の推進	サイクルアンドバスライド ³ の周知PRの実施、設置個所の拡大や利用環境の改善とあわせ、出発地からバス停までやバス停から目的地までのいわゆるラストワンマイルの移動手段としてシェアサイクルとの調和を図ります。 また、自転車利用の促進に向け、自転車利用促進サービスセンターにおいて、自転車に関する情報発信の充実を図ります。
MaaSの具現化	「新たなモビリティサービスによる『まち』づくり協議会」や「埼玉県東部地域道路交通研究会」などの活動を通じ、地域の課題解決に向けた施策や取組み、実証実験の実施等について検討します。

関連する個別計画

三郷市都市計画マスタープラン

三郷市地域公共交通計画

関連する取組み	関連施策
環境負荷低減に向けた自転車利用の促進	3-2-1
都市型観光の振興	5-2-2

³ サイクルアンドバスライド:自転車と路線バスとの移動の連続性を確保することにより、自転車の利便性を高める施策の一つ。バス停留所付近に自転車駐輪場を設置することで、自転車からバスへの乗り継ぎ利用を促進する。

まちづくり方針4 都市基盤の充実した住みやすいまちづくり
市民生活が豊かになる快適な都市を実現する

4-2-4 良質な水の安定供給

現状

- 「三郷市水道事業ビジョン」「第3次三郷市水道事業基本計画（改定版）」に基づき計画的な事業運営、施設整備をしています。
- 水道施設の老朽化対策、災害発生時の断水への迅速な対応等の課題に取り組む一方で、上下水道一体での耐震化を推進するため、令和7年1月に「三郷市上下水道耐震化計画」を策定しました。
- 近年、給水人口や、水道使用量、有収水量¹が減少傾向となっています。

課題

- 近年多発する自然災害による停電や浸水被害等から水道施設を守るだけでなく、上下水道一体で、重要施設に接続する管路等や特に重要度の高い水道施設の耐震化などの災害対策が急務となっています。
- 人口減少社会への対応や災害に備えた老朽化施設の更新など、将来にわたる持続可能な水道事業運営のため、水道事業収入の根幹である給水収益確保の方策が必要です。
- 持続可能な水道事業を運営していくためにもアセットマネジメント²による施設整備費の平準化、また施設の長寿命化を踏まえた適切な維持管理を行うことが必要です。

¹ 有収水量:配水された水量のうち、水道料金の徴収対象になった水量のこと。

² アセットマネジメント:持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点にたった、効率的かつ効果的な資産管理のこと。

SDGsに向けた方向性



誰もが安心して利用することのできる水を安定して供給するため、施設の適切な維持・更新を図ります。

施策実現のための取組み

水道事業の健全な経営の維持	施設整備を計画的にすすめながら、適宜、財政計画の見直しを行い、将来にわたって健全な経営が維持できるように取組みます。
地震に強い強靱な管路の構築	上下水道一体で耐震化による管路更新を計画的、効率的に実施します。また、更新に伴い、漏水防止効果による有収率 ³ の向上を図ります。
浄配水場施設の適切な維持管理・計画的な更新	浄配水場施設の適切な維持管理や計画的な施設更新を実施し、自然災害に強い浄配水場施設の構築や長寿命化を図ります。

関連する個別計画

三郷市水道事業ビジョン・第3次三郷市水道事業基本計画（改定版）

三郷市上下水道耐震化計画

関連する取組み

公共下水道施設の耐震化及び維持管理

関連施策

3-2-3

³ 有収率:浄配水施設から配水した水のうち、料金の対象となった水の割合。

まちづくり方針

5

魅力的で活力のある まちづくり

目指す姿

5-1 元気で活力ある 都市を実現する	魅力ある商業により、地域がにぎわっている ▶ 5-1-1 にぎわいのある商業の振興
	工業の振興により、地域経済の活性化がなされている ▶ 5-1-2 活力ある工業の振興
	高品質化、高付加価値化した都市型の農業が実現し、活性化している ▶ 5-1-3 都市型農業の振興
5-2 まちに人々が集い、 にぎわいを 生み出す	起業できる環境が充実している 地域の特性を活かした産業が発展し、市内の雇用の創出が図られている ▶ 5-2-1 産業と雇用の創出
	魅力ある観光資源により、多くの人が訪れている ▶ 5-2-2 魅力ある観光の振興
	多様性（ダイバーシティ）を認め合い、尊重し、様々な形での交流を推進することで、グローバル化している ▶ 5-2-3 グローバルな視点に基づくまちづくりの推進

まちづくり方針5 魅力的で活力のあるまちづくり
元気で活力ある都市を実現する

5-1-1 にぎわいのある商業の振興

現状

- 経済産業省の令和7年4月における商業動態統計小売業販売額(季節調整済指数¹)によると、全国的な傾向としては「緩やかな上昇傾向にある小売業販売」となっています。
- 大型店の定着、通信販売やインターネットショッピングの利用による無店舗販売²の増加、宅配サービスの充実により、売り上げ・客数の減少、経営者の高齢化等、様々な環境の変化が個店・商店街の活力を衰退させています。また、大型店相互の競争激化も予想され、市内の商業環境をめぐる課題はますます多様で複雑化しています。

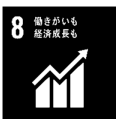
課題

- 既存事業者には地域の環境の変化や消費者の動向を的確にとらえた新たな事業に取組むための支援が必要となるとともに、大型商業施設を訪れる買い物客を市内の個店商店街に誘導する施策が求められています。
- 地域の顔であり、生活に密着した魅力ある商店街づくりのため、組織の維持、商業基盤施設の整備や街路灯、モニュメント等の施設維持など商店街が取組む環境の整備支援が求められています。
- 市の魅力を活用した商業活動を支援し、市のシティプロモーションや観光の推進との相乗効果を高めていく必要があります。

¹ 季節調整済指数:経済統計の原計数から季節の変動による業績のばらつきを取り除いた指数のこと。

² 無店舗販売:店舗を構えずに販売する営業様式のこと。屋台、通信販売、巡回訪問販売、カタログ販売、インターネット販売等が含まれる。

SDGsに向けた方向性



事業者、商店街や関係団体等への支援により、まちの活性化、持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図ります。

施策実現のための取組み

特色ある商店街の
育成・活性化

商店街の周知及び商店街が活性化のために実施する各種事業に対して補助を行うことにより、既存商業を支援し、地域の顔、生活広場としての魅力ある商店街づくりを行います。

経営基盤の強化への
支援

中小企業事業者・創業者向けに相談窓口やセミナー開催、補助制度の実施、創業塾の開催、特定創業支援等事業計画の認定事務を行います。

まちづくり方針5 魅力的で活力のあるまちづくり
元気で活力ある都市を実現する

5-1-2 活力ある工業の振興

現状

- 三郷市は、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づいて策定された埼玉県第2期埼玉県基本計画において、成長ものづくり分野、食品、製造分野、物流関連分野、デジタル分野、環境・エネルギー分野、観光分野の促進区域として位置づけられています。
- 平成30年度には東京外かく環状道路（三郷南インターチェンジ～高谷ジャンクション間）が延伸、令和5年に三郷流山橋有料道路が開通、令和7年には常磐自動車道三郷料金所スマートインターチェンジがフルインター化され、広域道路ネットワークの拡充により産業集積への期待が高まっています。
- 三郷インターチェンジ周辺や幹線道路に面するなど交通利便性の高い地域については、都市基盤整備の状況や周辺の農地環境との調和を図りながら、工業・流通系の土地利用を誘導するため、土地区画整理事業などによる産業拠点の形成が進められています。
- 土地区画整理事業や都市計画道路の整備、東京外かく環状道路の延伸、つくばエクスプレス開通など都市基盤整備の進展、大型商業施設が進出したことにより、購買力の周辺都市への流出に一定の歯止めがかかり、近隣市町からの消費者の流入が見受けられます。
- 産業フェスタ等のイベントを通して、市内商工業の振興及び地域経済の活性化を図っています。

課題

- 都市計画道路の整備と面的な土地利用計画との連動性について期待されています。
- 交通特性を活かした産業の振興や新たな雇用機会の創出が求められています。

SDGsに向けた方向性



持続可能な産業集積を行うため、三郷市の広域交通条件の優位性を活かした形での産業立地を進めます。

施策実現のための取組み

土地利用の誘導	交通利便性の高い地域については、周辺環境との調和を図りながら産業の活性化に資する土地利用について検討します。
調和のとれた商業・工業環境の整備	市内商工業の振興及び地域経済の活性化のための各種団体運営及びイベントに対する補助等の支援をします。

5-1-3 都市型農業の振興

現状

- 三郷市は東京都に隣接し、三郷ジャンクションによる都心近郊の流通拠点として恵まれた立地条件を活かし、新鮮で安全・安心な農作物を効率的に供給するなど、都市型農業を形成しています。
- 社会経済の発展に伴い、ベッドタウンや流通拠点としての都市化が進み、農地の宅地化に伴う耕作面積の減少と併せ、農業者の高齢化や担い手不足による農業者の減少、並びに市場価格の下落に伴う農業所得の減少により、継続的な農業経営が困難になりつつあります。
- 新たな農業経営の在り方として、^{はじょう}圃場¹を観光農園²に整備するなど、集客性の高い農業を目指す動きも出てきています。

課題

- 新たな農作物栽培に取組む農業者から、農産物のブランド化や高付加価値化に向けて農業の6次産業化³への支援を求める声が寄せられています。
- 市内農業を次の世代に継承するためにも、担い手不足の解消や継続的な農業経営への支援が必要とされています。
- 社会の成熟に伴い、緑豊かな潤いある居住環境並びに自然とのふれあいが求められている状況から、農地の適切な保全が必要とされています。
- 農業体験や園芸講座等により、地元の農業を身近に感じてもらえる機会を提供するなど、安全・安心な三郷産農産物のPRを行うとともに、その需要拡大が求められています。

¹ 圃場:農作物を育て収穫する水田や畑を指す言葉。

² 観光農園:農産物の収穫体験ができる個人農家または農業法人が経営する農園のこと。

³ 6次産業化:1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組みのこと(1次産業×2次産業×3次産業=6次産業)。

SDGsに向けた方向性



農業資源の管理、地産地消・ブランド化等による市内販路の整備、新たな担い手や後継者の育成・確保につながる取組みを進めることで、持続可能な農業を推進します。

施策実現のための取組み

農業経営・生産の充実	関係機関の協力を得ながら、農業者の生産技術の向上を図り、農産物の高品質化並びに付加価値のある農業を推進します。
高収益農業の推進	三郷ジュシーあすばら・三郷秋どりえだまめ・三郷メロンなどの新特産品の産出を目指す農業者を支援するとともに三郷産農産物のブランド化や6次産業化など、高品質で付加価値の高い取組みを支援し、農業所得の向上を図ります。
農業の担い手の育成・確保に向けた支援	各種農業者団体に対し活動支援を行い、農業者団体の育成に努めます。特に、農業後継者団体への活動支援と組織強化に努めます。また、新規就農者につきましては、関係機関と連携しながら、就農支援に努めます。
農地の適切な保全	農作物生産機能に加え、環境保全など貴重なオープンスペースとして多様な機能を有する農地の適正利用を推進します。また、適切に保全することにより、豊かな地域社会を築き、農業経営の安定化を図ります。
三郷産農産物の流通販売促進	高品質な農産物の市場出荷を支援するとともに、三郷産農産物が市民の手に入りやすい仕組みの充実を図るなど地産地消を推進します。また、農業祭や各種イベントを通じ、新たな需要の拡大に努めます。
ふれあい型農業の推進に向けた支援	市民に多様な農業体験の場を提供し、農業資源を活かした交流や食育などの取組みを推進するとともに、市民農園・観光農園などの整備の支援を推進します。
園芸団体への支援並びに市の花「さつき」の栽培普及	園芸展を支援することで、園芸展出展者の技術向上を図り、三郷市の観光資源につながるよう努めます。また、「さつき」が市の花として深く認識されるよう普及に取組みます。

関連する個別計画

三郷市都市農業振興基本計画

関連する取組み	関連施策
安全・安心な学校給食の提供及び食育の推進	2-2-1
都市農地の保全	3-1-2

まちづくり方針5 魅力的で活力のあるまちづくり
まちに人々が集い、にぎわいを生み出す

5-2-1 産業と雇用の創出

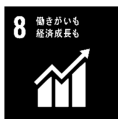
現状

- 起業は地域の発展や雇用の創出をもたらす原動力となりますが、残存率が業種、規模により大きく異なる現状があります。
- 働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会の実現が求められています。
- 多くの企業では、テレワーク、時差通勤、オンライン会議の実施等、従来の慣行から脱却した新しい働き方が模索されています。

課題

- 誰もが安心して働ける雇用機会の拡大、雇用情報の提供、相談体制の充実、労使関係の健全な発展、労働者生活の安定、福祉の向上等が求められています。
- 関連法の整備や改正等の動向を反映しながら、拡大・強化を図るとともに、労働者の福利厚生制度の充実についても十分対応していく必要があります。
- 多様な働き方に見合った雇用形態や正規雇用対策が求められています。
- 中小企業をめぐる経営課題は多様化・複雑化しており、起業家には多岐にわたる専門的知識やノウハウ、実務経験等が求められています。

SDGsに向けた方向性



産業基盤、経営環境の整備を推進するとともに雇用や労働環境に不安や不満を持つ労働者に対する各種相談事業等を通じ、安全で安心な労働環境を促進します。

施策実現のための取組み

雇用の促進	雇用機会の拡充を図るため、関係機関と連携し、求人情報の提供や相談体制の整備、合同企業面接会及び就職支援セミナー開催等の支援をします。
労働環境の充実	労働者が直面している労働問題の解決と福祉の増進を図るため、関係機関と連携し、相談事業や中小企業退職金共済等掛金補助等の支援をします。
創業者への支援	三郷市商工会等の関係機関と連携し、特定創業支援認定、創業塾や個別相談の開催、さらりとひかれ起業家応援事業費補助金等の支援をします。

関連する取組み	関連施策
地域における子育て支援	2-1-2

まちづくり方針5 魅力的で活力のあるまちづくり

まちに人々が集い、にぎわいを生みだす

5-2-2 魅力ある観光の振興

現状

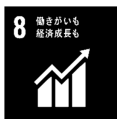
- つくばエクスプレスの開通や、市内バス交通網の整備など、移動手段の向上が図られるとともに、「ピアラシティみさと」や「新三郷ららシティ」に、広域的な集客力や知名度を持った大規模商業施設が進出しました。
- 市内外に広く三郷市の魅力をPRできる misatostyle、産業フェスタなどイベントの実施・後援・支援や、観光案内板の設置、地域ブランドの育成、公式マスコットキャラクター「かいちゃん&つぶちゃん」の活用など、観光振興に関する様々な取組みを行っています。
- 観光振興により、市内産業への経済的な波及効果や雇用の創出等を生み出していくことが期待されています。

課題

- 市民だけでなく国内外の人々を惹きつけ、魅了し、三郷に来たいと思えるよう、三郷市の認知度やイメージをより高めるために、より一層三郷市の魅力を発信していくことが求められています。
- 市、観光協会、事業者、市民など相互の連携を図りながら、都市型観光¹を推進し、市の特性を活かした観光資源の創出・発掘、おもてなし体制の充実強化の推進など、新たな取組みが求められています。
- 変化の激しい観光に対する多様なニーズや意向を的確に把握し、三郷市が持っている魅力・資源を最大限に活用した観光事業を実施するため、引き続き調査・研究が必要とされています。

¹ 都市型観光:観光都市に滞在し、歴史遺産やまち並み、古典芸能やコンサート、美術鑑賞などの芸術、テーマパークなどのアミューズメント、ショッピングや飲食、夜景などを楽しむ観光のこと。

SDGsに向けた方向性



三郷市の有する魅力を活かし、雇用創出や製品の販路拡大に資するような観光の振興を図ります。

施策実現のための取組み

地域資源を活かした取組みの創出	市の歴史や文化・産業等の魅力や資源を考察し、それを活かした地域経済成長に資する取組みを進めます。また、市内外へ地域の魅力発信を行います。
観光資源の情報発信	多様な観光ニーズに合わせた的確な情報を、三郷市情報発信スペース「ららほっとみさと」や観光ホームページ、各種 SNS、パンフレット、観光案内看板等多様な手段で市内外に情報発信を行います。
都市型観光の振興	大型商業施設を有するエリアの集客力や交通網の充実による首都圏や近接する地域からのアクセスの良さという強みを活用した都市型観光を推進し、地域のにぎわい創出・経済活性化を図ります。
観光資源の再発見	市民や関係団体との連携により、自然、文化、歴史、産業、人材など今ある地域資源を再発掘し、様々な手法により磨き上げを行い、市固有の魅力ある観光資源として活用していきます。

関連する取組み	関連施策
まちのシンボルとなる都市交流拠点の形成	4-1-2
シティプロモーションによる魅力発信	経 2-1

まちづくり方針5 魅力的で活力のあるまちづくり

まちに人々が集い、にぎわいを生みだす

5-2-3 グローバルな視点に基づくまちづくりの推進

現状

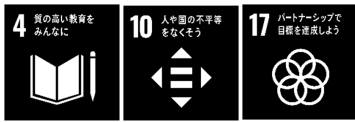
- 出入国管理及び難民認定法の改正に伴う外国人労働者の増加等により、日本に暮らす外国人住民が増えており、今後より一層、外国人住民との共生や交流の機会の増大が見込まれています。
- 外国人住民の数は年々増加傾向にあり、現在人口比率の約5%を占めるに至っています。特にみさと団地を中心に外国人留学生やその家族が多数居住しています。
- 平成28年6月、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とし、参加国・地域人的・経済的・文化的な相互交流を図ることを目的とするホストタウン制度に、ギリシャ共和国のホストタウンとして登録し、同国との交流を推進しています。

課題

- 外国人住民の更なる増加・多国籍化が予測されることから、行政パンフレット、室内外サイン等の多言語対応、職員対応など、行政サービスの一層の充実が求められています。
- 外国人住民が地域の構成員として受け入れられ活躍できる社会の構築を目指すため、市民の意識啓発の強化や、市民団体との連携による外国人受け入れ体制の整備が求められています。
- 外国人来訪者との交流機会の創出を行い、市民の国際感覚・国際意識の向上を図るとともに、国際化に向けた各種事業を推進します。
- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会後におけるレガシー(遺産)や、ホストタウンにおける継続的な交流を軸とした国際化の推進について、国際姉妹都市協定¹の締結など、さらなる交流促進のための取組みが必要となります。

¹ 国際姉妹都市協定：海外の自治体と多様な分野における交流を通じ、相互の理解と親善友好を深めるとともに、互いの発展と振興に資することを目的とする都市間の協定のこと。

SDGsに向けた方向性



誰もが、グローバルな視野を持ち、多様な人々との相互理解を進めることができる社会の実現を図ります。

施策実現のための取組み

多文化共生の推進	情報発信・相談対応の体制整備や、外国人住民との交流活動支援、相互理解のための機会の提供等を通じて、国籍に関係なく、だれもが安心して生活できる生活環境を整備します。
国際交流組織・活動への援助	「三郷市国際交流協会」の組織の育成や日本語教室などの事業運営の支援・協力をを行いながら、自主的活動の活性化を推進します。
多言語対応の推進	市民等と職員のコミュニケーションをより円滑にするため、多言語対応環境を整備します。
国際交流の推進	ギリシャ共和国とのホストタウン交流を中心に、スポーツ、文化、教育など様々な分野における国際交流の機会を創出するなど、国際化事業を推進し、地域社会のグローバル化を図ります。

関連する取組み	関連施策
ギリシャ共和国を中心とした国際交流	経 2-3

まちづくり方針

6

誰もが生きがいを持ち
輝くまちづくり

目指す姿

6-1 誰もがいつでも 読書に親しむ 環境をつくる	読書を通じて人々が交流している ▶ 6-1-1 読書を通じた交流の推進
	身近に読書に触れることができる ▶ 6-1-2 読書環境の整備
6-2 誰もが学び、健康で 生きがいの持てる 文化の息づく まちをつくる	誰もが様々なことを学び、活かすことができる ▶ 6-2-1 生涯学習の推進
	誰もがスポーツやレクリエーションを楽しんでいる 様々な活動を通じて、健康的にいきいきとした生活を送っている ▶ 6-2-2 スポーツ・ウェルネスの推進
	身近に文化や芸術に触れることができる ▶ 6-2-3 文化・芸術の振興
	文化財保護・保全活動が行われ、市民がそれらを大切にしている ▶ 6-2-4 文化財・伝統文化の保存・継承
6-3 誰もが平等に暮らせる 社会を実現する	平和の尊さや人権の大切さを理解し、みんなが意識をもって行動できる ▶ 6-3-1 平和と人権を大切にする社会づくり
	誰もが平等で個性と能力を発揮することができる ▶ 6-3-2 ジェンダー平等社会の形成

まちづくり方針6 誰もが生きがいをもち輝くまちづくり
誰もがいつでも読書に親しむ環境をつくる

6-1-1 読書を通じた交流の推進

現状

- 平成 25 年 3 月に市議会で議決された「日本一の読書のまち宣言」に基づき、市民の主体的な学習要求や課題解決等、様々なニーズに応えるため、資料や情報を積極的に収集するとともに、市民の誰もが、いつでもどこでも読書に親しめるような図書館の運営を行っています。

課題

- 宣言から 13 年が経過し、読書推進の取組みを通じて市民への定着を図ってきました。引き続き、多様な読書活動を通じて市民の交流を促し、人と人とのネットワークを育み、多世代の新たなコミュニティが形成されることが求められています。
- 高齢者や障がいのある方など、図書館への来館が困難な利用者に対する支援や地域の図書室の更なる充実、市内の読書環境の拡充が求められています。

SDGsに向けた方向性



誰もが、積極的に読書に取り組むことで、多様な知識を得るだけでなく、その人の生活をより豊かにできるようにします。

施策実現のための取組み

日本一の読書のまち 三郷の推進

誰もが読書に親しむことができるよう読書活動を推進するとともに、読書活動をおして人と人との絆が結ばれるよう人と本をつなぐネットワークづくりを進めます。

読書活動ボランティア 団体への支援

地域で活動する読書ボランティア団体に対して支援を行います。

関連する個別計画

第3次日本一の読書のまち三郷推進計画

関連する取組み

本を通じた世代間交流の推進

特徴ある取組みの推進

関連施策

経 1-2

経 2-1

まちづくり方針6 誰もが生きがいをもち輝くまちづくり

誰もがいつでも読書に親しむ環境をつくる

6-1-2 読書環境の整備

現状

- 市民の安心・安全・快適な図書館の利用のため、また、図書館資料の貸出・返却・検索・管理の迅速かつ効率的な処理による利便性の向上を図るために、図書館施設管理事業を実施しています。
- 公共施設として市民生活を豊かにし、課題解決に結びつく蔵書構成のため図書館資料の購入を実施しています。社会情勢を踏まえた幅広い資料の収集に努めるとともに、リクエストや利用状況等から市民ニーズをとらえた図書の選定を進めます。平成30年3月より電子図書館サービスを導入し、蔵書のさらなる充実を図っています。
- こどもたちに、読書の楽しさ、知る喜びを伝えるため、図書館及び図書館資料を活用し、こどもたちへの読書環境整備と市内小中学校への読書活動支援を実施しています。
- これまでの取組みにより学校図書館の環境は充実し、児童生徒の読書量やレファレンス数¹が増えています。

課題

- 施設・設備の適切な維持管理及び図書館情報システムの安定的運用のため、施設・設備の適切な管理に努めるとともに必要な措置を講じていく必要があります。
- 市民ニーズに対応した資料の収集及びサービスの周知を図ることで利用者の増加に努めていくことが課題となっています。
- 家庭・地域・学校・図書館が一体となり、こどもたちの読書環境の更なる整備促進及び読書活動を活発にするための取組みを行っていく必要があります。

¹ レファレンス数:調べたいことや探している資料などについての相談件数のこと。

SDGsに向けた方向性



積極的に読書に取組むことのできる環境をつくり、誰もがその環境を利用できるような社会の実現を図ります。

施策実現のための取組み

読書環境の整備と充実	市民の学習意欲及び読書への興味に応えるため、多分野の資料の充実に努めるとともに、市内施設の相互協力による読書ネットワークを強化するほか、各種データベースの充実を図ります。
図書館施設の維持管理及び図書館情報システムの安定的運用	日常及び定期点検を通じた施設・設備の適切な管理に努めるとともに、図書館情報システムの安定的運用を図るために必要な措置を講じます。
図書館業務の効率化	自動貸出機等の導入により利用者の利便性を高めるとともに、事務の効率化などにより、個々の利用者に対応できる体制を構築します。
電子図書館の運営	様々な理由により図書館に行くことが困難な方でも、気軽に読書に親しんでもらえるようなサービスの提供に取組みます。
こどもたちの読書環境の整備	図書館及び図書館資料を活用した、こどもたちの読書環境の整備、市内小中学校の読書教育支援に取組みます。
学校図書館の充実	司書教諭等と学校司書が、学校応援団や読書ボランティア等と連携し、「日本一の読書のまち三郷」にふさわしい児童生徒の読書及び調べ学習等の拠点となるよう、学校図書館の充実を図ります。

関連する個別計画

第3次日本一の読書のまち三郷推進計画

まちづくり方針6 誰もが生きがいをもち輝くまちづくり
誰もが学び、健康で生きがいの持てる文化の息づくまちをつくる

6-2-1 生涯学習の推進

現状

- 高度情報化の進展や価値観の多様化、少子高齢化社会など、生涯学習をとりまく社会環境の変化に対応し、こどもから高齢者まで一人ひとりが生涯にわたって自ら学び、自己を高め、心豊かな人生を送れる人生100年時代の生涯学習社会の構築が求められています。
- こどもの健全育成のため、家庭の教育力の向上が求められています。

課題

- 生涯学習を支える施設の充実と、生涯学習施設の利用促進、生涯学習団体や関係機関と連携した生涯学習体制の整備が必要です。
- デジタル技術やインターネット環境を活用した生涯学習機会の提供が必要です。

SDGsに向けた方向性



すべてに対して、その人が希望する知識の習得などの学習への希望に応えます。

施策実現のための取組み

生涯学習・社会教育の推進	社会情勢や市民のニーズを把握し、学習機会の提供や社会教育活動への支援、デジタル技術やインターネット環境を活用した情報発信等を通じて、生涯学習意欲の高揚を目指します。
生涯学習関係機関・団体との連携強化	多様な市民ニーズに応え、生涯学習意欲の高揚を図る施設として、北公民館や放送大学再視聴聴施設などの生涯学習関連施設を運営し、各種講座の充実を推進します。
学び(市民大学)の充実	一人ひとりが生涯にわたって自ら学び、自己を磨き、心豊かな生活を支援するため、教育・学術機関や専門家等と連携・協働した講座の開催や放送大学再視聴聴施設の活用等、多様な生涯学習ニーズに対応します。
家庭教育の充実	家庭の教育力の向上を図るため、学習の機会の充実に努めるとともに、子育ての経験や情報交換を推進する団体を支援します。

関連する取組み	関連施策
人権啓発・教育の充実	6-3-1
社会参加の機会の充実や生きがい活動のための環境整備	7-2-4
地域力を醸成するための機会の創出	経 2-1

まちづくり方針6 誰もが生きがいをもち輝くまちづくり
誰もが学び、健康で生きがいの持てる文化の息づくまちをつくる

6-2-2 スポーツ・ウェルネスの推進

現状

- 健康づくりや体づくり、仲間づくりへの関心が高まっており、市民のスポーツ活動への関心とニーズは、高度化、多様化しています。
- 高齢者の生きがいつくり、健康維持を目的として、三郷市独自の事業「シルバー元氣塾¹」を開催しています。参加者からは、足腰が強くなった、体調が良くなった等の声が多くあり、効果が高いことも実証されています。

課題

- 地区の生涯スポーツ活動の場として、利用者と一緒に事業を提案していく必要があります。
- 既存の施設を最大限に活用し、スポーツ実施率を上げていくことが課題です。今後は、施設の管理に関して、民間能力を活用しつつ、市民サービスの効果及び効率の向上を図る必要があります。
- 地域活性化の観点からも、市内出身のアスリートや市内で活動するスポーツ団体などへの活動を応援・支援していくことが求められています。
- シルバー元氣塾については、今後もサポーターの養成等をさらに推進するとともに充実化を図っていく必要があります。

¹ シルバー元氣塾:高齢者の生きがいつくり、健康維持を目的として開催している市独自の筋力トレーニング教室。

SDGsに向けた方向性



希望するスポーツやレクリエーションに、誰もが取組むことで、いきいきとしたその人らしい生活ができるようにします。

施策実現のための取組み

スポーツ・レクリエーション活動の推進	広く住民が参加できるスポーツ行事や、こどもから高齢者まで、自分の好みや体力に合わせて、生涯にわたって楽しめる手軽なスポーツ教室を実施するなど、スポーツをする機会をつくれます。
指導者・団体の育成及び次世代を担う地元アスリートのための支援	各スポーツ団体との連携や指導者の育成を行います。また、地元で活躍するアスリートを発掘し、支援を行います。
シルバー元気塾の推進	高齢者の筋力維持・向上のための筋力トレーニングを取り入れ、高齢者の生きがいがづくり、健康維持を目的とした「シルバー元気塾」を推進します。

関連する個別計画

三郷市スポーツ推進計画

関連する取組み	関連施策
スポーツ・レクリエーションを通じたレクリエーション核の形成	4-2-1
社会参加の機会の充実や生きがい活動のための環境整備	7-2-4
地域活動や身近な活動を通じた多世代交流の推進	経 1-2

まちづくり方針6 誰もが生きがいをもち輝くまちづくり
誰もが学び、健康で生きがいの持てる文化の息づくまちをつくる

6-2-3 文化・芸術の振興

現状

- 社会構造の中で、文化・芸術活動や創作活動などを通じた心の豊かさを求める市民が増加しています。
- 各種文化団体には、後継者不足、育成の問題を抱えているところもあります。

課題

- 文化協会¹を中心に様々な事業等を展開していますが、ニーズの高まりに対応するには、世代や興味に合わせた柔軟なテーマ設定・実現が必要です。
- 各種文化団体に対しては、関連団体等との連携を通じた活動支援、文化振興公社²との連携を通じた文化活動の推進、活動の発表の場の提供、指導者の養成・確保、文化活動の拠点となる施設の機能の充実等を通じて、支援をしていく必要があります。

¹ 文化協会:文化・芸術の愛好家団体の連合体組織のこと。

² 文化振興公社:市民の文化芸術・スポーツの振興を図るとともに、施設の活性化と効率的な利用を推進し、市民福祉の増進とコミュニティ活動の振興に寄与することを目的とし、昭和59年4月9日に財団法人三郷市文化振興公社として設立された。

SDGsに向けた方向性



誰もが文化や芸術への希望が実現できる社会を目指します。

施策実現のための取組み

市民の文化活動の支援

文化芸術団体を育成し、団体と連携し文化芸術の普及を実施します。また、市民の活動の発表の場の提供や文化に触れる機会を確保します。

市民作品の展示

市民の作品を市庁舎入口に展示します。

まちづくり方針6 誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり
誰もが学び、健康で生きがいの持てる文化の息づくまちをつくる

6-2-4 文化財・伝統文化の保存・継承

現状

- 都市化や、代替わりなどによって、全県的に地域史料(古文書等)や民俗資料の散逸が課題となっており、市民及び地域の共有財産である歴史資料が散逸する危険性があります。

課題

- 都市化が進む中で、新規住民が増えており、三郷市の歴史や文化財を紹介し、関心や愛着を深め、永く文化財を保護していく意識を向上させる取組みが必要です。
- 『三郷市史』は三郷市及び地域の歴史・文化を理解するために必要不可欠であり、郷土資料等を適正に管理し、活用する必要があります。その活用とともに、資料収集を継続し、将来にむけて適切な保存・活用をしていくための整備が必要です。

SDGsに向けた方向性



文化財や地域の歴史をすべての人が知ること、誰もが三郷市に愛着を感じることができる社会を目指します。

施策実現のための取組み

文化財の調査・保存・継承	散逸から市内の文化財を保護・保存するため、調査を実施するとともに、特に保存・継承が必要なものについては市民共有の財産として指定していきます。
文化財保護意識の啓発	市内外の文化財や歴史資料に触れ、文化財保護意識を啓発します。
郷土資料館展示の充実	郷土資料等の調査・収集・保存に努めるとともに、常設展示や企画展示を行い、郷土の歴史を学ぶ場として魅力ある郷土資料館を目指します。
市史編さん事業の継続	新たな史料の収集・調査を継続して行い、編さん体制の充実を図ります。また、第1次市史編さん事業で刊行できなかった内容について、市史研究『葦のみち』を刊行し、発信していきます。
地域史料の収集・保存・活用	地域史料を適切に保存・活用していくための体制の整備、また調査・研究に役立てるため史料の目録化を行います。

関連する取組み	関連施策
地域力を醸成するための機会の創出	経 2-1

6-3-1 平和と人権を大切に作る社会づくり

現状

- 急速な情報化社会の進展や社会構造の変化などに伴い、インターネットを悪用した人権侵害や社会的弱者への虐待など新たな社会問題への対応が必要となっています。
- 平成 28 年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組みの推進に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」などの、人権に関する法律が施行されました。人権課題の解決に向けた施策の推進と共に、私たち一人ひとりが法制定の主旨や意義を改めて理解し、実践に移していくことが求められています。
- 令和 5 年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。同法の基本理念の通り、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すこととされました。

課題

- 様々な人権問題¹を正しく認識しその解決を図っていくために、各種啓発事業を総合的に進めるとともに、家庭・地域社会・学校などあらゆる場を活用した効果的かつ創意工夫に富んだ啓発活動の展開が必要です。
- 三郷市非核平和都市宣言に基づき、引き続き平和の尊さを広く市民に訴え後世に伝えていく必要があります。

¹ 様々な人権問題: 同和問題(部落差別)、女性・子ども・高齢者に対する人権侵害、障がい者や外国人であること・性的指向及び性自認を理由とする偏見や差別等のこと。

SDGsに向けた方向性



誰もが平和や人権の大切さを知ることで、すべての人がいきいきと暮らすことのできる社会を目指します。

施策実現のための取組み

人権啓発・教育の充実	様々な人権問題の解決を図っていくために、人権意識の高揚を図り、人権を尊重し共に生きるまちづくりの実現に取り組めます。
市民の平和意識の高揚	三郷市非核平和都市宣言の基本理念を踏まえ、平和意識の高揚に向け、夏休み親子平和施設見学会や平和DVDの上映、原爆パネル展示等の平和啓発事業を実施します。

関連する個別計画

三郷市人権施策推進指針

関連する取組み	関連施策
虐待防止対策の強化	2-1-3
青少年をとりまく環境の整備	2-2-2
権利擁護の推進	7-2-1

まちづくり方針6 誰もが生きがいをもち輝くまちづくり
誰もが平等に暮らせる社会を実現する

6-3-2 ジェンダー平等社会の形成

現状

- 女性の活躍を推進するため、平成27年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」、平成30年には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」及び「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(働き方改革関連法)」が施行されました。
- 女性が抱える問題は、複雑化、多様化、複合化しています。女性の福祉、人権の尊重や擁護、男女平等といった視点から、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が新たに施行され、また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が一部改正されました。

課題

- 性別による固定的な役割分担意識とこれに基づく社会制度や慣行は、依然として根強く、子育てと仕事の両立が困難な状況、出産・子育て期における女性の労働力の低下、重要な方針決定の場へ参画する男女の不均衡などの多くの課題があります。
- ドメスティック・バイオレンス(DV)¹やセクシュアル・ハラスメント²など、女性に対する暴力についても相談件数等は高水準で推移しており、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者の人権を保護する施策が必要です。

¹ ドメスティックバイオレンス(DV):配偶者やパートナーなど、親密な間柄で行われる暴力行為のこと。

² セクシュアル・ハラスメント:性的嫌がらせ。相手の意に反した性的な言動のこと。

SDGsに向けた方向性



誰もがすべての人に対して、平等かつ個性を尊重することができる社会を目指します。

施策実現のための取組み

男女共同参画社会 づくりの推進	「三郷市男女共同参画社会づくり条例」や「みさと男女共同参画プラン」に基づき、あらゆる分野での男女共同参画の推進に取組みます。
一人ひとりの人権の 尊重と擁護	DVを始めとするあらゆる暴力の防止に向けた意識啓発を行うとともに、相談体制を充実させ、被害者の安全確保と支援体制の整備に努めます。

関連する個別計画

第6次みさと男女共同参画プラン

関連する取組み	関連施策
労働環境の充実	5-2-1

まちづくり方針

7

健やかで
自立した生活を
支え合うまちづくり

目指す姿

7-1 誰もが健康で いきいきと暮らせる まちをつくる	生涯を通じて健康に過ごすことができる
	▶ 7-1-1 健康づくりの推進
7-2 互いに支え合い、 誰もが活躍できる 地域福祉のまちを 実現する	社会保障制度の健全な運営が行われている
	▶ 7-1-2 安定した社会保障制度の確立
	地域で支え合い、助け合うことができる
	▶ 7-2-1 地域福祉の推進
	誰もが住み慣れた地域で、いつまでも住むことができる
	▶ 7-2-2 地域包括ケアシステムの推進
障がい者が地域において安心して暮らし、社会に参加できる	
▶ 7-2-3 障がい者福祉の充実	
高齢者が地域で安心していきいきと過ごすことができる	
▶ 7-2-4 高齢者福祉の充実	

まちづくり方針7 健やかで自立した生活を支え合うまちづくり
誰もが健康でいきいきと暮らせるまちをつくる

7-1-1 健康づくりの推進

現状

- 健康寿命¹が県内でも短いことが課題となっています。
- 生活習慣病の発症・重症化を予防するため、各種健康診査及び保健指導や、地域での健康教育や普及啓発活動を実施しています。また、食を通じた健康寿命の延伸に向け、取組みを進めています。
- メタボリックシンドローム²改善等の健康管理の必要性については、さらなる周知が求められています。
- 健康診査（人間ドック含む）や各種検診の受診率が低く課題となっています。健（検）診受診や助成について、わかりやすい制度周知を一層推進し、多くのかたに受診いただくことが必要です。
- 感染症予防や骨髄バンク事業については、周知に努めています。
- 夜間、休日診療を含めた救急医療体制については、一次救急、二次救急³を周辺市町と連携して実施するとともに、休日診療については、三郷市医師会立休日診療所による診療を行っています。引き続き、市民の健康の保持増進に資するため、周辺市町と連携した取組みが必要です。

課題

- 健康寿命の延伸を目指し、市の健康課題の1つである糖尿病を予防するために、企業や団体等と協力・連携しながら、自然に健康になれる環境づくりを進めることや野菜・果物の適量摂取等の望ましい生活習慣の普及啓発を行っていくことが重要です。
- 生活習慣病予防については、食習慣・運動習慣・休養・禁煙などの健康づくりや若年期からの健康診査及び各種検診の必要性についての普及啓発と、対象者への効果的な健康づくりの普及啓発や受診勧奨の実施及び受診しやすい環境整備が必要です。
- 高齢者の健康づくりについては、疾病予防と介護・フレイル予防⁴を一体的に進めていくことが重要です。
- 新たな感染症予防のため、感染症の基礎知識や基本的な感染症対策の普及を促進していく必要があります。
- 乳幼児期に接種すべき定期予防接種については、科学的根拠に基づいた知識の啓発及び接種率の向上に向け保護者のかたへの引き続き周知が必要です。

¹ 健康寿命:65歳に達した市民が健康で自立した生活を送ることができる期間。

² メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群):内臓脂肪型肥満(腹囲:男性 85cm、女性 90cm以上)に加え、高血糖、高血圧、脂質異常の危険因子を2つ以上併せ持つ状態のこと。

³ 一次救急、二次救急:一次救急とは入院や手術を伴わない初期救急医療のこと、二次救急とは入院や手術を要する症例に対する救急医療のこと。

⁴ フレイル予防:より早期からの介護予防(=要介護状態になることの予防)を意味しており、従来の介護予防をさらに進めた考え方のこと。

SDGsに向けた方向性



誰もが健康に関する正しい知識を習得できるようにするとともに、適正な医療を受けることができることを目指します。

施策実現のための取組み

健康づくり体制の整備	全年齢層を対象とした健康相談、地域の栄養相談、保健指導等、市民の健康づくりを目指した体制づくりを行います。
地域における健康づくりの推進	生活習慣病や、要介護状態 ⁵ になることの予防、その他健康に関する事項について、市民に正しい知識の普及を図ります。
健康診査・各種がん検診等の推進	生活習慣改善や医療に結びつけるための健康診査・各種検診の実施や各種がん検診を実施し、受診率向上に取組みます。後期高齢者医療制度の被保険者対象のフレイル予防に着目した健診にも取組みます。
医療体制の充実	地域医療体制の整備を図り、休日・夜間診療を含めた救急医療体制の整備に努めます。
健康情報の提供	高齢者に向けた生活習慣病対策や要介護状態になること予防のための低栄養対策、また、乳幼児に向けたものなど、手軽で簡単に作ることができる健康レシピの周知に努めます。
感染症への適切な対応	感染症を予防するため、正しい知識の普及や迅速かつ適切な情報の提供を行います。

関連する個別計画

三郷市新型インフルエンザ等対策行動計画

第3期三郷市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）・第4期三郷市特定健康診査等実施計画
すこやかみさと～第3期三郷市健康増進・食育推進・自殺対策計画～

関連する取組み	関連施策
不妊に関する支援の実施 安心な子育ての推進	2-1-1
心身の健やかな成長の支援	2-1-3

⁵ 要介護状態：病気やけが、認知症などが原因で、常に介護を必要とする状態。

まちづくり方針7 健やかで自立した生活を支え合うまちづくり
誰もが健康でいきいきと暮らせるまちをつくる

7-1-2 安定した社会保障制度の確立

現状

- 経済的な理由などにより生活に困窮している方に対して、社会的な自立などを目指し、本人の実情に合わせた支援を行っています。
- 高齢化の進展により、医療費や介護サービス費は年々増加しています。
- 埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）をもとに、県内のどこに住んでいても同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税となる保険税水準の統一を目指しています。

課題

- 生活困窮者への支援で今後必須化が必要な事業については、継続的な支援を維持するための体制を整え、必要性に応じて委託を含めて検討していく必要があります。
- 生活保護については、必要な人に必要な保護が行き渡るように、生活保護決定事務の適正な実施が必要です。
- 介護保険については、持続可能な財政運営を図り、公平な負担と適正な給付を行うことが必要です。地域の実情に即した施策の実施が必要であり、体制の整備が急務となっています。
- 国民年金については、すべての市民が年金を受給できるように、年金制度の周知、説明の充実を図ることが必要です。
- 国民健康保険の保険税は、主に被保険者の医療費に充てられる財源であるため、医療費水準の上昇に伴い、保険税水準も上昇しています。
- 国民健康保険、後期高齢者医療制度については、制度を持続可能なものとするための取組みの推進が必要です。

SDGsに向けた方向性



誰が必要な社会保障を受けることができるよう、関係機関と連携して取組むとともに、超高齢社会が進むなかで、制度の維持等を図ります。

施策実現のための取組み

生活困窮者への自立支援	生活困窮者(現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者)に対し、自立相談支援の実施、住居確保給付金の支給、こどもの学習支援などを行い、他機関との連携による支援を行います。
生活保護決定事務の適正実施による被保護者へのサービスの向上	生活保護決定事務の適正実施と経理管理、統計管理による、地域の保護動向、傾向分析を行うとともに、相談支援の充実を図り、適切なサービス提供を行います。
後期高齢者医療制度の適正運用	埼玉県後期高齢者医療広域連合との連携のもと、後期高齢者医療制度における市町村の役割を適正に執行します。
介護保険制度の適正運営	高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活が継続できるよう、適切な介護サービスの提供に努めます。
国民年金の運営支援	市民の生活基盤となる年金受給権が確保できるように、年金制度に係る周知、説明の充実を図るため、日本年金機構と連携をとりつつ、年金相談、広報活動等の充実を図ります。
国民健康保険の健全な運営	被保険者資格の適用適正化、賦課の適正化のほか、段階的に保険税率等の改定を実施するなど必要な財源を確保するとともに、医療費の適正化、保健事業の更なる推進を図り医療費水準を抑えることで、財政の健全な運営に努めていきます。

関連する個別計画

第9期三郷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

関連する取組み	関連施策
経済的な支援の充実	2-1-1
ひとり親家庭への支援	2-1-3

まちづくり方針7 健やかで自立した生活を支え合うまちづくり
互いに支え合い、誰もが活躍できる地域福祉のまちを実現する

7-2-1 地域福祉の推進

現状

- 近年、社会情勢や家族の形態の多様化等により、地域における課題や市民のニーズは複雑化かつ多様化しています。
- 市民の不安や悩みを様々な行政サービスの案内や調整によって解決に近づける体制づくりを目指しています。

課題

- 災害発生時等に市民一人ひとりの命を守るためには、地域における助け合いが重要となるため、平常時から、地域の中でコミュニケーションを図り、要支援者と支援者がお互いに声を掛け合える「顔の見える関係」を築いておく必要があります。地域福祉活動を支える各団体との連携も重要となります。
- 相談者の抱える課題は、教育、就労、家計、住宅確保など、従来の福祉の分野を超えて複雑化・複合化しています。こうした課題を分析し、相談者の状況に応じて適切に各関係機関へ結びつけるため、幅広い分野に深い知識を持つ職員の育成が大きな課題となっています。
- 高齢者や障がい者などの権利が守られ、虐待や差別等が生じることがないようにしていくことが求められています。

SDGsに向けた方向性



住み慣れた地域で、いつまでも安心して生活することができるよう、関係機関と連携しながら自助、公助、共助等を進めます。

施策実現のための取組み

地域福祉活動を支える各団体等への支援	地域福祉の健全な発達及び増進のために活動を行う各団体等に対し、支援・協力をを行います。
地域福祉推進体制の充実	市民、団体等及び行政が連携・協働する仕組みづくりを推進し、地域福祉の充実に図ります。
避難行動要支援者支援制度の推進	災害が発生し避難する際に、地域における支援を必要とする避難行動要支援者について把握し、名簿を整備し、平常時から避難支援等関係者(町会・自治会、自主防災組織等)に名簿情報の提供を行います。
福祉総合相談体制の推進	福祉にかかる相談において、複数の部署をまたがる相談に対して、関係する部署につなぐなどの調整をしながら支援を行います。併せて、職員育成を含む対応可能な体制づくりを行います。
権利擁護の推進	自己の権利を表明することが困難な方などの権利を擁護し支援するために、中核機関 ¹ を中心に、福祉・行政・法律の専門職や関係機関、地域住民と主体的・積極的に連携を図りながら、権利擁護の推進に努めます。

関連する個別計画

第4次三郷市地域福祉計画

三郷市避難行動要支援者支援制度全体計画

第9期三郷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

関連する取組み	関連施策
要配慮者利用施設の避難確保計画の作成と避難訓練の実施の促進	1-1-2
人権啓発・教育の充実	6-3-1

¹ 中核機関:権利擁護支援の地域連携ネットワークをコーディネートする中心的な役割を担う機関。

まちづくり方針7 健やかで自立した生活を支え合うまちづくり
互いに支え合い、誰もが活躍できる地域福祉のまちを実現する

7-2-2 地域包括ケアシステムの推進

現状

- 後期高齢者の増加とともに医療と介護の両方の需要が増加することが予測されることから、入退院時の調整支援、日常の療養、急変時や看取り等、在宅医療や介護を円滑に提供するため、医療や介護の専門職等の多職種連携を更に強化する必要があります。
- 単身高齢者が増え、支援を必要とする高齢者が増加する中、生活支援の必要性が高まるとともに高齢者の介護予防が求められています。
- 認知症は誰もがなりうると言われ、家族や身近な人が認知症になること等も含め、高齢化率の上昇とともに多くの人にとって身近なものとなっています。

課題

- 地域包括ケアシステム¹の推進に向けて、地域包括支援センターは高齢者の総合的な相談窓口を担うとともに、地域の専門職の援助技術の向上や多職種ネットワークの構築を推進します。また、地域ケア会議²などを開催することにより、介護支援専門員の支援や地域課題の抽出とその解決を図っていく必要があります。
- 住み慣れた環境でできるだけ長く過ごすためには、医療と介護が一体的に提供される体制が必要です。そのためには、多様な立場の専門職が立場の違いを超えて連携を強化することが求められています。
- 地域における高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けて、生活支援コーディネーター³や協議体⁴の配置の推進が、市内全体で必要です。
- 誰もがなりうる認知症の発症を遅らせる取組みを実施するとともに、認知症により生活上の困難が生じた場合でも、周囲や地域の理解と協力のもと、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会が求められます。

¹ 地域包括ケアシステム:高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」を切れ目なく一体的に提供する体制のこと。

² 地域ケア会議:多様な専門職による事例検討を通じ、地域ネットワーク構築、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメント支援、地域課題の把握と解決を目指す会議。

³ 生活支援コーディネーター:安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるように、地域の支援体制を整え、行政や地域の団体、ボランティアなどと連携しながら、必要な支援をつなげる「橋渡し役」のこと。

⁴ 協議体:第一層(市町村単位)と第二層(日常生活圏域単位)の2種類があり、生活支援・介護予防の体制整備に向けて、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を進める話し合いの場のこと。

SDGsに向けた方向性



一人ひとりの健康づくりの支援や保健・医療・福祉サービスの利便性向上を図るとともに、福祉事業者との連携や地域福祉活動を担う人材育成に取組みます。

施策実現のための取組み

高齢者個人に対する充実した支援とそれを支える社会基盤の整備	高齢者に関する様々な相談を受け、必要なサービスにつなぎ、権利や安全を守る制度等を案内します。また、多職種で構成される地域ネットワークの強化に取り組みます。
在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の推進	地域の医療や介護の専門職と情報の共有、課題の抽出、対応策の検討を行い、在宅医療や介護を円滑に提供する体制の充実を図ります。また、医療・介護に従事する人材の育成やネットワーク化を更に推進します。
認知症に関する普及啓発と早期発見・早期対応の推進	早期発見・対応のため、地域の関係機関とのネットワークを強化します。また、認知症サポーター ⁵ 養成講座等の啓発活動を行うとともに、認知症地域支援推進員 ⁶ による地域支援体制の充実を図ります。
生活支援サービスの整備	介護予防・日常生活支援総合事業 ⁷ の実施に向けて協議体の設置を推進し、生活支援コーディネーターと共に地域資源の発掘や地域課題の解決に向けて取組みます。

関連する個別計画

第9期三郷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

関連する取組み	関連施策
地域包括ケアシステムの推進	経 1-1
社会貢献活動によるまちづくり	経 2-3

⁵ 認知症サポーター:認知症について、正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援するボランティアのこと。

⁶ 認知症地域支援推進員:市内 6 か所の地域包括支援センターに配置されており、認知症に関する専門の研修を受けた職員のこと。認知症に関するあらゆる取組みのため、関係機関との連携、調整、地域の相談対応も行っている。

⁷ 介護予防・日常生活支援総合事業:介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業の 2 つからなる。地域の実情に応じて、住民が参画できるサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりや介護予防を推進し、要介護度における要支援等のかたに対する効果的かつ効率的な支援等を行う事業のこと。また、65 歳以上のすべての高齢者を対象とした要介護状態にならないようにするための介護予防事業のこと。

まちづくり方針7 健やかで自立した生活を支え合うまちづくり
互いに支え合い、誰もが活躍できる地域福祉のまちを実現する

7-2-3 障がい者福祉の充実

現状

- 障がい者数の増加や高齢化が進んでいます。
- 相談件数が年々増加し、相談内容も複雑化、多様化しています。

課題

- 障がい者支援の要となる相談支援体制の強化を図るため、ケースワーカー等の専門性を持つ職員の確保や育成が必要です。また、基幹相談支援センター⁸や障がい者相談支援センターを中心とした、効果的かつ効果的な障害福祉サービスの提供を図る相談支援体制の維持・強化が必要とされています。
- 増加する手話通訳者・要約筆記者派遣申請に対応する体制づくりが必要です。
- 障がいのある方とその家族の経済的負担を軽減するため、医療費の軽減の継続が求められます。関係法令に基づいた適正な支給事務を継続することが求められます。
- 長く安定した就労を実現するために、関係機関との就労支援に関するネットワークの充実に努めていくとともに、障がい者の就労支援を推進する必要があります。
- 障害者差別解消法⁹を踏まえ、障がい者等への偏見、差別をなくす取り組みが必要です。

⁸ 基幹相談支援センター:地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者、難病患者等に対する相談等の業務を総合的に行う。

⁹ 障害者差別解消法:全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定された。

SDGsに向けた方向性



すべての障がいのある人が、地域の一員として暮らす共生社会を目指し、必要な支援を行います。

施策実現のための取組み

総合的な障がい福祉施策の推進	障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、総合的な施策を推進します。
障がい福祉サービスの充実	居宅介護や生活介護、自立訓練や就労継続支援等、障害者総合支援法に位置づけられた介護給付、訓練等給付の継続に努めます。
安定した障がい者福祉施設の運営	障がい者福祉施設みさとの安定した運営に努めます。
意思疎通支援の充実	聴覚障がい者等に対し、日常生活や社会参加の上で支障がないよう、手話通訳者の派遣など意思疎通支援の充実を図ります。
医療費の助成や各種手当等の活用促進	障がい者の経済的な負担を軽減するため、医療費の一部負担金等について助成金を支給するとともに、各種手当の支給を実施します。
就労支援の推進	一人ひとりの希望に応じた就職を実現し、安定した就労への長期的な支援を総合的に行うため、雇用、福祉、教育、医療各分野が連携したネットワークのさらなる充実を進めていきます。

関連する個別計画

三郷市障がい者計画・第7期三郷市障がい福祉計画・第3期三郷市障がい児福祉計画

関連する取組み	関連施策
雇用の促進 労働環境の充実	5-2-1

まちづくり方針7 健やかで自立した生活を支え合うまちづくり
互いに支え合い、誰もが活躍できる地域福祉のまちを実現する

7-2-4 高齢者福祉の充実

現状

- 高齢者の独居や老々世帯が増加することにより、閉じこもりや孤独死など様々な問題が増えるおそれがあります。

課題

- 高齢者が安心して住み慣れた地域で生活を続けるため、医療や介護の関係機関や住民主体の NPO との連携による支援ネットワークの強化、高齢者同士の交流の場の充実、気がかりな高齢者の安否確認等を行い、孤立を防ぐ必要があります。
- できる限り住み慣れた地域で暮らすため、介護サービス、さらには日常生活における支援が有機的に結びついた体制を整えていくことが必要です。
- 施設の整備事業者の選定は公募によるため、市民ニーズに合う適正なサービスを提供できるよう設置事業者との調整が必要です。
- 介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、介護予防把握事業、一般介護予防事業、地域リハビリテーション活動支援事業の一層の充実が求められます。

SDGsに向けた方向性



すべての高齢者が、住み慣れた地域の中で安心して暮らしていけるよう、必要なサービスの提供を行うとともに、地域包括ケアを進めます。

施策実現のための取組み

高齢者の孤立防止	高齢者等が安心して暮らし続けられるよう、高齢者同士の交流の場の充実を図り、地域住民と協力して孤立や引きこもり、孤独死等を防ぐための住民ニーズに応じた取組みを行います。
生活支援を支える基盤整備の推進	日常生活で、何らかのサービスが必要な高齢者のための生活支援サービスと情報提供の充実を図ります。
社会参加の機会の充実や生きがい活動のための環境整備	高齢者が長年つちかかってきた知識や技能を発揮できる場の確保を行うとともに、ボランティア活動などの社会参加の支援や生きがい活動のための環境整備を進めます。
高齢者福祉サービスの充実	介護サービス等の整備に努めていくとともに、市が住民にとって身近な日常生活圏域を単位として実施する介護基盤整備事業について、民間事業者等が整備する施設に対し、整備費の一部補助などを行います。
介護予防の推進	高齢者が要介護状態にならないように、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう介護予防事業 ¹ を更に推進します。また、市民が協力し支えあい、生きがいをもった生活を長く続けることができるような仕組みを整えます。

関連する個別計画

第9期三郷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

関連する取組み	関連施策
シルバー元気塾の推進	6-2-2

¹ 介護予防事業:高齢者が楽しみや生きがいを持って、いきいきとした生活を送るための事業や心身の衰えがあるかたに要介護状態にならないようにするための事業などを行う。

経営方針

7つのまちづくり方針 を実現するために

目指す姿

経営方針 1 地域力の醸成	市民がコミュニティの輪を広げ、活動を行っている ▶ 経 1-1 コミュニティ活動の推進
	こどもから高齢者まで、世代を超えた関わりができる機会がある ▶ 経 1-2 世代を超えた人々がつながる機会の創出
	市民が地域への関心を高め、まちづくりに参加している ▶ 経 1-3 市民のまちづくりへの参加
経営方針 2 まちの魅力向上	まちの価値が高まり、より多くの人々が来たい、住みたいと思ってもらえる ▶ 経 2-1 シティブランディングの強化
	関係自治体と共に協力したまちづくりを進めている ▶ 経 2-2 広域行政の推進
	民間企業や大学など、様々な主体と共にまちづくりを進めている ▶ 経 2-3 多様な主体とのパートナーシップの構築
経営方針 3 行財政基盤の強化	持続可能な行政経営が保たれる ▶ 経 3-1 持続可能な行政経営の確立
	将来を見据えて計画的に、市内の公共施設やインフラの適切な維持管理がなされる ▶ 経 3-2 公共施設マネジメントの推進
	デジタル技術を活用して効率的な行政運営が行われる ▶ 経 3-3 スマートで人にやさしい自治体の構築

経 1-1 コミュニティ活動の促進

現状

- 町会・自治会等の地縁活動は、地域の福祉活動や防犯・交通安全・防災活動、環境・美化活動、地域コミュニティの活性化、地域情報の提供など、まちづくりにおいて重要な役割を担っています。
- 町会・自治会等への加入促進を図るため、町会・自治会等と三郷市と宅地建物取引業協会埼玉東支部の3者による、町会・自治会等への加入促進に関する協定の締結も行い、町会・自治会等の区域に転入された方々への加入促進のチラシ等の配布を協力してもらっています。
- 町会・自治会等及び「三郷市コミュニティ協議会」に対して、コミュニティの形成に向けた自主的な活動を支援するため体制の構築を行っています。また、コミュニティ活動の拠点となる施設の整備支援に努めています。

課題

- 少子高齢化、マンションや分譲住宅の急増、核家族化や単身世帯・共働き世帯の増加などにより、町会・自治会等への未加入者が増える中で、町会・自治会等の構成員・役員の高齢化が進んでいます。
- ライフスタイルの変化や価値観の多様化に伴い、地域への帰属意識の希薄化が進んでいますが、地域コミュニティの重要性は増し、身近な施設での地域活動の充実が求められています。また、水害や地震等の災害を想定した安全対策等を行うためには、地域コミュニティの活性化が必要です。
- まちづくりの推進のための多様な担い手の育成、地域の人々が共に支え合う「共助」の取組みの支援体制の推進が課題です。

SDGsに向けた方向性



すべての市民が地域の中で助け合い、生活するためのコミュニティ活動を進めます。

施策実現のための取組み

地域コミュニティの活性化	地域活動の推進、町会等の活動支援を行います。また、将来の町会役員や市民活動団体の地域リーダーとなる人材の育成を進めます。
コミュニティ組織・活動への援助	「三郷市コミュニティ協議会」の組織の育成や事業運営の支援・協力を行いながら、自主的活動の活性化を推進します。
ボランティア活動への支援	市民ボランティア活動に際しての傷害・賠償保険を提供します。
地域コミュニティ施設整備の促進	町会・自治会等の活動拠点である集会所等の施設備品の充実に向けた補助金制度を実施します。
「こどもの居場所」づくりの相談体制の整備	「こどもの居場所」を作りたい人や協力者に対し相談体制を構築します。
地域包括ケアシステムの推進	高齢者、障がい者などが、可能な限り住み慣れた地域で、自立した自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域での支援を推進します。

関連する個別計画

第3次みさとこどもにこにこプラン（三郷市こども計画）

関連する取組み	関連施策
地域防災力の強化	1-1-3
地域と連携した防犯活動の充実及び地域における防犯力の向上	1-2-1
「こどもの居場所」づくりの推進	2-1-3
地域活動・地域交流の促進	2-2-2
多文化共生の推進	5-2-3

経 1-2 世代を超えた人々がつながる機会の創出

現状

- 全国的な人口減少、少子高齢化、核家族化の影響のほか、価値観の多様化による住民ニーズの変化などにより、コミュニティ意識の希薄化が進み、子どもが、地域で遊ぶ機会が減少してきています。その一方で、各世代の方々が置かれている状況として、元気な高齢者が地域で様々な活動をされています。このような意識の広がりを受け、地域の様々な課題を自ら解決しようとする取組みも進んできています。
- 市民の価値観の多様化とともに、行政ニーズが個別化・細分化する傾向にあり、身近な地域社会に対する関心が高まり、地域づくりに積極的に関わろうとする意識も広がっています。

課題

- 地域で様々な活動をされている高齢者の活躍の場を広げ、地域で遊ぶ機会が少ない子どもと高齢者の方々の生きがいづくりをマッチングすることや、高齢者の知識を子どもに伝えていけるような場が少ないことが課題となっています。
- 地域づくりへの関わりや意識の広がりから、様々な世代間の交流の場や機会の提供など、新たなアプローチが求められています。このような交流の場や機会の提供を行うためにも、柔軟で機能的な施設運営が必要となります。そのためには、民間のノウハウ等を活用することも重要になってきます。

SDGsに向けた方向性



誰もが多様な人々との相互理解と世代間交流を進めることで、持続可能な社会の実現を図ります。

施策実現のための取組み

地域活動や身近な活動を通じた多世代交流の推進	スポーツ、地域活動や生涯学習など、市民の身近な活動の中での多世代交流を促進します。
「こどもの居場所」を通じた多世代交流の推進	「こどもの居場所」をこどもや子育て家庭だけでなく、多世代が交流できるコミュニティの拠点とします。
本を通じた世代間交流の推進	こども司書養成講座 ¹ の実施と読書ボランティアに対する支援により、本を通じた世代間交流を推進します。
地域における世代間交流の促進	地区文化センター等の文化施設や児童館、町会等において、世代に関わらず楽しめるイベント等の開催を支援します。

関連する個別計画

第3次みさとこどもにこにこプラン（三郷市こども計画）

第3次日本一の読書のまち三郷推進計画

関連する取組み	関連施策
地域における子育て支援	2-1-2
「こどもの居場所」づくりの推進	2-1-3
社会に開かれた学校教育の推進	2-2-1
ふれあい型農業の推進に向けた支援	5-1-3
日本一の読書のまち三郷の推進	6-1-1
スポーツ・レクリエーション活動の推進	6-2-2

¹ こども司書養成講座:読書が好きなこどもたちに、本への関心をさらに高めてもらうために開講している。三郷市では小学6年生を対象として実施し、講義・実習を通して司書の仕事を学び、認定を受けたこども司書は未来の読書リーダーとして図書館や市の読書イベントで活躍している。

経 1-3 市民のまちづくりへの参加

現状

- 市民等の権利や責務などを定めた「三郷市自治基本条例」を平成21年6月に制定し、市民参加を推進しています。

課題

- 市民の価値観が多様化し、行政ニーズが個別化・細分化する傾向もある中で、まちづくりを進めるためには、市民の声、ニーズを反映するため、パブリック・コメント手続制度や市民懇談会をはじめ、多様な市民参加の機会を提供していく必要があります。
- 市民参加の基本である投票という行動についても、啓発をはじめとして、政治や選挙に対する関心の向上を図る必要があります。
- 各課に直接寄せられた意見等を集約し、市政に関する課題を把握するための仕組みを検討する必要があります。

SDGsに向けた方向性



地域のコミュニティ活動に誰もが積極的に参加できるよう、「三郷市自治基本条例」の考え方を尊重しながら、市民参加を進めます。

施策実現のための取組み

市民参加制度の活用	パブリック・コメント手続きなど、三郷市自治基本条例に基づく市民参加制度の活用を図り、市民参加によるまちづくりを推進します。
市民参加の機会の確保	まちづくりをはじめとした計画づくり等の実践の場において、市民が参加できる機会、場の確保に努めます。また、参加の機会を増やすため、様々なデジタル媒体の活用を図ります。
広聴活動の充実	投書箱やインターネットをはじめ、様々な媒体により広く意見や要望を収集し、市政運営に役立てます。また、今後のまちづくりの参考とするため市民意識調査を行い、市政に対する市民の意識を的確に把握します。
有権者の政治意識向上	若年層、特に初めての選挙となる新有権者や、将来の有権者である小中高校生に対して、選挙啓発事業を行います。

経 2-1 シティブランディング¹の強化

現状

- 市の魅力や情報の発信について、広報紙や市ホームページをはじめ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などの媒体も活用しています。
- 市の魅力や特徴の1つとして、「日本一の読書のまち三郷」を推進しています。

課題

- まちづくりを進めるためには、三郷の資源をあらためて認識し、活用する必要があります。また、市民と市が共に市の魅力の向上に向けて取り組むことが重要です。
- 持続可能なまちであり続けるには市内外、多くの人々に三郷への関心を高めてもらう機会を創出することが重要となります。広報活動の基本部分である紙媒体の広報紙に加え、現在行っている情報発信以外にも、若い世代にも届く新たな情報発信の取組みを行っていく必要があります。
- 三郷市の関係人口²を増やすため、現在行っているシティプロモーション活動に加え、三郷市の魅力発掘、認知拡大、価値向上に市民と共に取り組んでいく必要があります。

¹ シティブランディング:市の認知度を高め、そのイメージをより好感の持てるものとして広め、市としての価値を高めること。

² 関係人口:移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々のこと。

SDGsに向けた方向性



市民に三郷市をより知ってもらうための取組みを行うとともに、市外の人を含め、より多くの人々に三郷市を知ってもらうことで、持続可能な都市づくりを進めます。

施策実現のための取組み

地域力を醸成するための 機会の創出	自然、文化、産業など、三郷市の資源を知り、市民が地域に愛着を持って、いきいきとした生活や交流を育むことができる機会について、様々な場面をとらえて創出し、市民によるまちの活性化や発展につなげます。
広報活動の推進	月一回の「広報みさと」発行のほか、ホームページやSNSなど多様な媒体を活用した情報発信に取組みます。
シティプロモーション による魅力発信	市の各施策における取組状況やまちの様々な魅力を市ホームページやSNS上に数多く展開するとともに、三郷市の魅力を発掘・創造し、市内外への効果的に発信することにより、シティプロモーションに取組みます。
特徴ある取組みの推進	特徴ある取組みの一つとして、「日本一の読書のまち三郷」の活動の内容を市内外へ発信し、市民意識を醸成し、文化のかおり高いまちづくりを目指していきます。

関連する個別計画

みさとシティプロモーション方針

三郷市ソーシャルメディア運用方針

第3次日本一の読書のまち三郷推進計画

関連する取組み	関連施策
まちのシンボルとなる都市交流拠点の形成	4-1-2
高収益農業の推進	5-1-3
地域資源を活かした取組みの創出 観光資源の情報発信 都市型観光の振興 観光資源の再発見	5-2-2
日本一の読書のまち三郷の推進	6-1-1
文化財保護意識の啓発	6-2-4

経 2-2 広域行政の推進

現状

- 近隣の草加市、越谷市、八潮市、吉川市、松伏町とともに、埼玉県東南部都市連絡調整会議による広域的な行政課題に関する調査研究や公共施設の相互利用などの広域連携事業を行っています。
- 友好都市協定を締結している長野県安曇野市(旧三郷村)及び奈良県生駒郡三郷町と、三郷・安曇野友好都市交流推進協議会をはじめとする様々な交流事業で友好関係を深めているほか、スポーツ少年団や体育協会などによる、市民レベルでの交流事業も盛んに行われています。

課題

- 人口減少問題や気候変動による災害対策、高齢化に対する交通政策は三郷市だけではなく、市民の生活圏域を含め、より住みやすいまちづくりを目指すため、近隣自治体と広域で取組みを行っていく必要があります。
- 三郷・安曇野友好都市交流推進協議会をはじめとする様々な交流事業は、引き続き、新たな交流のあり方を検討するなど、幅広い活動を通じた友好都市交流の推進が求められています。

SDGsに向けた方向性



持続可能な三郷市を実現するため、市外を含むより多くの関係機関との連携を強化します。

施策実現のための取組み

自治体間連携による行政サービスの向上	市民の生活行動圏に関する近隣都市との連携を深め、広域的な防災、交通、公共施設の相互利用などに取組みます。
共通する事務における連携	近隣自治体との共通する事務において、一部事務組合等を通じた連携を推進します。
友好都市交流の推進	友好都市協定を締結している長野県安曇野市及び奈良県生駒郡三郷町と、三郷・安曇野友好都市交流推進協議会をはじめ、様々な交流事業を通し、友好関係を深めます。

関連する個別計画

第3次埼玉県東南部都市連絡調整会議基本指針

関連する取組み	関連施策
江戸川水防事務組合の活動の充実	1-1-2
最終処理施設の管理	3-2-3
計画的・効率的な道路ネットワーク軸の構築	4-2-2
MaaSの具現化	4-2-3

経 2-3 多様な主体とのパートナーシップの構築

現状

- より良い地域づくりや交流を目的として、民間企業や大学等と協定を締結し、市民サービスや各種事業展開において、連携した取組みを行っています。
- 大規模災害時の相互援助を目的として、市では自治体間の相互応援に関する協定を締結しています。また、被災者に必要な飲料水、食料及び医薬品等の優先的な供給を得られる体制を確立するため、市内外の事業者と災害時の応援に関する協定を締結しています。

課題

- 多様化する市民ニーズや今後、複雑化が予測される社会課題に柔軟に対応するため、市では、地域の実情を正確に把握し、効率的・効果的な市政を運営していく必要があります。
- これまで市が行ってきた取組みだけではカバーできない課題については、他の機関が持つノウハウや技術の活用を進めていく必要があります。
- 大規模災害が発生した場合には、住家の被害認定や罹災証明書¹の発行など、業務量が短期間に集中してしまうことから、被災自治体だけでは、十分かつ迅速に救助、応急及び復興対策を実施することが困難となっています。

¹ 罹災証明書:災害救助法による各種施策や市税の減免を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に被害の程度を証明するもの。

SDGsに向けた方向性



持続可能なまちづくりを実現するため、多様な主体との情報交換等に努め、連携を図ります。

施策実現のための取組み

社会貢献活動によるまちづくり	こどもや子育て世帯、高齢者、障がい者など支援を必要とする人々に対し、社会貢献活動を行う個人や地元企業・団体が支援することで、安心できるまちづくりを進めます。
ギリシャ共和国を中心とした国際交流	ギリシャ共和国とのホストタウン交流など、スポーツ・文化・教育・産業など様々な分野での国際交流を通じて、市民の国際感覚・国際意識の向上や国際化を推進します。
大学との連携	協定や事業等により三郷市と関わりのある大学等と連携し、魅力ある地域社会の構築を目指します。
民間企業等との連携の推進	防災、教育など市民生活に関わる様々な取組みにおける民間企業や団体等との協定や連携を推進し、民間企業等のもつ専門性やノウハウを活かした政策立案を目指します。
民間事業者との災害時応援協定²の締結	災害発生時に市民サービスを提供するうえで、有益な事業を展開している事業者等と積極的に協定締結を検討し、迅速な応急復興対策につなげていきます。

関連する個別計画

第3次みさとこどもにここプラン（三郷市こども計画）

関連する取組み	関連施策
災害に対する応急体制の迅速な整備 物資等供給体制の整備	1-1-1
「こどもの居場所」づくりの推進	2-1-3
鉄道輸送の強化	4-2-3
国際交流組織・活動への援助 国際交流の推進	5-2-3
生涯学習関係機関・団体との連携強化	6-2-1

² 災害時応援協定:大規模災害時は、市の通常の防災体制のみでは、市民の生命・財産の保護等活動に十分対応できないことが予想される。このような事態に対処する手段として、物資の供給、緊急輸送等の各種応急復旧活動について被災自治体をサポートする旨の協定が、多くの自治体と民間事業者や関係機関との間で締結されている。民間事業者は、自治体にはない専門的な技術や知識、資機材などを有していることから、様々な分野の民間事業者と協定を締結することで、広く的確な応急復旧活動が期待できる。

経 3-1 持続可能な行政経営の確立

現状

- 令和7年度の職員数は約980人であり、人口当たり職員数や職員給の構成比は類似自治体や近隣自治体と比較して低い状況です。
- 類似自治体や近隣自治体との比較を行いながら、定員適正化計画の定期的な見直しを通じて、適正な職員体制の確保に努めています。
- 行政事務が多様化し、複雑になっていることから、より幅広い業務に対応できる人材が求められています。
- 財政構造の弾力性を示す経常収支比率¹は類似団体平均よりも高く、財政構造の硬直化が進んでいる状況です。投資的経費（新規事業や施設整備など）への柔軟な対応が限定される可能性があります。
- 将来負担の状況を示す将来負担比率²は類似団体平均を大きく上回っており、将来的な財政負担が大きいことから中長期的な視点での債務管理と財政健全化の取組みが求められます。
- 公債費負担の状況を示す実質公債費比率³は類似団体平均を上回っており、過去の建設事業による公債費負担が大きく残っていることから、新規の投資的事業の余地や財政の弾力性に影響を及ぼす可能性があります。
- 歳出面では、公債費や扶助費⁴などの経常的経費が急増している一方、歳入面では、人口減少などから市税を始めとする自主財源の伸びが追いつかず、収支状況が悪化傾向にあります。
- 三郷市人口は令和4年度を境に減少に転じました。今後、人口減少や少子高齢化が進行していく見込みです。国において令和7年6月に閣議決定された「地方創生2.0基本構想」では、基本姿勢・視点として、人口減少を正面から受け止めた上での施策展開を行う旨が示されています。

¹ 経常収支比率：地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費等にように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補てん債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかをみるものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

² 将来負担比率：公営企業や地方公社、損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

³ 実質公債費比率：一般会計等が負担する元利償還金及び公営企業債の償還金に対する繰出金などの準元利償還金に係る実質的な公債費相当額の標準財政規模を基本とした額に対する比率の過去3か年の平均値。借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、これらが財政運営に与える影響の度合いを示す指標ともいえる。

⁴ 扶助費：性質別歳出の一分類で、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。

課題

- 労働人口が減少していくと予測されている中で十分な人員を確保し、職員一人ひとりが効率的に業務を遂行していく必要があります。複雑化する市民サービスに対応できるよう、職員には、幅広い知識やスキル、市民感覚、発想力、行動力などが求められており、それらに対応できる職員の育成や人材確保を推進する必要があります。
- 変容する行政サービスに柔軟に対応し、多様な人材がその能力を最大限に発揮できるような職場環境づくりが重要です。
- 持続可能な行政経営を確立するため、財政状況を健全に維持していくことが必要です。
- 基金⁵については、災害対応や公共施設の適正管理に必要な金額を確保する必要があります。地方債については、実施計画や公共施設長寿命化計画に基づき、計画的に活用する必要があります。
- 市税の徴収率は毎年上昇しています。今後も適正な徴収に係る取組みを進めることで、徴収率の向上と収入未済額⁶の圧縮に努めていく必要があります。
- 国や県の制度を積極的に活用し、財源確保を図ることが有効です。
- ふるさと納税は、他市への流出が課題となっています。財源確保のため、本市への寄附増加に向けて様々な取組みを検討する必要があります。
- 市が保有する財産は市民の共有財産であることから、適正な管理と有効活用が求められています。
- 少子高齢化などにより社会課題が複雑化する中でも、事務やサービスのムダ・ムラを抑制するため、不断の業務改善が必要です。
- 人口減少を見据えた、将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の育成・確保への配慮が課題となっています。
- 行政資源に課題がある中でも、市民サービスや運営管理事務の質を保ち、持続可能な市政運営を維持していくことが求められています。

⁵ 基金：特定の用途に充てるため、他の財産と区分して保有する金銭。

⁶ 収入未済額：当該年度に徴収し切れず、翌年度に徴収しなければならない市税等の額。

SDGsに向けた方向性



社会情勢の変化に対応し、経営感覚にあふれた持続可能な行政運営を行います。

施策実現のための取組み

市民に信頼される人材の育成	人材育成・確保基本方針に基づき、「三郷の未来を描き、情熱と意欲を持って、市民とともに向上する」職員を育成します。また、人事評価制度や研修などを通じて、職員のモチベーションの維持向上に取り組み、職員の能率を高めます。
市政を支える人材の確保	三郷市定員適正化計画及び人材育成・確保基本方針に基づき、様々な行政需要に対応できる多様な人材確保に努めます。
社会課題に対応できる組織体制の構築	適正な定員管理及び組織体制の構築を図るとともに、職員一人ひとりの能力が発揮できる職場環境づくりを推進します。
健全な財政運営	経常収支比率、将来負担比率、実質公債費比率など、財政状況を注視し、計画的な行政運営を行います。
基金及び地方債の適正管理	将来に備え、基金の適正な管理を行います。地方債残高の推移を分析しながら、地方債の借入額を調整していきます。
適正な賦課徴収業務の推進	適正な市税の賦課により納税者の信頼をより一層確保するとともに、税外債権 ⁷ も含め、確実な公金徴収と収入未済額の圧縮に努めます。
国や県との連携による財源確保	国や県の補助金や助成金等を最大限活用し、財源を最大限に確保します。
ふるさと納税制度の利用促進	既存のふるさと納税制度に加えて、企業版ふるさと納税制度やクラウドファンディング型ふるさと納税の利用促進を図り増収に努めます。
市有財産の適正管理と有効活用	市が保有する土地などのうち未利用となっている資産について活用を検討します。
公金の安全かつ効率的な管理及び運用	国債や地方債の保有など、市の公金を安全かつ効率的に管理・運用する手法を検討します。
受益者負担の適正化	受益者負担を適正に管理することにより、費用負担の公平性を図り、市民サービスのムダ・ムラを抑制します。
総合計画の適正な運用と効果的な政策立案に向けたマネジメントサイクルの推進	総合的かつ効果的な市政運営を行うため、総合計画に基づき、行政評価制度等を活用しながら事業を実施するとともに、マネジメントサイクルによる施策、事務事業の見直しを行い、効果的・効率的な事業推進に努めます。

⁷ 税外債権:市税を除いた市が徴収する債権のこと(例:介護保険料、後期高齢者医療保険料、使用料、手数料)。

市内事業者の育成と地域経済の活性化	適正な予定価格・工期の設定、施工時期の平準化等により市内事業者育成への配慮に努めます。
市民サービスの質の維持・確保	行政資源に課題がある中でも市民サービスの質を保ち、人口減少時代においても住みやすいまちを維持するため、まちづくり方針における各施策の実現を図ります。
行政事務の適正な執行	法定受託事務や個人情報の保護など、行政の基本的な事務や手続きを適正に管理・執行します。
入札・契約・検査の適正な執行	入札制度の透明性・公平性・競争性の確保や効率化を図ります。また、建設工事について、品質確保と適正な履行に係る検査を効率的に執行します。

関連する個別計画

第6次三郷市定員適正化計画

三郷市人材育成・確保基本方針

三郷市まち・ひと・しごと創生推進計画

経 3-2 公共施設マネジメントの推進

現状

- 三郷市が保有する公共建築物のうち、約7割の公共建築物が築後30年以上経過しています。
- 更新や統廃合の必要性が高まる中、長寿命化（耐用年数70年）を前提とした将来更新費用は40年間で約1,000億円、年平均25億円と試算されています。
- インフラも含めると、40年間で必要な更新費用は合計約2,126億円、年平均53億円と試算されています。

課題

- 財政負担の平準化のため、建物や設備機器等の損傷が軽微な段階で適正な対策を講じる予防保全型の維持管理体制の強化が求められています。
- 三郷市の公共施設整備は高度成長期に集中的に行われたため、更新費用も同様に一斉に発生します。更新時期を遅らせるために、予防保全に努め、また計画的に更新を行うことで、費用の平準化を図るとともに、将来にわたり安全で衛生的な環境を確保維持していくために、計画的に修繕等を進めていく必要があります。
- まちづくり全体の中で、市が所有する土地・施設が持つべき役割を考え、利用する市民のニーズや社会環境に即しているかを把握した上で、将来の公共施設のあり方を検討していく必要があります。

SDGsに向けた方向性

11 住み続けられるまちづくりを



16 平和と公正をすべての人に



17 パートナーシップで目標を達成しよう



人口減による税収減と、過去に整備した公共施設の更新の時期を迎える中、計画的に施設の更新等を行うことで、無理のない財政運営を行います。

施策実現のための取組み

更新費用の平準化	計画的な予防保全を図ることにより、経年劣化の進行に伴う大規模改修にかかる費用を最小限に抑制するとともに、建物の長寿命化を図り、財政の計画との連動のもと、適切な時期に更新を行い、ライフサイクルコスト ¹ の削減及び更新費用の平準化に努めます。
公共施設の維持管理	三郷市が保有する公共建築物の老朽化が進む中でも、安全な利用環境を維持します。
最適な施設配置の検討	施設の利用状況や維持管理にかかる費用などを調査し、本市の財政規模で将来的な維持管理が可能かを精査し、最適な配置に努めます。

関連する個別計画

三郷市公共施設等総合管理計画

三郷市公営住宅等長寿命化計画

関連する取組み	関連施策
河川や水路、排水機場の維持管理	1-1-2
排水機場ポンプ増強及び治水対策の検討と整備	1-1-2
公共下水道施設の耐震化及び維持管理	3-2-3
市営住宅の適切な管理	4-1-3
既存公園施設の長寿命化の実施	4-2-1
安全・安心な道づくりの推進	4-2-2
橋りょうの適正管理	4-2-2
地震に強い強靱な管路の構築	4-2-4
浄配水場施設の適切な維持管理・計画的な更新	4-2-4

¹ ライフサイクルコスト:建物の建設費用だけでなく、企画・設計・施工・運用・維持管理・補修・改造・解体・廃棄に至るまでに必要なトータルコストのこと。

経 3-3 スマートで人にやさしい自治体の構築

現状

- デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進に関する方向性や基本的な考え方を示す三郷市 DX 推進ビジョンを令和6年3月に策定し、デジタル技術の活用による一層の市民サービスの向上や行政運営の効率化に取り組んでいます。
- 国から示される情報セキュリティ対策（「地方公共団体向けセキュリティポリシーガイドライン」等）を踏まえ、個人情報の保護に取り組んでいます。

課題

- 人口減少社会と超高齢化社会が一層進展することにより、市民ニーズは一層多様化・複雑化していくことが想定されます。安定した質の高い市民サービスを維持するため、最新のデジタル技術を活用し、行政事務の効率化や業務改革に一層取り組んでいく必要があります。
- デジタル技術の進化は日進月歩であるため、デジタル化・DXの取組も時代の潮流に合わせて柔軟に対応することが必要です。
- 効率的な行政運営を実現するため、費用対効果の視点に加えて全体最適に資するシステムの導入を図ることが求められています。
- 行政情報を管理する上で、情報漏洩を起こさないような取組みを継続して実施する必要があります。技術的により強固なセキュリティの構築を続けるとともに、個人情報を取り扱う全職員の意識を高めていくことが重要となります。
- 災害時等において、自治体機能を維持するための体制づくりが必要です。

SDGsに向けた方向性



ICT等の活用により、誰もが安心して便利で快適に暮らし続けることができるまちづくりを目指します。

施策実現のための取組み

最新技術を活用した行政経営	AI ¹ やRPA ² などのデジタル技術を活用し、効率的な行政経営に取り組みます。
DXの推進	三郷市DX推進ビジョンに基づきデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進します。
庁内システムの全体最適化	業務システムの導入・運用にあたっては、最小の経費で最大の効果を得られるように、システムの調達範囲や調達方法を深く検討し、最適化を図ります。
情報セキュリティの向上	個人情報等の取扱いにおける技術的な情報漏洩対策を進めるとともに、取り扱う職員全員の意識や技術の向上を図ります。
業務改革による危機管理・業務継続体制の構築	ICT等の活用により、大規模災害や感染症の発生等で社会活動が制限された場合においても、行政機能が維持できるシステムを構築します。

関連する個別計画

三郷市DX推進ビジョン

¹ AI:人工知能と訳され、学習・判断・推論等の知的能力をコンピュータ上で実現する技術のこと。

² RPA:ソフトウェアのロボットによる業務自動化のこと。